

第九十四回 参議院大蔵委員会會議録第五号

昭和五十六年三月十九日(木曜日)  
午後一時開会

委員の異動

三月十八日

辞任 岩本 政光君

補欠選任 藤田 正明君

三月十九日

辞任 藤田 正明君

補欠選任 岩本 政光君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

中村 太郎君

委員

衛藤征士郎君 鳴崎 均君 藤井 裕久君 橋山 篤君 塩出 啓典君 岩本 政光君 大河原太一郎君 梶木 又三君 片山 正英君 河本嘉久蔵君 古賀雷四郎君 塚田十一郎君 野呂田芳成君 福岡日出磨君 藤井 孝男君 大木 正吾君 鈴木 和美君 丸谷 金保君 和田 静夫君 近藤 忠孝君

國務大臣

大蔵大臣 渡辺美智雄君

政府委員

大蔵大臣官房審議官 矢澤富太郎君

大蔵省主計局次長 吉野 良彦君

大蔵省主税局長 高橋 元君

大蔵省関税局長 清水 汪君

国税庁関税部長 小泉 忠之君

事務局長 伊藤 保君

常任委員会専門員 波光 巖君

公正取引委員会事務局取引部長 相場 照美君

公正取引委員会品表示指導課長 藤井 正美君

公正取引委員会事務局審査部長 井上 正君

厚生省環境衛生局長 森本 省三君

通商産業省基礎産業局アルコール事業部管理課長 小玉順一郎君

西宮酒造株式会社社長 中小路茂次君

小玉合名会社社長 渡邊 剛權君

朝日麦酒株式会社専務取締役 笠原 信松君

日本洋酒造組合常務理事 山梨県果実酒造組合会長

参考人

西宮酒造株式会社社長

小玉合名会社社長

朝日麦酒株式会社専務取締役

日本洋酒造組合常務理事

山梨県果実酒造組合会長

本日の會議に付した案件  
○酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中村太郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

酒税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(中村太郎君) 本日は、本案審査のため、西宮酒造株式会社社長森本省三君、小玉合名会社社長小玉順一郎君、朝日麦酒株式会社専務取締役中小路茂次君、日本洋酒造組合常務理事渡邊剛權君、山梨県果実酒造組合会長笠原信松君、以上五名の方々に参考人としての御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の方々に御多忙のところ、本委員会に御出席をいただきましてありがとうございます。委員を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。皆様から忌憚のない御意見を承りまして、今後の本案審査の参考にいたしたいと存じます。

これより参考人の方々に順次御意見をお述べ願うわけでございますが、議事の進行上、最初に参考人の方からお一人十五分以内程度で御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えいただくという方法を進めてまいりたいと存じます。何とぞ御協力をお願い申し上げます。

それでは、まず森本参考人からお願いをいたします。森本君。

○参考人(森本省三君) 私は西宮酒造株式会社の森本でございます。参考人として意見を述べさせていただきます。

このたびの酒税の税率の引き上げにつきましては、清酒製造業の事業経営者としていたしましては、

酒税の担荷体であります消費者と、流通並びに納税義務者であります私ども等、業界が受けまざる影響を考えると、増税がないのにこしたことはないのをごさいますけれども、国の財政が必要とするのだということでありまして、免許業者の使命といたしましてこれに協力せざるを得ないと考えます。

先般の衆議院大蔵委員会におきましては、各党の諸先生方から私も清酒業界に対しまして温かい御配慮と御意見を賜りまして、心強く思っておりますが、当委員会におかれましては御検討を重ねていただくことを心からお願いいたしまして、以下率直に意見を申し述べさせていただきます。

第一点は、先般衆議院大蔵委員会で酒税法の一部を改正する法律案につきまして、酒税法の見直しとか級別制度のあり方、課税の方法、税率構造、未納税取引、業界の構造問題、助成措置、需要開発、原料米の問題、増税が必要に及ぼす影響、増税後の価格、増税の時期、端数調整、小売の免許制度等々が粗上審議されました。大蔵省庁では懇談会を設けて諸制度の見直し、検討が行われるやに伺っておりますが、制度の見直しをしていただきます場合には、立法府におかれましては、基本姿勢として酒類の種類の中で清酒の位置づけをどうするかということを行って御検討願いたいのでございます。

清酒は日本文化の象徴であると申し上げても過言でないと思えます。この民族的な伝統酒であります国酒を、日本のアルコール飲料産業の中におきましてどう位置づけていくか、いわゆるボジショニングの問題を提起いたしたいのでございます。これはまさに立法府の政治の課題である、あつてほしいと訴えたいのでございます。

御高承のとおり、世界の各国は、民族の伝統酒

につきましては国民酒としての地位を明確にし、国の誇りとし、国を挙げてその保護、発展に努めております。世界にたぐいのない清酒の保護育成、助長につきましては、衆議院の各党の先生方から異口同音に温かい御意見をいただいております。心強い次第であります。このような御賛意は清酒業界の励み、態様のいかんを問わず、生販三層の全業界の一致した心願でもあります。清酒産業の発展に国を挙げて取り組んでいただきたい、どうかこの点につきまして、立法府並びに行政府で御理解をいただきまして、この点御確認をしていただきたいと思います。次第でございます。

第二点でございますが、ウイスキー、ビールのような寡占産業と、零細な企業集団であります清酒産業についての政治的対応についての問題でございます。

公正取引委員会の御調査でも明らかでありますように、酒類市場の現況は、非常に高い集中度を持った寡占部門と最低位に近い清酒部門とが競合しなければならぬという全く悲劇的な状況にあります。私も、私どもも鋭意企業努力はいたしておりますが、これは経済的次元の問題としてではなく、政治的な次元での対応を考えていただく以外に解決の方途はないのかとさえ思うのでございます。特に清酒は、まさに農耕文化の所産でありますから、近代化、合理化あるいは構造の高度化には必ずしもそぐわない面もございまして、どうか民族的視野に立っていただかしまして、清酒業界の諸問題につきまして政治的にどう対応してやればいいのか、どうかこの処理を立法府、行政府が精力的に推し進めていただきますことをお願いいたします。次第でございます。

清酒業界は二千九百四社でございます。大手、中小の多重構造になっております。きょうあすの問題も大事ですが、現在はいくらなんでも、いまこの道を歩いているんだと、近未来的にはこうなるだろうと、中央会も二十一世紀委員会ぐらいをつくって、規模の大小を問わず、決断と行動の谷間

に苦悩している業者に対しまして、啓蒙と自覚と、激励の素材を提供して業者に供するくらいの決意があつてほしい、かように思うのでございます。私は未来学派でありせんけれども、ホエア・アー・ウィー・ゴイングでは対応してやっていた時代ではないと考えます。業界はグレイゾーンからいまやまさにクリティカルゾーンに入つておると申し上げても過言でないと思存します。

第三点は原料米の問題であります。すでに衆議院大蔵委員会におきまして明らかにされておりますように、清酒の原料供給の体制的問題は、他の酒類部門とのギャップが大きく、清酒業界の最も苦痛な条件となっております。制度的な問題につきましては、業界や消費者を含めた社会的コンセンサスが必要であります。原料供給の仕組みの中で特に国内産原料価格の問題は立法と行政の意思によりまして処理される政策決定の問題であると存じますので、一日も早く安い良質な原料米を手でできますよう御尽力をお願いいたします。第四点を申し上げます。

清酒業界に対する管理行政の問題でございます。行政の業界に対する管理と指導につきましては、生販三層は免許事業であるということとをさらに御理解をいただきまして、特別立法であります酒税法や、酒税法に基づいてつくられました特殊法人であります私ども業界の中核的機能の役割りを果たさなければならぬ日本酒造組合中央会を、十分効果的に、効率的に指導啓蒙していただきます。活用をしていただきたいと思います。

合理化と競争のメカニズムの導入を中心としたいわゆる近代化政策は、私どものような上位の企業にとりましては一見有利なようにお考えにならうかと存じますが、行政の対応につきましては何かとむずかしい問題もあらうかと存じますので、自由化論にはいささか背反する意見で誤解のないようにお願いいたしますが、もう

少し行政の管理、指導の技術的展開を広げていただくようにしていただければどうかと存じます。また、このようにして行政の指導性を広げていただきますけれども、現在のように民主的な行政体質と国会の監視機能のもとにおきましては、恣意的な行政管理は起きないと考えております。十二分間でございます。以上私の意見の陳述を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(中村太郎君) どうもありがとうございます。次に、小玉参考人をお願いいたします。

○参考人(小玉順一郎君) ただいま御紹介いただきました秋田の太平山の小玉でございます。座って意見を述べさせていただきます。座っていただきます。森本さんから私どもの業界のことにつきましていろいろお話がございました。重複する点も多々あるかと思いますが、重複することとしましては、それだけ大事なことでありたいと存じますので、ひとつお許しをいただきたいと思います。

わが国の清酒業界は、国のお酒、国酒と言われながら、過去数年にわたりまして売れ行き不振が続けておるわけでございます。昭和五十年度に百七十一万七千キロリットルであつたものが、昭和五十五年度は百五十五万キロリットルと落ち込んでおります。ビール、ウイスキーとの種類間の競争の中で毎年のように苦戦を強いられているわけでございます。このことは昨年度の実績で見ますと、二千九百四社のうち税引き前の利益が五十万未満、これはもう採算すれすれという企業でございますが、これが千四百八社でございます。実に五

一%に上つておるわけでございます。このような清酒業界でございますので、今回の酒税の増税案はまことに厳しいと言わざるを得ないわけでございます。しかしながら、累積が七十兆にも及ぶという赤字国債を抱えたわが国の財政事情を考えますときに、またさらに、昨年の春行なわれましてコストアップによる値上げのため、従量税になつ

ている清酒は負担水準が下がっておりますので、これを回復するという見地から言いますと、今回の増税はやむを得ないんじゃないか、かように存するわけでございます。特に、清酒に對しましては税率格差をつけていただいた結果、小売価格で他の酒類と比べ相対的に有利になっております。御配慮いただきましたことにつきまして感謝を申し上げます。たいと存じます。ただ、今後の私どもの清酒業界を考えますと、どうしても解決しなければならぬ幾つかの問題があるわけでございます。次に、それらの点につきまして述べたいと存じます。

まず第一に、原料米の問題でございます。先ほどもちよつと触れましたように、もちろん清酒業界内部での競争もあるわけでございますけれども、それ以上に大きな競争相手はウイスキー、ビールとのシェアの争いであろうと思存します。東京工業大学の黒沢先生は、清酒の需要の動向につきまして分析を行いました結果、こういうことを申されております。清酒の需要の動向の規定要因の中で、近年酒類間の相対価格が決定的にきく時代に入つておるというところはきわめて重要な認識でなければならぬ、こう述べておられます。もしそうだとするならば、多少の国内産原料の使用があるとは申しながら、その大半を国際価格で原料を輸入できるビール、ウイスキーと比べて、国際価格の三倍という国産原料に依存し、しかもコストの七〇%が原料費である清酒業界は著しく不利な立場に立っていると云わざるを得ないわけでございます。

それでは、その価格の推移がどうなつておるか、これちよつと数字を挙げてみますと、昭和四十四年を一〇〇としたとしますと、清酒の米はちよつと二〇〇になつております。またアルコール原料の糖みつは一六・一、ビールの麦芽は一三・七、ホップは一五・〇、輸入モルトは一〇・六にしかなくなつていないわけでございます。この数字を見ましても、私ども清酒業界は本当に不利な立場に立っていると云わざるを得ないわけでございます。今年

度は自主流通米といたしまして四十万トンに對しまして、政府米を新米で十萬トン払い下げていただきまして、そのメリットは平均いたしまして一俵当たり約四百四十程度にしか相当しないわけでございます。原料米の面で特別価格を考へていただく等、さらに徹底した政府の御援助をお願いいたします、このように存じます。

次に、需要開拓の問題について申し上げます。清酒業界の最大の問題が需要の停滞にあることは申し上げるまでもないことと存じますが、私どもはこれが打開のために酒蔵開放、冷や酒キャンペーン、十月一日の日本酒の日、全国のきき酒コンクールという一連のキャンペーンを行ひまして、新しい生活様式に對応した日本酒の需要喚起並びに日本酒の正しい知識の普及のために、また青少年市場、女性市場対策を中央会を中心といたしまして鋭意努力をいたしております。また国から助成をいただきながら地酒の振興、日本酒センターの設立等を急いでいる現状でございますが、さらに一層の資金面的援助を拡大をしていただきたいと思います。私たちが先人より受け継いだ日本人の文化的遺産とも言えるこの日本酒を次の世代に引き継いでもうするためにも、ぜひお願いをいたしたいと存じます。

また、どこの国でもその国の国民酒と言われている酒、たとえばドイツのビール、イギリスのウイスキー、フランスのワイン等は、国際化が急速に進むことによつていろいろなお酒がその国に入り込んでまいります。またその国でつくられるようになりまゝです。そういったものと、自国内でのシェアを下げていくというのが現状であると言われ出ております。しかしこれらの酒は、ほかの国に輸出をすることによつて自国内の消費のマイナスをカバーして、さらにその上に上積みをしていくということと存じます。五十四年度の輸入酒類の総量は十一万二千九百九十九リットルでございますが、毎年二けたの伸びを示しているわけでございますが、清酒の輸出は二千九百九十五リットル、もうささやかな量にしかすぎないわけでは

ございます。今後、清酒業界といたしましても、この清酒の輸出に對してこれまで以上の努力をしなければならぬと存じますが、この面に對しましても原料米その他の助成措置をぜひお願いをいたしたいと思ひます。

次に、級別制度について申し上げます。級別制度は、消費者のみならず酒類販売業者や生産者にも長い間なじんできた制度でございます。またある意味では地方の中小メーカーの保護にも役立っている制度ではあります。一面、一般の方々には大変わかりにくい側面を持つております。と申しますのは、JAS規格のような品質保証の面と酒税を徴収するための基準としての面と二面があるわけでございます。この二つの面を何か無理やりにくっつけてしまった結果が、一般の方々に對して級別制度をわかりにくくしている原因じゃないかと存じます。たとえば、これはきつめて例外的な例ではございますが、二級酒で特級よりも高いものがあるというのがあるわけでございます。こういうのもしあるとすれば、買ひ方の方からいいますとこれは一体どうなっているんだと、こういうことにもなりかねないわけでございます。それでは従價税制度を導入したらいいんじゃないかという意見もあるかもしれませんけれども、現在のように毎年のように原料米が上がり、コストが必然的に高くなるざるを得ない清酒業界にとりまして、従價税制度を導入すればコストが上がるたびに酒税も一緒に上がることになりまして、消費者の方々は大変大きな負担を強いることになりまゝです。ひいては清酒の需要減退を招く結果となることは明らかでございます。したがって、この問題につきましましてはさらに時間をかけて検討すべきであらうと考へております。

次に、未納税取引についてでございます。私どもの会社ではお買いもお売りも一切いたしておりませんので、私からは私の感じだけを申し上げたいと存じます。いろいろ未納税につきましまして誤解があるようでございますが、現在は注文生産

制に移行いたしましたので、未納税移入企業が十分な技術指導を行つて品質の向上に努めております。また清酒のブランド自体も、品質の向上のために必要なものでございますので、消費者の方々にも信頼していただけるんじゃないかと考へております。

最後に、増税時における流通段階の手持ち課税のことにつきまして触れたいと思ひます。前回の増税時には、千五百リットルを限度としてそれ以上手持ちした場合に全部の量に對して課税されたわけでございます。これはそれが千八百リットルになるようでございますが、これをぜひひとつ、種類別にそれぞれの量を決めていただく方法がないだろうかと思ひます。アルコール度数が四・三％のウイスキーも、一五、六％の清酒も、四・五％のビールも同じリットル数ということではちよつと問題があるんじゃないか。また価格も酒税額もそれぞれ違うわけでございますので、できれば各種類間のシェアに応じて清酒は何リットル、ビールは何リットル、ウイスキーは何リットル、あとはその他ということでもいかかと思ひますけれども、これは非常にむずかしい問題もございまして、と申しますのは、一口でシェアと申しましても、東北と九州では全然違うわけでございます。東北は清酒のシェアが高いし、九州に参りますと乙類しょうちゅうのシェアが高いと、こういうことでございまして、技術的に非常にむずかしい問題もございまして、今回は無理かと思ひますが、これとひとつ将来の課題としてぜひ考へていただきたいと思います。

以上をもちまして意見を述べさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(中村太郎君) どうもありがとうございます。

次に、中小路参考人をお願いいたします。

○参考人(中小路茂次君) 私、朝日麦酒株式会社専務取締役の中小路でございます。

ますか。

○委員長(中村太郎君) どうぞお座りください。

○参考人(中小路茂次君) すでに御高承のこととは存じますが、ビールはビール大を発売させてつくりまゝ麦芽とホップを主原料としまして、それに米、でん粉などを副原料として仕込みをいたしまして、それから酵母によつて発酵、熟成させてつくりまゝとするの低アルコールの健康的な嗜好飲料でございます。

現在わが国では五つの会社が生産供給を行つておりまして、昨昭和五十五年、曆年での生産者の国内向けの蔵出し高は四百四十七万五千リットルでございます。これは現在わが国で消費されております酒類全体の約六六％を占めておりまして、国民各層に広く飲用され、大衆の生活に密着いたしております最もポピュラーなアルコール飲料であると申せるかと存じます。また昭和四十八年のオイルショック後の総合物価対策の際には、ビールだけが生活関連物資五十三品目の中の一つとして価格凍結品目に指定されたという経緯もございまして、このように国民の生活の場に広く溶け込んでいろいろな場で飲用されておりますものでございまして、非常に健康的なものであるというふうなことから、私も生産者としていたしましては常によりよい製品をできるだけ低廉な価格で供給したいと考へておりまして、経営の合理化に努力をいたしますとともに、私どもの企業努力の及ばない外部的なコスト要因、たとえば原材料の価格とか税金の負担とかにつきましても、できるだけ低くかつ安定したレベルに保つことが望ましいと考へております。

ビールを生産いたします工程は昔から原理的には変わっておりませんが、工場設備は当初から比較的近代化された大規模なもので生産をしてまいつておりまして、酒類の生産方式の中ではいわゆる装置産業的な形態で大変合理的、効率的なものとなつておると申せますが、生産会社間の競争の激しいこともございまして、各社とも新鋭設備の導入や省力化、省エネルギー化のための設備投資を

行なうなどの経営効率化を進めまして、原価低減への努力をいたしております。それらの結果、ビールの価格は昭和四十年を一〇〇として指數的に比較をいたしますと、昭和五十五年のそれは標準的な小売価格では二〇〇、生産者価格では一八五となっておりまして、消費者物価指數の総合では三〇八、同じく食料品で三一二というような指數と比較いたしました非常に低く抑えられたものとなっております。先ほど申し上げました努力の結果が反映されていると考えております。しかし、これも昭和五十年以降について見ますと、昭和五十年を一〇〇とした見ますとビールの標準的な小売価格は現在一三三でございます。消費者物価指數の総合が昭和五十年を一〇〇とした見まして現在のそれが一三六、同じく食料品で一二九というぐあいに相対的には割り安感が失われる方向をたどってまいっております。

特に、近年の石油価格の上昇と、それに伴いますいろいろな原材料、資材の値上がりによりましてコストアップや、さらには輸入麦芽に比べまして三倍強も高価につきます国内産麦の使用比率の上昇といったような諸要因によりましてコスト上昇を強いられもしております。一方、経営合理化の面ではかなりその限度に近づきつつあるということから、現在非常に厳しい状態になってきております。

また、酒類の消費動向も酒類全体で昭和三十年代では年平均一〇％の伸びを見ましたが、四十年代では五・八％、五十年以降では三・四％と伸びが次第に鈍化をきておりまして、ビールにつきましても三十年代では一八％も伸びましたが四十年代では七％、五十年以降では約四％強と鈍化してまいりまして、いわゆる成熟期に入ってきているものと考えております。

ところで、酒税特にビール税についての問題でございますが、現行のわが国のビール税は従量税でございます。ビール一キロリットル当たり十六万一千百円、普通のビールびん一本当たりにして百一円九十八銭となりまして、税負担率は

標準的な小売価格の二百四十円に占めます割合では四二・五％と非常に高率なものが課せられております。このたびの増税案によりまして、これがビール一キロリットルあたり二四・二％増の二十万百円になるということでございますので、普通のビールびん一本当たりでは百二十六円六十六銭ということになる勘定でございます。私もい

たしましては、これを消化いたしますことは、先ほど来申し上げてまいりました事情からとうていなし得ませんし、酒税は間接税、消費税でございますので、基本的には小売価格に転嫁される性質のものであると考えますので、このたびの増税案でまいりますと、標準的な小売価格は一本当たり二百四十円から二百六十五円になると試算されるわけでございます。この場合は小売価格につきましては、四七・八％を税金が占めることとなりますので、標準的な小売価格が二百四十円から二百六十五円、すなわち一〇・四％の値上がりとなります。そういう価格が上がりまして需要に影響が出てくるということは基本的には否定できないと思っております。私もこのメーカールの経営上にも、また卸ですとか酒販店などの流通業界にもその影響が及ぶことを懸念するわけでございます。

しかし、ビールの需要は価格のほかに消費者の所得ですとか、他の商品の価格動向とかのいろいろな相対価格との関係、さらにはビールは特に天候に影響されることの大きい商品でもございますので、夏場の天候がどうなるかといった大きな要因がございますために、需要の見通しにつきましては確かなことが申し上げられないわけでございます。

ところで、このたびの増税案が国家の財政再建という現在緊急の国民的課題から出されてまいったものでございまして、昭和五十六年度におきまして現行税制として対応できる範囲内で相当規模の増収を図る必要があるという事情のもとにおきましては、酒類がいわゆる財政物資であるという実体から考えまして、この際は応分の負担を負わなくてはならないものであるということも大局的

な見地からは理解できるわけでございまして、したがって、このたびの増税案に対しましてはこれに同意せざるを得ないのではないかと考える次第でございます。

ただ、私もビール業界にある者といしましては、現行のビール税でもすでに小売価格に占めます税負担率が四二・五％という高率でございますが、酒類に含まれますアルコール一度当たりも、酒類では他の代表的な酒類と比較いたしましたも、いろいろと国情的違いはございますものの高い税負担率となつていまして、国民大衆の健康的な嗜好飲料という見地からいまして、私も常々よりよいものをより安くと念じておりまして、その意味からかかねてから機会あるごとにビール税の低減化を図っていただきたいとお願いを申し上げてございまして、先ほど来申し上げてまいりました事情などを御勘案いただきまして、近い将来ビール税の負担の見直しをぜひともお願いをいたしたいと考えております。

以上、参考人として意見を述べさせていただきました。どうもありがとうございます。

○委員長(中村太郎君) どうもありがとうございます。

次に、渡邊参考人にお願いをいたします。

○参考人(渡邊剛樹君) 私、日本洋酒造組合の常務理事渡邊剛樹でございます。

きょう、この参議院大蔵委員会におきまして、酒税法の一部を改正する法律案につきまして、参考人として洋酒関係の意見を述べさせていただきます。まず、洋酒の概要について簡単に御説明申し上げます。

一口に洋酒と申ししましても非常に多種多様な酒類がございます。ウイスキー、ブランデー、リキュール、スピリッツ、果実酒——甘味果実酒がこれに入り、その中でもたとえばウイスキーとブランデーにはそれぞれ特級、一級、二級の三つの級別がございます。またリキュールの中には、お節句に使われる白酒や草根木皮の薬液を浸した薬味酒等が含まれております。同様にスピリッツの中にはジン、ウォッカ、ラムといった蒸留酒が含まれて、甘味果実酒にはストロベリー等が含まれております。

日本では洋酒の製造が始められてから一世紀近くになってまいりましたが、その間に洋酒業界は酒類業界の中でも特に他の酒類業界と異なり自由化が早く、かつ国際的な競争も年々増大してきたため、企業努力によって品質を非常に向上させるとともに、コストの引き下げ努力もした結果、洋酒の価格も御愛飲家の方々から御愛用いただくような状態になっておりますために、今日では日本人のほとんどの方々に御愛用いただくまでになりましたことを深く感謝しております。

洋酒と申しますと何か舶来品で、日本の大部分の方々に余り召し上がっていただけていないように感じておられる方もあるかと存じますが、今日の日本人のすべての方々が洋服を着ておられるように、洋酒も日本人のすべての方々に召し上がっていただけており、非常にうれしく存じております。今日、日本の服装の関係では洋服と和服が並び用いられておりますように、お酒の関係でも日本に昔からあったお酒と洋酒とが並び用いられております。いまや洋酒は国民の多くの皆様の生活に溶け込み、国民大衆のものとなつております。このように日本の多くの国民の皆様が御愛用いただいております洋酒の立場から、酒税法の改正法案について意見を申し上げます。

まず最初に、今回の酒税法改正法案についての総括的意見を申し上げます。

今回の改正法案の主要な部分は、申し上げるまでもなく酒税の増税でございますが、これにつきましては次のように考えております。

酒税の増税は、今回のものを加えますと、昭和五十一年以来この六年間に三回も行われることになり、酒類に対して再三このような増税を行うこと

とはいかがなものかと存じますが、特に洋酒につきましては、従量税率についてはその都度増税率が最大でございまして、その結果、洋酒を御愛用いただいております国民の皆様は酒税負担が大きくなつてまいりました。ただ国家財政の再建という緊急な重要問題を考え、また既存の他の税目についてもほとんどその見直しが行われることも考え合わせますと、今回の酒税の増税には大局的な見地から従わざるを得ないものと考えておりますが、次の三点につきまして、なるべく早い時期にぜひ実現していただきますようお願い申し上げます。

その第一点は、洋酒の酒税負担の均衡でございます。洋酒の酒税負担は、他の酒類のそれに対して割り高になつております。今回の改正法案が実施された場合にはその不均衡がさらに拡大いたします。つきましては、将来なるべく早い機会に酒類間の酒税負担のバランスの御検討をいただき、洋酒と他の酒類との酒税負担の均衡を図つていただきたいと考えております。

このように申し上げますのは、次のような事情によるものでございます。

洋酒、特にウイスキー類は、他の酒類に比べて相当重い税負担となつております。たとえばウイスキー特級のサントリーの角びん、ニッカのノースランド、オーシャンの特角クラスの二百五十円の物の小売価格に占める酒税の負担割合は四七・三%でございまして、従量税適用の酒類中最高の酒税負担率となっております。

先ほど申し上げましたように、洋酒は御愛飲家の皆様のおかげをもちまして、日本人の方々のほとんどの方々に御愛用いただくまでになつており、すでに大衆のお酒になつております。ところが一方、同じ大衆酒と言われるものでも洋酒に比べてはるかに低い税負担率となつてゐるものがあり、洋酒を飲んでいただいております国民の方々は割り高な酒税を負担していただいている現状でございまして、さらに、洋酒は、次に申し上げますように、国際的な自由貿易体制のもとで輸入酒と

厳しい条件で競争をしていることもあわせて御配慮の上、何とぞ将来できるだけ早い機会に洋酒の酒税負担の見直しをぜひ実施していただきたいと考えております。

お願いの第二点は、酒税の従価税の課税標準についてでございます。

国産洋酒業界は、他の酒類業界と異なり輸入酒と激しい国際競争を行つておりますが、その課税標準は輸入洋酒に比べて国産洋酒が著しく不利になつておりますので、この不平等をぜひ是正していただきたいと存じております。従価税の対象となる酒税の課税標準は、国産洋酒につきましては生産者の販売価格と定められておりますので、生産者の広告宣伝費、販売費、一般管理費等の経費及び利潤のすべてが課税の対象となつております。これに對しまして輸入洋酒の場合には、法律上、CIF価格に關稅を加えた額と定められておりますために、輸入洋酒についての輸入業者の広告宣伝費、販売費、一般管理費等の経費及び利潤の全部または一部が課税の対象から除かれ、国産洋酒に著しく不利になつております。ウイスキー類特級に對する酒税の従価税率は二二・〇%あるいは一五・〇%と特に高いため、内外酒類の課税標準の差による影響がきつて大いので、酒税負担の公平を図るため、同一税率のもとでは酒税の課税標準も当然実質的に同一水準のものとしていただきたいことを国産洋酒業界は最も強く希望いたしております。どうぞ、内外ウイスキーの酒税の課税標準につきましては、以上申し上げましたような大きな不公平がございしますので、できるだけ早い機会に課税方式等を御検討の上、その是正をしていただきたいと考えております。

最後に、海外旅行者が日本へ持ち帰る免税酒類の本数を、現在の三本から他の先進国並みに縮小していただくようお願い申し上げます。

先ほど申し上げましたように、今回の酒税の増税が実施されますと最近六年間に三回の増税が行われることになり、また他の諸税も多く増税が行われる見込みでございまして、まさに増税時代

を迎えた感じがいたします。このようなときに当たり、外国旅行に行ける人は比較的裕福な方のように思ひます。その裕福な人が高率な酒税の免税を受けた酒類を一人三本も持ち帰ることができるといふことは問題ではないかと思ひます。またこのような免税酒類が、大量に国内に持ち込まれることによる国産業界に与える影響も決して少ないわけではございません。どうぞこれらのことを考慮されまして、日本へ持ち帰ることのできる免税酒類の本数を、現在の三本から他の先進国並みに縮小していただきたいと考えております。

以上、私の意見を述べさせていただきますが、酒類との酒税負担の均衡を図つていただきたいこと、第二に、内外酒類の酒税の課税標準の不平等を是正していただきたいこと、及び第三に、海外旅行者の免税酒類の取り扱いを改正していただきたいことの三点につきまして、ぜひできるだけ早い機会に実現されますよう重ねてお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

○委員長(中村太郎君) どうもありがとうございます。

次に、笠原参考人をお願いいたします。

○参考人(笠原信松君) ただいま御紹介を受けました山梨県の果実酒造組合の会長をやっております等原でございます。着席させていただきます。

○委員長(中村太郎君) どうぞ。

○参考人(笠原信松君) きょう、この参議院大蔵委員会におきまして参考人としてワイン関係の意見を述べさせていただきますことは、私の非常に光栄に存じますとともに、ありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

私は山梨県の果実酒造組合でございまして、話は県内のことに要約されると思ひますが、恐らく全国的なことにも共通しているんじゃないかと思ひますので、その辺も含めの上お聞き取りいただければ非常にありがたい存じます。

ワインがわが国における酒類消費量の総量の中に占める割合は、昭和五十四年度におきまして六百八十万キロリッター消費されている中でわずかに四万一千七百六十九、約四万二千キロリッターでございまして、構成比がわずかに〇・六%にすぎないのでございまして、それにもかかわらずワインが注目された酒類業界の動向に少なからぬ影響力を持つに至つてゐるのは、最近におきます急成長と将来性にあると存じます。しかし実際は先ほど申し上げましたとおりで、評判だけが大きく分が、つくつてゐる者が零細業者の集団でございまして、細々とやつてゐるのが実態でございまして、ワインはブドウ果が主原料でございまして、そのためにブドウの産地に集中生産されておまして、言いかえればブドウに根差した農村のローカルカラーの強い産業になつております。私どもの山梨が日本のワイン生産の過半数を占めてゐるのもそのためでございます。

ここに山梨の実態につきまして少し申し述べさせていただきますが、現在私どもの県内で免許場数が九十七ございます。これは大学であるとかあるいは県の試験場なども入つておりますが、その中で組合員数が八十六名、これは昨年の数字でございまして、専業者が三十社、パーセンテージにいたしますと三五%でございまして、製成高——つまり高でございまして、五十三年は全国で一七千七百八十七キロリッター、そのうち山梨県が一萬二千三百二十七キロリッター、パーセンテージで六九・二、約七〇%山梨でつくられております。それから五十四年度が全国で二萬四千六百六十一キロリッター、山梨が一萬三千二百七、パーセンテージで五四・八%になつております。過半数以上が山梨でつくられてゐるというところとおわかりかと存じます。

それから課税移出でございまして、五十三年度が二萬七千六百五十一キロリッター、そのうち山梨が一萬三千四百八十四、四八%でございまして、消費高でございまして、五十三年の全国が三萬六千六百十キロリッター、それから山梨が三千百

六十八キロリッター、パーセントにしますと八・六でございますが、これは一人頭の消費量からいたしますと約四リッターになります。このとき同様な国民の一人頭になりますと、約一億としますれば三百六十ccということになりますので、山梨が四リッターでございますから、その約八分の一ぐらいになるわけでございます。それから五十四年度が全国で四万一千七百六十九キロリッター、山梨が二千八百七十二キロリッター、全国に占める割合が六・八％、この場合が一人頭三・五リッターでございます。もし山梨並みに全国民一人当たりが飲むとしますと、現在日本ですべてにおいておりますブドウ全部を一粒も残さないでワインにいたしましたも足りないぐらいの量になるわけでございます。

しかもこの移出量の中の九五％が、これは山梨県の中でございますが、九五％が従量課税のものでございます。このうちまたさらにその半分に当たるものが従量税の下位税率のものでございます。しかもこの山梨の中でも、特にブドウの生産地帯といえますと甲府から東京寄りになるわけでございますが、きょうの委員長の出身なさっていらっしゃる山梨市、それから塩山市、勝沼町、一宮町、その辺が生産地帯になっております。この辺では、私も日常的飲み物としてお茶がわりに飲んでいられるといったような状況で、全く生活の中に取り入れられていないのが現状でございます。このことは、ワインとブドウが密接なかわり合いを持っていることのしるしでもございます。もちろん日本を代表するようないいワインを生産しております。

いづれにいたしましても、ブドウづくりが、いわゆるブドウを栽培することがワインづくりのスタートでございます。私もブドウを生産農家と不離一体の関係であるということはこのためでございます。したがって、原料ブドウの取引につきましては長い間いろいろのいきさつがございますが、その慣行の中から試行錯誤を重ねまして、ようやく最近になりまして円滑に取り進められる

ようになっております。ワインの動向はこれらブドウ生産農家にも非常に重要な、重大な関心事となっております。ワイン業界の安定はこれらブドウ生産農家の安定にももちろんつながっております。

私もがいま一番心配しているのは原料の数量もさることながら割り高なことでございます。これは日本の農業の宿命でもございますが、栽培規模が小さいことでやむを得ないにしても、これが製品として日本へ入ってくる輸入品との競合で非常に不利な立場に立たされております。酒類業界の中では本場に微細な業界で、まだ芽が出たばかりの零細メーカーの多い業界でございますが、今後、成長のための育成と地域のブドウ農業の安定のために、今回の増税はやむを得ないにいたしても、ぜひ今後とも国内のワインをまず育てるということに御配慮いただきまして、地域産業振興のためにぜひ特設の御配慮をお願いしたいと思っております。

以上で私の意見を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○委員長(中村太郎君) どうもありがとうございます。

以上で参考人の方々の意見の陳述は終了いたしました。速記をとめて。

○委員長(中村太郎君) 速記を起して。

これより参考人に対する質疑に入ります。

○丸谷金保君 どうも皆さんお忙し中大変御苦勞さんでございました。貴重な御意見をちょうだいいたしました。貴重な御意見をちょうだいいたしましたので、心からお礼を申し上げます。

ただ、いま聞いていますと、われわれがそれぞれの方と直接話したときに比べると大変模範答案のような、何か税金を上げるのはやむを得ないというふうなことばかりおっしゃるんで、これは相当なプレッシャーがかかっているんだなと実はその

点で同情申し上げます。

最初に、日本酒の森本さんと小玉さんにお伺いいたしたいんですが、まず森本さんのところは石数どれくらいなんですか、おたく自身の会社。

○参考人(森本省三君) 約三十八万石でございます。

○丸谷金保君 三十八万石ですか。

○参考人(森本省三君) はい。

○丸谷金保君 それから小玉さんのところはどんなんですか。

○参考人(小玉順一郎君) 大体二万四千石ぐらいです。

○丸谷金保君 二万四千石。そうすると、大手と中小ということになりますね。

実は一昨日社会労働委員会でも質問したことなんです、いま日本酒で使っておる合成乳酸、これの問題についてどうお考えになりながらお使いになっておるか、森本さんからひとつお願いしたいと思っております。

○参考人(森本省三君) 合成乳酸……。

○丸谷金保君 いや、おわかりにならないう結構です。

じゃ、小玉さん。

○参考人(小玉順一郎君) 戦前は乳酸は発酵乳酸を使っておりました。戦後になりました合成乳酸を使うようになりました。その合成乳酸につきましては、私もいままでも何ら疑問を持たないで使っておるわけでございますが……。

○丸谷金保君 それで、実はこれは厚生省の方も問題があると思うんですが、合成乳酸はシアン化水素が原料だということは御存じですか。

○参考人(小玉順一郎君) はい。

○丸谷金保君 昨年、FAO—国連の食糧農業機関、ここが非常に、これは特に幼児に対する安全を保証したい。これは必ずしも幼児だけじゃないんですが、マウスの実験でも出ております。ということで禁止を呼びかけ、特にヨーロッパは粉ミルクについては全くこれを使わないこと

になっております。ところが日本の国内のお酒のメーカーに聞いてみますと、本質的にそういうものだというのを意外と知らない方が多いんで、実は私たちがびっくりして居る。これの取り扱いというのは相当慎重にしなければならぬ、量とか。そういう点についての特にいままでも行政指導はあったかどうか、お伺いいたします。

○参考人(小玉順一郎君) いままでも私も技術の方に直接タッチしておりますので、大変申しわけございませんが、私の耳にもまだそこまでのニュースは入ってきておりません。

○丸谷金保君 それから、これは全部の方に聞きたいと思っておりますが、酒類関係の政治団体がたくさんございます。それで、自治省にきのう聞いたんですけれども、どうもよくわからないというところなんです、これは日本酒の業界では業界としての政治連盟というふうなものはございますか。

○参考人(小玉順一郎君) 政治……何でございますか。

○丸谷金保君 政治連盟。政治資金規正法による届け出の団体は……。

○参考人(森本省三君) 私も詳しいことは存じませんが、たしか西政会というのがございます。これは中央会じゃなくして、私も個々の業者が……。

○丸谷金保君 ユウセイ会ですか。

○参考人(森本省三君) はい、西政会。

○丸谷金保君 友の政治の会ですか。

○参考人(森本省三君) ユウはことしのえとの西でございます。お酒のさんずい取った西でございます。西政会というのがございます……。

○丸谷金保君 これは名前をあれしないと自治省でわからぬというものですから……。

○参考人(森本省三君) 個々の業者が集まりまして自治省に届けて、そういう団体があることは私承知いたしておりますが、細かいことについては存じ上げません。

○丸谷金保君 それから、ビールの方はどうで

ございますか。

○参考人(中小路茂次君) 私、寡聞にして政治団体というのは存じませんが、御業界が何かでは何かそういういまのお話のようなものがあるかもわかりません。よく存じません。

○丸谷金保君 はい、結構です。

○丸谷金保君 はい、結構です。

○参考人(渡邊剛權君) 洋酒はございません。

○丸谷金保君 果実酒、これはないですね。

○参考人(笠原信松君) ございません。

○丸谷金保君 どうもありがとうございます。

○参考人(笠原信松君) ありがとうございます。

○丸谷金保君 ありがとうございます。

○参考人(笠原信松君) ありがとうございます。

○丸谷金保君 ありがとうございます。

○参考人(笠原信松君) ありがとうございます。

○丸谷金保君 ありがとうございます。

○参考人(笠原信松君) ありがとうございます。

○丸谷金保君 ありがとうございます。

○参考人(笠原信松君) ありがとうございます。

○丸谷金保君 ありがとうございます。

○参考人(笠原信松君) ありがとうございます。

○丸谷金保君 ありがとうございます。

の使用量は減っているという現実でございます。

○丸谷金保君 そのことはよくわかるんですが、でも、たとえばいまの清酒の全消費量の半数以上はアル添酒でございますね。それも昔から、何と

いいますか、水割りとかいふようなことで玉を入れる

のなんというところで、そのことがちよつとは味が

よくなるというふうなことが言われていますが、こ

れもその比率の問題です、私の国民酒というのは

相当程度のもので外国から入れたアルコールで延

ばした場合には国民酒と言えらるかと。小玉さ

ん自身の見解で結構です、言えらると思ひますかど

うですかということ。たとえば三倍増酒。

○参考人(小玉順一郎君) 私といたしましては、

国民酒とは何かという定義の問題にもなると思ひ

ますけれども、国民酒というのはその国で生まれ

てその国で育つてきて、その国の大半の方々に

召し上がつていただけるものというぐあいには考

え

そうなりますと、確かに戦前のお酒はお米だけ

でつくられておりましたが、現在はそれに對して

アルコールが入つております。それじゃ国民酒と

言えないじゃないかと、こういう議論はあろうか

と思ひますが、私は現在の段階ではやむを得ない

面もございますので、やはり国民酒と言つていい

んじゃないだろうか、このように考へておりま

す。

○丸谷金保君 そうすると三倍増酒も国民酒と言

つていいと、こういう御見解でございますね。

○参考人(小玉順一郎君) 三倍増酒の方も年々

これ比率が減つてきておりますので……

○丸谷金保君 いや、それじゃない、ちよつと……

○参考人(小玉順一郎君) ですからそれに、本當

のものを求めて私ども努力はいたしてございま

す。それで、やはり急激な変化ということはいろ

いろリアクションもございまして、緩やかに本

物にやつぱり取り組んでいかなくちゃいけないじ

やないだろうかということとは共通の認識であらう

と思ひます。

○丸谷金保君 そうすると、清酒業界において

も、三倍増酒というふうなものからできるだけ昔

のものに戻す努力をしながら逐次近づけてい

くと、それは年々まあ少しずつそうなつてい

いうことではございませぬ。

○参考人(小玉順一郎君) はい。

○丸谷金保君 そういう意味で名実ともに国民酒

となれるようにがんばつていただきたと思ひま

す。

それからもう一つ酒の方でちよつと聞いてお

きたいんですが、実は大麥最近冷や酒ブームにな

つてきました。ところが私たち、昔から日本酒とい

うのはフーゼル油が多いのでかんのした方が体

いいと、こういうふうな教えられてきたん

です。

○参考人(森本省三君) お答えいたします。

現在、フーゼル油というものは全く入つてお

りません。で、二日酔いとか何とかというお話

がございまして、やはり清酒というものは品

質がどうかというソフト・アンド・スミーズ

といふものです。どうも消費者がそういうものを

七

方法を講じておりますものですが、昔に比べますとはるかにそういうことは少のうございませう。

それから、地下室、室などに置くようにということでもございませうけれども、このビールというのはやはり醸造品でございまして、味の変化というものも日々刻々という大げさなございませうが、ございませう。したがって、それも保存条件によりまして、いい条件でございませうとかなり長く味も香りもつという、性質上ございませうものから、室とか地下室とかあるいはそういう温度の変化の少ないところは非常にいい状態だと思ひます。ただ最近はそのようなところが少なくなつておりますものから……

それから、店頭で平気に並べておくということに対する指導でございませうが、これは私も流通業界の方にはそういうことのないようにということとお願ひをしまして、たとえば私も工場からビールを出しますときには必ずシートを掛けて出して出さうとか、あるいはいまま茶色いびんでできるだけ日光を通さないびんを使つておられますが、そういう意味で私も指導はしておりますが、先生御指摘のようなところもあるかと思ひますが、ただウィンドーなんか並べておられますのは、見本で水を詰めて並べておられるものかと思ひますので、その辺は私も気がつけてまた指導をしてまいりたいと思つておりますが、なお、レツテルにも、なるべく丁寧にお扱いくださいというようなことも注意表示としてはやつております。これは破びんの方が主でございませうけれども……

以上でございませう。

○丸谷金保君 獨るといふより、専門的に言つと酸化が進むといふ方に言つた方がいいかと思ひますけれども、それはそれで結構でございませう。それから、いま御説明の中でビールは麦からとつた麦芽、ホップ、米、アルコールと。この米といふのは正確に言つとくす米といふことでもございませう。どうなんですか、ちよつとそこところ

だけ一点。

○参考人(中小路茂次君) アルコールといふ先生おっしゃいましたけれども、アルコールは使つておりませう。それから米でございませうが、米はいわゆる普通のお米、御飯に炊けるようなものでございませう。やはりくす米に属するものでございませう。

○丸谷金保君 そうすると、単価も大分安うございませう。普通の清酒なんか使つてお米に比べますと。

○参考人(中小路茂次君) 私、寒間にしてちよつといふその正確な値段を覚えておりませうが、それは安うございませう。

○丸谷金保君 それから、通常麦芽、ホップ、米といふふうな並んで説明を受けますと、私たち麦でつくつた麦芽が一番大量で五〇%で、ホップが三〇で、ちよつとくす米を入れておられるという感じを受けるんです。この比率はどうなんですか。

○参考人(中小路茂次君) あそこを並べてございませう。酒税法で規定されておる順番で並べてございませう。それから量的な関係は、酒税法で規定されておられますのは、原料のうち麦芽を主原料といふことで、その五〇%を超えてはならないといふことになっておられます。したがって、それはあとの米と、それから最近ではコーンスターチ、コーングリットといふようなものを使つておられますが、それをでん粉原料として使つておられるわけでもございませうが、その辺の比率につきましましては各社いろいろとやつておられますので、正確なことを申し上げられませう。

以上でございませう。

○丸谷金保君 要するに、比率等については企業秘密に属すると、そういうふうな理解してよろしうございませうか。

○参考人(中小路茂次君) 企業秘密といふほど大げさではないと思ひますけれども、いいものが入る入らないという、われわれの手に入る手に入らないという問題がございませう。したがって、

年じゅうどこでも同じ比率で使つておられることではございませう。したがって、一概になかなかこうですといふことを申し上げられないかと思ひます。

○丸谷金保君 非常に多額の税金を納めていたでいては、大變ありがたいと思つておられるんですが、ただ問題は、原価が安ければこれはあたりまえの話で、そこいら辺一体どうなつておられるかといふことでお伺ひいたしましたのと、それからもう一つは、できるだけ国産の麦ももう少しお使いいただかないかと非常に困るんじゃないかといふ面もありまして、あわせてこれは御要望いたしておきたいと思つておられます。

次に、洋酒の関税についてでございませう。課税標準のとり方が不公平だと、こういうお話でございませう。これをもうちよつと簡潔にわかりやすく例を挙げてお話しただきたいと思つておられます。

○参考人(渡邊剛權君) 先生も御存じのように、洋酒の場合の課税標準のとり方は、一応生産者の蔵出し時点での価格を課税標準といたしておられます。先ほど申しましたんですが、蔵から出した時点といふことは、すべての経費がその商品にかかつておられることでもございませう。輸入洋酒の場合でもございませうと、先ほど申しましたとおり、いま現在のところ実際に支払われるべき価格、それからまた支払われるべきであらう価格といふようににたまたまの関税法でなつておられます。そうしますと、実際の活動関係をいたしておられます。卸、エージェンツなんかは、広告いたしたりそれから販売活動をいたしても、その経費といふのは従価税の課税の対象には入つておりませう。

したがって、市場で同じ価格、たとえば八千円なら八千円といふような同じ標準のものをとりまして、国産の方が酒税額が多くなると、この不平等を直してほしいという意味で関係当局に御陳情もしたり国会の場をかりてお願いいたしておられるわけでもございませう。よろしくどうぞ。

○丸谷金保君 先ほどお話ししました洋酒の場合には自由貿易体制の中で外国製品と競争しなきゃな

らぬと、私は外国の製品でもこちらへ入つてくれれば税金かかるんだから同じことでないかと思つたんですが、先ほど言われた意味は、そういう点が違つてから対抗しむずかしいと、こういうふうな理解してよろしうございませうか。

○参考人(渡邊剛權君) はい。

○丸谷金保君 それから免税の酒、これは三本のやつを一本にという話なんです。これ楽しみに外国へ行く者もおるんでなかなかむずかしいことなんです。ほかの外国はどうかでございませうか、これらに対する制限というのは。

○参考人(渡邊剛權君) 外国の資料二通り私の方にございまして、大体先進国一本、それで国によりましてその一本以外にワインを一本つけ加えることができる。ですから、ウィスキーなりブランデーに相当するものは一本といふことはそろつておられます。国によりましてはそれにワインが別に含まれることになつて二本といふ、そういう国がございませう。

○丸谷金保君 それから、国産洋酒にもどうもアルコール類を使うんですが、このアルコールは自家醸造といふのはできないんですか。自分のところではできない仕組みになつておられるんですか。

○参考人(渡邊剛權君) 先生のおっしゃつておられるアルコールというのは、糖みつかのアルコールですか、グレーンからのアルコールですか。

○丸谷金保君 糖みつかからです。それと粗留、粗製アルコール。グレーンはモルトですから使つてない。

○参考人(渡邊剛權君) それは蒸留酒を兼業してあるメーカーの場合はこれは自家になります。蒸留機を持たない場合はこれは買わざるを得ないと思ひます。

○丸谷金保君 グレーンアルコールの場合はこれは別の問題だと思つておられますけれども、そうしますと、自分のところでアルコール醸造の権利を持つておられる洋酒屋さんと外から買わなければならぬ洋酒屋さんとの間では差がつきます。その点については、業界全体の問題としてはどうお考えに

○参考人(渡邊剛權君) まことに申しわけございません。価格とそういう取引のことは私寡聞にして存じておりませんが、確かにそれは買う方が高いと思いますんですけども、データ持っておりませんので申しわけございません。

○丸谷金保君　たとえば粗留アルコール、輸入価格から言うとな一萬か二萬のものですね。しかし市場で醸造用のアルコールをアルコール会社から買うとすれば、三十万近い値段がいたします。そうすると、自分のところで持っていますと、粗留アルコールを精製した醸造用アルコールにするということは、それほどコストが高くないわけなんです。ですから、そうするとこれはやっぱり業界としては、そういう点で洋酒業界が全体としてメーカーが並べるような努力をひとつこれからお願いしたい。

引き続いて笠原さんをお願いいたしますが、ただいまわずか〇・五％のシェアでワインはほとんど伸びている伸びていると言われて、これは一面大変なことだという気もいたしますが、ただ生産農家と不離一体でやっていくという考えです、これは業界全体としてはどうなんでしょうか、そういう姿勢が貫かれておりますでしょうか。山梨県だけで結構です。

○参考人（笠原信松君） お答えします。

ワインというのは丸谷先生も御存じのように、日本のブドウというのは従来ずっと現在でもその基調は変わらぬと思いますが、青果志向なんでしょう。青果のためにつづけている、市場へ果物として出している、これが日本のブドウづくりの栽培のやはり基本姿勢じゃないかと思っております。だからそういう点から考えますと、現在ワインがこういうふうに伸びてきまして、私も原料、もちろん絶対量足りませんが、ただ従来の原料の需給の面からいたしますと、そういう青果志向でつづけているブドウでございますから、どうしても青果の方に影響されるんです。したがって、青果の方も生産者の皆さん勘案してやっています。

らっしゃる。私もそれと関連しながら私も無理をしないで、そして農家の方たちが生産されているものをまた売ってもらえるものを出したところ、そういうつもりはしておりますが、ですが、これだけワインが定着してまいりますと、量が少なくともやはりもうこの辺で日本独自のブドウをつくることを進めていかなければ、いわゆるブドウの生産体制でございますが、続けないかなければならないんじゃないかと私は考えております。これは丸谷先生のところはもうとくにやっています。これは丸谷先生が、そういう形に持っていくのがやはり国産ワインの筋じゃないかと思っております。

○丸谷金保君 どうもありがとうございます。  
 どうか農家のためにがんばってください。  
 ○鈴木和美君 私からも引き続き御意見をちょうだいしたいと思うんです。本当にお忙しいところ

御苦労さんでございます。

いまのお話を聞いておりまして大変私は奇異な感じを持って聞いておったんですが、これは皆さんの業界、酒類業中央団体連絡協議会というのがございますね、七団体が加盟している。この七団体の加盟が五十五年の十月の一日に自由民主党政策調査会の税制調査会山中山さんに要望書を出されつつありますね。その要望書も細かに言わなくなつていきますが、とにかくここで言っていることは酒税の税率を下げてくれ、ましてや増税なんというのはまかりならぬと、こう言っておりますね。そしてその理由の中にはもう拒税能力はなないんだ、皆さんの業界には拒税能力がないんだ、だから困ると、こうおっしゃっているんだと思うんです。それから年々コストアップが行われるから非常に経営が苦しい、そういう立場から困る、そうおっしゃっているんだろと思うんです。あと三、四と具体的な問題はありますけれども、そういう要望書を出されているのに、今回皆さんのお話聞いておるとやむを得ないというお答えのようです。もう仕方ない、こういうお答えなんです。どうもその点が納得できないものです。

から、各業界ごとにもう一度本音を言うていただ  
きたいんです。

○委員長（中村太郎君） 森本参考人から順次御発  
言願います。

○参考人(森本省三君)　ただいま五十五年の十二

月一日に何か増税は困るということを中央会あるいは団体の方で、執行部の方で拒税力がないと、あるいはコストアップで苦しんだという要請があったというところでございます。私はつきりその書面見ておりませんので存じませんが、この昭和五十年を一〇〇といたしますと、清酒は九四・四％、ビールが一一九・八％、ウイスキーが一一・三％、計数に誤りがありますればお許しいただきたいのですが、いま先生がおっしゃいましたように、この五年間に清酒は九四・四になつております。そしてこの八年間に、原料米の増税で実は五回価格改定をさせていただいておるというような状況でございまして、確かにいま先生がおっしゃっておりますように、清酒業界には拒税力がないんじゃないか、コストアップで苦しんでいるんじゃないか、にもかかわらず今回の増税にアグリメントするというのは少し問題があるんじゃないかと、かような御意見かと思うのでございしますが、しかし私どもは、何といひましてもやはり大いに期待をいたしたいのでございしますけれども、五十九年度でもつてどうにか健全な財政になるんだと、私は必ずしもそうなるかどうかはわかりませんけれども、少なくともそういう大きな前提といひますかそういうヒポテーズに立つて国会の方でいろいろお考えになつております以上、やはり私どもは免許業者でございします、いかなる努力をもつてしてもなおかつやっぱりこれはやつていかなきゃならぬ。

特に、皆さん方御承知のように、私どものような会社には元参議院議員をしておりました伊藤保平というのがありますが、やはり彼ら先覚の伊藤保平たちがつくりましたこの清酒業界でございしますので、どういう苦境にありましてもいかなる苦難がありましてやはりの道は歩んでいつて、少

なくとも先輩の残したこの資産を二十一世紀につなげていきたい。確かに増税は苦しいうございませう。苦しゅうございませうが、私はやっぱり先覚の遺志を生霊たちにとたえなきやならぬ、こういう決意で実は今回の増税に賛成をいたしました。そして会社の中におきましても従来以上に大変な企業努力をいたしております。薄い布団の上にあぐらをかかいておるんじゃないかというような御意見もあろううかと思ひますけれども、少なくとも私を含めまして他の多くの業者が大変な苦汁をなめておるといふことは事実でございませう。しかし免許事業でございませう。だれでもできる事業ではございませう。なので、そういう使命感で私どもは国会の方で何とか国の財政を健全化しようという大きな大前提に立っておられます以上、私ども業者といたしましても何とか将来に明るい希望をつなぎまして今回賛成をいたしました、こういうことでございませう。

○鈴木和美君 済みません、時間がないものです

から皆さんの御意見を伺いたいと思います。いま森本さんから伺いましたから……。私が一番心配することは、皆さんの決意は決意としてそれはそれなりに承ります。しかし幾ら決意をしても相税能力がなきゃどうにもならぬですね。つまりそれは消費者に転嫁するということになりますね。そうすると、本会議でも私は質問したんですが、コストアップの問題とそれから増税の問題とイタチごっこになっちゃって常に消費者に振りかぶるわけですね。皆さんのいろんな資料を見て、また酒が、またおれをねらったのかとこうみんな言っているじゃないですか。なぜもつと堂々と皆さんの立場を主張なさらないのかわからないんです。私は皆さんから陳情書をもらったわけじゃない。皆さんから、社会党は反対なんですから。皆さんと同じなんですわ。皆さんの陳情をなさった自民党がやるんですから、そこだけ間違いない。思っていたください。

さてその次は、私は中小路さんにお伺いします。ビールもあれじゃないでしょうか、冷夏とか何かがあって大衆需要が低下していますね。私の

お聞きしたところによれば、これから伸び率大體二・二%ぐらいだというように私は聞いたんですけれども、それが今度の増税の問題で影響がどのくらいあるかというところと約二%くらいあるだろうと、いろんな天候とか何かもありましようけれども、つまりとんとんであるというような状態なんだというようなことをお尋ねして聞いたんです。さてそうしますと、企業努力でこの増税分を何とか賄おうじゃないかということになれば、企業努力ということは何をもつてなさるのかちょっとお尋ねしたいんですが。

○参考人（中小路茂次君） お答えいたします。

確かに昨年冷夏というような異常なことでもって需要が少し足を引つ張られたというのは事実でございいます。しかし長い目で見ますと、先生二・二％の伸び率というふうにお聞きになったようでございいますが、私どもも安定成長へ入りまして成熟期に入ったと先ほど申しましたように、まあ余り大きな伸びではないんですけども数％、まあ人によって二％、三％、四％というこれはいろんな計算がございいますが、そういうことを言っております。それで確かに、一方で増税の今度の影響を計算するとどうなるかというのでそのまま計算すると二％とか言っている向きがないわけじゃございませぬ。ただビールの需要というものは夏場の、先ほど申しましたように夏場の天候とか天候要因なんかが非常に大きく作用いたしますし、それから先ほど申しましたように他の物価あるいは国民の所得でございいますとか、そういうような面にも非常に影響されてまいりますので、正直言いましたまあ天候次第と言うと余りにいいかげんでございいますけれども、そういうった面がかなりございいますので、これから先の需要というものは確かに言いにくいわけでございいます。しかし私どももいたしましては、こういう健康的なアルコール飲料あるいは嗜好飲料でございいますので、できるだけたくさんの方にお飲みをいただきたいということで、ビール全体の総需要の増加ということは、企業努力としてやっていかなければいけない問題

だと思つておりますし、その点では租税能力云々ということにそれがすぐ結びつくかどうかは、私どもとしましてはむしろ租税能力があると余り過大に言われているんじゃないのかな、むしろその辺はわれわれの企業努力で、現在まで企業努力でかなりそれをカバーをしてきたわけでございますけれども、今後とも今度のような事態になりますと、われわれ一層の企業努力をやっぱりしていかなきゃいけないというふうには考えております。

○鈴木和美君 企業努力という言葉が、非常にストリートに聞けば大変いい言葉なんです。しかし、實際上現場段階で起きるのは設備投資の問題もありましようし、それから操業ですね、労働者の頭数の問題もありますから、この増税によって非常に利益が少なくなるということとの関係で、労働者への影響というものを私は大変心配するんですよ。これ以上は言いませんけれども、ぜひ労働者にはね返らないような努力はしてもらわなきゃいかぬと思うんです。

もう一つ、中小路さん朝日ですからちよつと答えにくいかもしれませんが、私がもう一つ心配しているのは、二四・二%上がったら麒麟さんばかりもうかつておたくの方は困っちゃうんじゃないでしょうか。シェアが大きい方にみんな食われちゃって、朝日さんとかサッポロさんなんかは本当に困るんじゃないかなと私は心配するんですけれども、そういう御心配はございませんか。

○参考人(中小路茂次君) 非常に微妙な問題でお答えがしにくいのでございますけれども、確かに麒麟麦酒のシェアが非常に大きいということで、私ども下位メーカーというのは非常に苦しい戦いをしておるといふことは事実でございます。ただそれは言いますものの、私どももまだまだ努力の余地があると私ども自身には言い聞かせておりまして、企業努力というのと、それだけでは言葉だけになるかもわかりませんが、いろんな意味での合理化を、まだまだ私ども自身探せばあるというところで努力をしておりますし、それだけでは

ございまして、新製品の開発とかそういった面でまだまだ売り上げをふやしてって、そういう寡占の状態というものをわれわれの企業努力ではね返してって、いま御心配いただいているような面がないように、私も自身が努力をしなきゃいかぬと思っております。

○鈴木和美君 私は、笑い事でなくて、シェアの問題というのとは大きい問題ですから、寡占の問題につながってきますから、余り大きくなって一人だけもうけるような分割もしなきゃならぬような大変大きな問題を含んでいると思うんですね。これは根本的な問題ですからここでこれ以上は申しませんけれども、われわれ自身も真剣に取り組んでいるという状態だけはお認めいただいて、またいろんな意見があったら聞かせていただきたいと思うんです。

それから私、小玉さんにお尋ねいたしますが、先ほど森本さんからお話しのお話のあった話をずっと聞いておって、大麥清酒業界のつまり革新とか、従来にないお話が森本さんのお話の中にあつたように思ふんです。たとえば一つの例をとれば、もつと國の管理体制を強めたらどうかというお話がございました。これはもつと聞かなきやわかりませんけれども、従来のお酒類の自由競争というものがもう限界に來ている、ある意味では。だからもつと行政指導とかそういう國の指導というか、それは財政物資という前提に立つたからですよ、そういうことをやったらどうかというお話のように私は承つたんですけれども、これは大い改革だと思ふんですよ。同時に、日本酒というものの酒税法上における定義というものが非常にあいまいだと思ふんです、私は。非常にあいまいだと思ふ。見れば見るほどあいまいになつてくる。だから丸谷先生の御質問じやありませんけれども、米と水と米こうじでつくられている清酒がいろんなアルコールが入ってきたらおかしいじゃないかというのは当然出てくるわけです。そのときにお尋ねしたいのは、私の聞いた中では、大手と中小の中で二級酒というのが最近非常に重宝が

られていますね。二級酒というのは、私は経済性の問題だけじゃないと思うんですわ。つまり安いからというだけじゃなくて、本当の地酒として品質本位に努力した結果、今日の二級酒の地位がずっとこう上がつてきているんじゃないでしょうか。それをまたマスプロ式の経済合理性だけを追求していけば、せつかくこの地酒というものがこう——いわゆる民族酒というのに私は賛成です。そういう意味からした場合に、大変問題があるなと思うんですが、その辺の御見解いかがでしょうか。

○参考人(小玉順一郎君) ただいま二級酒の問題につきましてお話があったわけでございますが、昨年度の実績を見ましても二級酒の伸びが大きくて、特級、一級が引つ込んでいっているという結果が出ております。昨年度上げがございましたので、私どもの業界の中で、これが一過性のものなのかあるいはこの後もこういう歩調が続いていくのかというところでいろいろ議論が分かれるところだと思ひますが、先ほど先生からお話ございましたように、私どもも自体、業界ぐるみで地酒の振興という問題に取り組んでおります。こういう効果もやはり出てきているんじゃないでしょうか。地方にあるいゝものが見直される時代に入ってきているんじゃないでしょうか。これも一つのやはり本物志向の動きじゃないでしょうか、こういうぐあいに考えております。

○鈴木和美君 この前私、本会議で、酒類というのは伝統的、歴史的、文化的であると本会議で言ったら、みんなわあっと笑いよったんですわ。しかし私は、清酒というものを語るときに、やっぱり民族酒、国民酒と言っていていいと思うんですよ。もっと自信を持って言うたらいいいと思うんですよ、それは何といつてもカビでアルコールつくる日本独特のやっぱり製法なんですから。そういう意味ではもつと大胆に述べていいと思うんですね。そのときに、しかしそうは言うても、現在の清酒業界の状況やいろんなことを見ると、私はある程度保護的なものをやらないとだめじゃないか

なと思うんです。保護というのは、税制改正、酒

税法改正というものをやらなきゃいかぬ。私はお  
け売りというのに対して余り賛成じゃないんで  
すよ。あれは一体どういうことかなと言ったら、  
日本酒の民族性とが国民性なんか言たって、全  
然なくっちゃうでしょう。地方製の、地方の地  
酒というものも。それをずっとこう突き進めてい  
けばもう民族酒なんということは言えないと思  
うんですね。十七度しか、後上げられないとい  
うのも。日本の食生活それからまた生活  
に密着した農耕文化というさっき言葉がありま  
したけれども、まさにそういうものだと思ってい  
ますね。だからそういうことから考えると、いま二級  
酒業界というか、中小というか、そういうところ  
はなるべく純粋ないわゆる清酒そのものをもう一  
回復元する、このことを私は本気になって努力し  
てほしいと思うんです。つまり民族の酒とい  
うものがなくなるといことは、民族の文化がな  
くなることですから、民族の文化がなくなるとい  
たら大変なことでしょう、これは。そういう意味  
で私は皆さんの業界がしっかりといていただきた  
いと思うんです。

さて、そういう意味からすると、今度は大手の  
方の森本さんの方にお尋ねするんですが、そうい  
うことから考えたときに、いまの等級の決め方と  
かそれから品質との関係ない現行の酒税法に関  
して、いま業界としてあれでいいと思うのかど  
うか、お尋ねしたいんです。

○参考人(森本三三) お答えいたします。

いまの先生の御質問は、集約いたしますと、級  
別制度の問題と考えてよろしゅうございますでし  
ょうか。

○鈴木和美君 級別です。

○参考人(森本三三) はい。この点につきまし  
ては、実は存続すべきかあるいはまた廃止すべき  
かと、いろいろ御異論がございます。先生御承知  
のとおりだと思います。しかしながら、やはり消  
費者も、それから販売業者も、それからメーカ  
ーもやはり長い間なじんできた制度であるとい

と、こういう歴史を持っているということ、これ  
はひとつ御理解をいただきたいと思っておりますが第  
一点、それからよくこれ忘れやすいんでございま  
すけれども、級別制度があるがゆえに約四〇％の  
シェアしか持っていない約二千八百五十社の中小  
の方々のむしろ救済をする、そういう役割も果  
たしておると、こういうふうなひとつ御理解をい  
ただきたいと、かように思うわけでございませ  
ん。いずれにいたしましても、酒税法の全文改正が  
行われましたのはたしか三十七年でございませ  
ん、その後十九年たっております。十九年たつて  
おりますので、世の中の価値観とかあるいは嗜好  
とか、あるいは私どもの時代のような質実剛健、  
進取敢為、花鳥風月の趣というそういう文化のわ  
からない方々が大変ふえてまいっておりますので  
で、やはり酒税法というものは今日の時代にある  
程度マッチした改正、こういう時期はかなり熟し  
つつあるのではなからうか、かように思います。  
お返事になりましたかどうかかわかりませんが、  
以上でございませう。

○鈴木和美君 もう一つお尋ねします。

私は出身がたばこなものですから、酒とたばこ  
というのはいつもねらわれてばかりおつて大変  
苦しいんですが、私はもう酒もたばこもある意味  
では財政物資と言ふことは限界かなと実は一人で  
思っているんです。同時にもう一つ問題点なのは、  
未成年者対策ということがいとも言われるわけ  
です。たばこを吸うと肺がんになるといって大  
変問題になって、有害表示をしたらどうかという  
議論があつたりして健康注意表示に終わりました、  
た、のみ過ぎ注意です。お酒についてもそのこと  
は言えるのじゃないでしょうか。飲み過ぎ注意、  
飲み過ぎたら大変だ。そういう意味では、飲み  
過ぎ注意というふうなもの対策をやるうとした  
ら業界の皆さんはどういうふうな反応、お考えに  
なりましようか。渡邊さんいかがですか。

○参考人(渡邊剛權君) アルコール健康医学協会  
というのが昨年発足いたしました、それで適正飲  
酒というふうな運動をこれは酒類団体す

べてで共同してやっております。現在先生方にお  
願ひして適正飲酒とはどういうものなのか、これ  
は人体のこととございませうので個人差が非常に強  
うございませうけれども、平均値的な答えが出るの  
ではないかという意味での適正飲酒というものに  
対するアプローチと申しますか研究ですか、それ  
にアルコール健康医学協会というものと各団体一  
緒になりまして現在取り組んでおるところでござ  
いまして、幾ら飲めば適正飲酒であるかというこ  
とに対しての答えはまだ出ておりません。そうい  
う姿勢は持っております。

○鈴木和美君 この問題も、先ほどの森本さんの  
いろいろな提唱、提言などを含めていくと必ず自  
由競争から国のある程度の援助とか指導とか、行  
政を入れるというのであればそういう問題も私は  
出てくる可能性は多分にあると思うんです。い  
ずれまた皆さんの御意見も伺いたいと思つておりま  
す。

とにかく、私が最後に言いたいことは、皆さん  
大変苦しいと思うのですよ。しかしお酒を上げな  
ければ国の財政再建はできないのかという、私  
らは意見が違ふのです。皆さんと気持ちは一緒な  
んです。向こうの方が上げようとしているんで  
すから、ここだけ間違ひのないように申し上げて  
質問を終わります。

○藤井裕久君 きようは参考人の皆様方大変お忙  
しい中、また遠路お越しいただきましてどうもあ  
りがとうございました。

また、与党といたしましては、各参考人からそ  
れぞれ意見の御開陳がありましたように、大変業  
界の事情が厳しい中で政府与党の決めました増税  
案に御賛成いただきまして心から厚く御礼を申し  
上げる次第でございます。(まだ決まっちゃいな  
いでしようと呼ぶ者あり)御賛成をいただきま  
したことをお礼を申し上げます。

そこで、どうもこういう場所では与党は時間を  
遠慮するようになさるようになっておりますので大  
変短い時間しかございません。そこで問題を限定  
いたしまして、清酒の参考人のお二方にだけ御意

見を伺いたいと存じます。

なお、ほかの御参考人からいろいろ有益な御意  
見をいただきました。酒類間のアンバランスの問  
題、あるいは渡邊さんからは輸入酒と国産酒の課  
税標準のとり方の問題等々、これは主税局で検討  
課題として取り上げるという委員会ができるよう  
でございませうが、与党といたしましてもこうい  
う場に積極的に働きかけてまいりたい、このように  
思っておりますので御理解をいただきたいと思  
います。

そこでお酒の問題でございませうけれども、先  
ほど来民族の酒、亡くなった大平さんは国酒、こ  
ういふふうに言われてまいったわけでございま  
す。需要が必ずしも伸びないむしろ減退をして  
いるという中で、需要拡大策等いろいろ政府も業界  
の皆さんも検討しておられるわけでございま  
す。一つ大きな問題はやっぱり原料米なのだろ  
うと思うのです。それで、いまの食糧管理制度の中  
では原料米といふものを消費者米価より安くする  
という仕組みがなかなか仕組めない。これは論理  
的には必ずしも私は仕組めないわけではないのだ  
と思うんですが、まあその話は別にいたしまして、  
仕組めないために各種の助成だとかなるたけ政府  
管理米を回すとか、こういうことをやってきたわ  
けですが、昨年、昭和五十五年の酒造米につ  
いての価格決定の際に、与党としては、米の消費拡大  
あるいは先ほど来のお話の純米酒の育成というこ  
とを含めまして、アルコール添加分を落としたそ  
の分に原料米を使つたものについては米の価格を  
下げようという案を出しまして、まともな寸前ま  
でいったわけでございます。そしてこれはぜひ  
ひ実現を図るということで継続的に検討すること  
になっております。そこでまず、その物の考え方  
について御参考人はどうお考えになつておるか  
ひとつ伺いたいと思ひます。それから、昨年最後  
のところまでいっている問題になった中に、  
古々米を使うという問題が一つの問題点だと思  
うのです。これについては、食糧庁が低温貯蔵  
というものにもっと力を入れればいいのかとか、

あるいは業界としても技術開発を図れば古々米であつても何ら差し支えないのだというようなことも意見が大分ありますが、そこいらの問題でございませぬ、これについて業界の実情はどうかというのを伺つておきたいと思ひます。

時間がありませんから全部まとめて伺ひます。

第二番目は、先ほど来もちよつと話がでておりました課税方式、級別の問題です。確かに長い歴史の中で定着している。森本さんのお話で、同時に中小の業者に對して大麥・ブラスになつてゐる、これはそのとおりだと思ひます。しかし同時に、小玉さんはお話しになりました、二級酒が一番いい酒になつてゐるというやうな問題。また第三者的に見ますと、鑑定官の舌の感じでもって特級だとか一級だとか決めてしまふ、官能で決めてしまふ、それで税金が物すごく違ふというやり方、これは世界にも例がないのだと思ひます。世界の税率の違いは大體度数で決めてゐるのじやないかと思ひますが、そういういろいろな問題を含んでゐると思ひます。どうもいまのお話ですと、これは間違つてゐなかつたら結構でございませうが、小玉さんは若干級別制について疑問があるやうな御指摘だつたと思ひます。森本さんはいまの級別はまだ守つていくべきだというやうな御意見だつたと思ひますが、違つておりましたら御開陳をいただきたいと思ひます。同時に、本日から言つと、これはそういうのをやめた場合にどういうやうに考へていくのかということでございます。清酒業界が従価税は絶対反対だよということよく存じております。しかしこれをやめたときに一体どういふ課税の仕組みがいいのか、これは検討課題だというやうに言つておられますが、たとえば度数課税がいいのか、あるいはラフな二段階の従価税のようなものかいろいろあると思ひますが、そこいらについて御意見があつたらひとつおつしやつていただきたいというのが第二点でございます。

第三番目は、おけの問題なんです。ことしの一月の三日のある大新聞にややおけが

けしからぬというやうな角度から記事が大きく取り上げられて、森本さんのところはたしか第何位のおけ買ひであるというやうなことで書いてあつたと思ひます。私はおけは必ずしも悪いことじやないと思ひます。私の親戚にはおけ売りをしている零細業者がおりますから、これはおけ売りがなくなつたら零細中小の酒屋は大分つづれると思ひます。そういう問題にとどまらず、やつぱりあそこ書いてあつたやうな、またいまお話しのように、大手の方もおけ売りの方に対して品質管理を十分した上でこれは一つの内部のブレンドとして考へてゐるのだというお話がありました。私はそういうのもあつていいし、本場の地酒のやうなものもあつていいし、おのおの彼此融通し合つていくものだらうと思ひます。

さらに、この表示を出せというのは少し私は行き過ぎじやないかと思ひます。あの新聞にそう書いてありました。そうしたら反対の意見として、自動車で何の部品はどの下請がつくつて何の部品はどの下請がつくつてゐるというのを書くやうなものではそれはできませんというやうな反対意見も出てしまつたけれども、私も確かに表示問題は行き過ぎだと思ひますが、おけ売りの実態があるというところは、やっぱり国民の前に知らせる必要があると思ひます。あると思ひますが、それが悪だとか表示を全部出せとか、それは行き過ぎだと思ひますが、それについて御参考人の御意見を伺ひたい。限られた時間ですからこのぐらいで終わつちやうのかもしれないと思ひます。時間があればまた再度御質問をいたしますが、その点について御参考人の御意見をいただきたいと思ひます。

○参考人(森本省三君) お答えいたします。

まず第一番目は、原料米で純米酒をつくつてゐる人はできるだけ安くしたらかうかと、こういう意見でございますが、先ほど申し上げましたやうに、全国の純米酒というのはグロスでわずかに二%でございます。しかもいわゆる純米酒を礼賛しておる方々は、まさに純米酒オールマイティーの識

論をされますけれども、消費者の嗜好からいきますと、純米酒礼賛論というものを余りにも高く評価することによつて原料米の価格を安くするといふことは、やはり業界二千九百二社の平等感からいきて、多少でなく大麥問題があるかと思ひます。したがつて、あえてこれを差別化する積極的理由は私は見つからないやうに存じます。現に私も純米酒をつくつておりますので特に申し上げておきたいと思ひます。

それから第二点の、古米を使つたらどうかと、こういうことでございませうが、誤りがあればお許しください。たしか五十一酒造年度、五十二酒造年度に低温貯蔵の古米をいただいたことがございませうが、たしか約七%ぐらいいただいたと思ひますが、何といひましても品質がよくございませぬ。しかもそれじゃ幾らでも出せるかということになりますと、私も報告を受けております段階におきましては、全国にそれだけの低温貯蔵するだけの倉庫がない、したがつてそれを業者に払い下げるというだけの対応能力がないと、こういうやうに聞いております。結論を申し上げます。古米は品質の向上にとつてはプラスしない、したがつて古米はいただいたくございませぬ。これが第一点でございます。

それから第二点、二級酒がいいという意見がある、また官能審査で級別を決める、そういう点には疑問があるんじゃないかと、こういう御意見でございますが、現在の級別制度は確かに官能審査によつてやっております。したがつて、ウイスキーなんかのようにモルトの全体の含有率に占める度合い、そういうたどちかといへば科学的といひますか論理的といひますか、どちらかという官能審査というのを非常に説得力が少なくない、こういうふうにお考へかと思ひますけれども、何といひましても業界三層長く続けてまいつた級別制度でございますし、また官能審査という、何かすぐに、非常にこういひかげんにやつてゐるんじゃないかというふうにお感じになる方が非常に多いんでございませうけれども、坂口先生も

おつしやつておりますけれども、これは非常に説得力がないかと思ひますけれども、私も業界人といひましては、やはり非常に酒というのには深遠な風味を持つておると、まさに味覚といひますか奥覺の芸術である酒と醸造試験所の坂口先生あるいは山田先生等もおつしやつてゐるわけでございます。日本清酒の製法というものはまさにテクニロジーの最先端を行つてゐる。いまだにわからない、サイエンスでわからない分野さであるという非常に深遠な製品でございませうので、酒税法の施行令の第十一条でございませうが、それによつて官能審査を受けてそして申請をして特級にする、あるいは一級にするということは少し矛盾があるんじゃないかという議論でありますけれども、私もこれはこの点につきましては、やはりいいかげんな特級、一級を出せば、その結果は私も信念を持って出している酒でございませう。二級と特、一級と同じじゃないかと、むしろ二級の方がうまいんじゃないかという議論には賛成いたしかねます。私もこの会社が幸いに三十八万石の消費者を持つてゐるというゆゑも、まさにこういう点にあるんじゃないかと、かように思ひます。

それから、いま御質問になりました……  
○藤井裕久君 おけです。

○参考人(森本省三君) 次はおけでございます。実は先生、おけという言葉を使わないやうにしていただきたのでございませう。(笑聲)非常に誤解がございませうので……

○藤井裕久君 未納税。

○参考人(森本省三君) 未納税ということにしていただきます。といひますのは、私も中央会で委員になりました、一体未納税制度というものはどういふやうにするんだという、委員会でも数年参加をいたしましたのでございませう。おけという文字は一切先生方もお使いにならぬやうに、ぜひとも私これをお願いいたします。

御承知のように、お取引というのは非常に長い歴史を持っております。(笑) 現在では大企業界もこれ参議院ですから、私も大ざっぱに言います。約二十人お取引をしておられます。——お取引がございませぬ(笑) 未納税売りを、売っていらつじやいます。それから、買っておる方が大体八百六十社。そしてその量は生産した量の大体三分の一、こういうふうにお考えいただいたらいのとおもうんでございませぬが、実はこの未納税取引につきましては四十八年度に注文生産制度というものを私も委員会という知恵を出してつくりました。私の会社の例を申し上げますと、一〇〇%出資しております、資本参加いたしております会社が二社ございます。これは私どもの子会社でございます。それから一部資本参加している会社が三社ございませぬ。これはまさにプロダクションチームであります。長期契約の相手方として取引をいたしております。よし資本参加をいたしておらなくても、現在私どもの未納税取引先は三十八社ございませぬが、ほとんどこの方々の大半は私どものプロダクションチームとして提携してやっていきたいと、かように思っております。

私どもの会社の例はさうでございませぬが、それじゃ一体一般はどうなのかと、こういうことでございませぬが、実は売る方と買う方ではどうしてもいろいろ——国会のように社会党あるいは自民党という、やっぱり何かいろいろ争点がございます。争点がございまして、どういふ争点かといふと、簡単に申し上げますが、要するに売っておられる方はもっと長い期間、長期契約をしてくれという願望であります。しかしながら、この願望につきましてはいかさま需要が非常に変動期に入つておるときでございませぬので、先ほど申し上げました資本参加、私どもの会社はほとんど取引は続けてまいりつゝもございませぬけれども、やはり需要にマッチするということ、そういう生産をやらせんと会社は大変なリスクを負うと、こういうことになりませぬので、実質的には資本参加をし、あるいは精神的には長期契約をやつていこうというので分類はいたしておりますけれども、この長期契約の問題につきましてはなかなか私ども、未納税をいたしておる方といひましていろいろ苦慮している点であります。したがって、特にそれじゃなげ長期契約をしないのかと、まあ一般の例でございませぬが、私どもどちらかというと大手の現在の課題でございませぬ。フルに稼働しておらないのでございませぬ。操業度が非常に低下しております。しかも未納税の方が自製酒よりも高いという現実であります。こういった面を考へてまいりますと、私どもの会社はおかげで大体プロダクションチームとして一応かつかうはつきましたが、その他の多くの方々の、いま申し上げました約二十業者の中にはかなり未納税の取引につきましているいろいろな問題が介在しておるのが実態じやないかと、かように思ひます。

それからもう一点は、未納税をした場合に表示をしろと、こういうことでございませぬ。皆さん日本の灯籠をならんになりますとわかりませぬが、五角の場合には四角と言ひませぬ。六角になつた場合に初めて四角と言ひませぬ。私は庭好きでございませぬのでいつもそういう感じを持っております。六角四角。五角四角と言ひませぬ。やはりいろいろなお酒をできるだけブレンドしていくというところには酒の妙味があるんでございまして、そういう面から見ましても、できるだけの酒を調合していく。私どもはコンピュータで何とかさういふ方法はできないものかといふ研究をいたしておりますけれども、この表示を、いやこれは山口の酒が入つてゐる、いやこれは秋田の酒が入つてゐる、いやこれは新潟の酒が入つてゐる、いやこれは金沢の酒が入つてゐると、一々さういふ表示というものはとてもできるものじやございませぬし、知る必要も全くないと思ひます。現に私どもの醸造を担当いたしております者におきましては、こういった未納税の酒につきましては君のところはこういう酒をつくつてくれと、君のところはこういう酒をつくつてくれと、そして会社の酒と合せてまじり、いろいろ本場に言葉で言ひませぬ苦勞をしておるのが実態でございまして、先ほど先生がおつしやいました未納税の表示をしろといううなことは、私は、とてもじやございませぬができませんし、まさにナンセンスだと、こゝまで私申し上げておきたいと思ひます。

以上、答弁にならなかつたかと思ひますが、時間がなと思ひますのでこの辺でひとつ遠慮させていただきます。

○藤井裕久君 ありがとうございます。

大体いまで尽きてゐると思ひますから、時間の関係もございませぬので結構でございませぬ。ありがとうございます。

○堀田啓典君 参考人の皆さん、大変いろいろな有益な御意見を聞かしていただきまして心から感謝をいたしております。私たちもさういふ御意見を参考に今後努力してまいりたいと思つております。

そこで、森本さんにも最初にお尋ねをしたいと思います。ここ何年かの動きを見ましても相対的に清酒の需要は減つてきてゐる。しかもその中で特級が減つて一級はふえてきてゐる、あるいは二級の方に移つてきてゐる、こういうような傾向が見られるわけでありませぬが、この清酒の需要の後退、相対的に減つてきてゐる、その原因についてどこにあるのか。どうしても原料米の価格が八割近くを占めてゐる。こういう点から、どうしてもビール等比べて相対的に値段が高くなつてきてゐる。さういふ値段が相対的に高いということ、あるいはまた国民の嗜好の変化ということ、あるいはまた広告、宣伝の違いとか、さういふふうないろいろな原因はあると思ひますが、率直に言つてどういふ点に原因があるとお考えか承りたいと思ひます。

○参考人(森本三君) お答えいたします。

いま先生おつしやいましたように、確かに一番大きな原因は、昭和四十八年価格改定ございませぬ。四十九年もございませぬ。五十年もございませぬ。五十一、五十二年価格改定。五十三、五十四、五十五年はこれは何もありません。それから今回もしこの法律案が通りますれば増税というところでございませぬので、実に九年度に五回の値上げとそれから三回の増税と、先ほどどなたかの先生がおつしやいましたけれども、まさにイタチごつこになつてゐる、こういうことは事実でございませぬ。その元凶は一体どこにあるか。これはいろいろあると思ひます。

いま先生全部おつしやいましたが、何としても大きいのはやはり原料米が、先ほど小玉さんからもおつしやいましたように、四十八年を一〇〇といたしますと二〇〇%になつてゐる、こういうことでございませぬ。しかもそれは製造直接原価の七割を占めてゐる。非常に相対的な不利な価格になつておつて、まあさう朝日麦酒さん、皆さんお見えになっておりますけれども、ビール、ウィスキーとの均等な競争条件に立つてない。したがつてぜひともこの環境を整備していただきたい、こういうことを特別にお願いしたいのでございませぬ。原料米価格によるいわゆる原価アップ、したがつて末端価格の希望価格が非常に高くなつてゐる。景気が悪いために消費者はどうしても財布のひもをあげにくいという実態は、確かにいま先生がおつしやつたとおりでございませぬ。

いろいろ清酒が退潮をたどつていふ原因にはそのほかに、私を含めましてやはり企業努力というものが業界全体にも足りなかつたのではないかと。さういふ意味におきまして、先ほど最初に陳述申し上げましたように、せつかく中央会というものがあるんだから、中央会を激励してほしいと。そしてその中枢機能を果たして、清酒業界ももつていかんとすという、ひとつ激励を諸先生方からぜひやっていただきたいと、こういうふうな思ひかけでございませぬ。

嗜好の問題とかいろいろ問題がございませぬ。確かに最近はそのうたぐあいで消費者ニーズというものも変わつてまいつておりますし、何とし

でも大きな原因はやはり原料米であると。同時に非常に代替性の強いウイスキー、ビールというものが現代的な世相に非常に受け入れられておると、まあこういう時代的な借景もあるかと思いますが、清酒の需要がなぜ落ちるのかということにつきましては、まず業界の努力が欠落しておつたと、これが第一番。第二番目は原料米価格の毎年の値上げによつて末端価格が大きくなって不利な条件になっておるといふこと。嗜好の変化、これが第三番目であります。

以上のような借景がございまして清酒は退潮をたどつておると、こういうことであります。したがつていまして、私は先ほど行政対応についてひとつつぎひとつとも御協力をいただきたいと言いましたのは、まさにそういう危機的な状況というものが私にはある程度洞察できるわけでございます。そういう場合には、場合によって二十一世紀を迎えたいという念願がありますために申し上げたのでございまして、その点はひとつ誤解のないようにしていただきたいと思います。

お返事になるかどうかと思いますけれども、以上でよろしゅうございますでしょうか。——それじゃ、これでお返事にさせていただきます。

○塩出啓典君 先ほど森本参考人は、やはり清酒業界は合理化とか高度化にはなかなかそぐわないと、そういうお話をされたわけであります。私どもそれは理解できるわけでありますが、まあ確かにビール、ウイスキー業界に比べて原料米を国際価格よりも三倍も高いものを使うと、そういう意味で非常にハンディがあるわけで、まあそれを公衆に平等条件にするということは、これは私は政治のやるべき姿としてそれは必要ではないかと、このように考えておるわけであります。

そこで、特に業界の努力も足りない、そのよう  
におっしゃったわけで、その中でいわゆる中央  
会に対してもっとがんばってもらいたい、こう  
いうお話だったわけですが、具体的に中央会も中  
央会なりに一生懸命やっていらっしやると思っ  
たんですが、率直に簡単にいいんですけれども、

いうことをもつとやるべきだというそういうお者  
えはあるんでしょうか。

○参考人(森本省三君) お答えいたします。

前段のビール、ウィスキー等との環境条件をできるだけ整合化してほしいと、ついでには清酒の業界構造というものは構造の高度化はできないということを先ほど確かに申し上げました。実は三十八年でございましたが、大蔵部会のいろんな御協力をいただきました。近代化指定業種になりました。近代化指定業種になるためには三つの条件が必要でありまして、一つは零細企業が多いということ、それからもう一つは、いまと少し情景は変わっておりますけれども、輸出をしているとい

うこと、もう一つはいわゆる構造の高度化と、この三つの基本条件を満たしませんが指定業種にはならないというふうに私記憶いたしておりますものが、まあしかし、零細な企業が多いということをわけてあげていただいて近代化の指定業種になったわけでございますが、皆さん方御承知のように二千九百社はそれぞれお家とそれからお蔵とひっ

ついでございます。これをスクラップにして、そしてスクラップ・アンド・ビルドということではできるような状況にございません。したがって構造の高度化というものはできません。したがってこれは非常にむずかしい問題でありますがゆえに、私は業界の将来に対しまして二千九百社が果たして残れるかどうかと実は心配をしておるのでございます。

それから先ほどの第二番目の、中央会はもう少しヘゲモニーを握るべきだと、具体的に言えと、こういうことでございますが、私この質問にはちよっとお答えさせていただくのを考慮させていただきたいと思いますが……。

○塩出啓典君　では結構です。

○参考人(森本省三君)　これはちよつと私の立場から申し上げるのは……わかつております。(笑聲) わかつておりますが、やはりこれはひとつ触れるのを避けさせていただきたいと、かように思っています。お許しいただきたいと思います。

○塩出啓典君 やつぱり最近は——私広島ですけれども、広島においても一升びんを紙の容器とかそういうようないろんな研究がなされておるわけでありますが、そういうような清酒業界の改革に果たす中央会の役割割りも非常に重大ではないかと思ひますし、そういう点はぜひ率直に業界内で意見を述べてひとつがんばっていただきたいと思ひます。

それから小玉參考人にお尋ねをしたいわけでありますが、二級で特級よりも高いと、そういうお酒もある。確かにこれは非常に理解に苦しむわけで、そういう点から言えば從価税というのが非常に筋が通つておると。けれども從価税になると、毎年毎年原料が上がると税も上がってくるという、そういう点はあるわけですが、しかし税金全体を量とするとするならば、やはり從価税の方がより合理的ではないかなという感じがするんですけれども、そういう点はどうなんでしょうか。

それともう一つについてお尋ねしますが、後継者の問題ですね、非常に杜氏というそういう専門的な技術を持った人がだんだん減ってきておる、そういう意味で酒造業界の将来を考えると、後継者の育成が非常に厳しい、また大事な問題であるという理解をしているわけですが、その点の状況についての御意見を承りたい。

○参考人(小玉順一郎君) お答えをいたしたいと思ひます。

二級酒で特級より高いお酒があるというお話を先ほど私、したわけでございますが、先ほどお話し申し上げましたように、どうも級別というのは品質保証、JASのようなですね、品質保証の面と税金を取るための一つの基準にしているという問題がございます。この二つの問題をどう調和させて級別をつくるのかということが大変大切なことじゃないかと思えます。何かその努力がちょっと私どもも足りないと思っております。ただ私いまここで、それではこういう方法があるじゃないかと御提案を申し上げるようなものを持ち合わせ

ておりませんので、それはちょっと避けたいと思いますが、何とかしてやっぱり消費者の方々から信頼されるような級別制度を持ればなという願望を持っているようなわけでございまして、やはり二級よりも特級が安いんではおかしなことになりますので、その辺のところをひとつ考えたいと、このように考えております。

また後継者の問題でございますが、この問題確かに先生御指摘のように、私どもの業界にとりまして非常に大切な問題でございます。杜氏その他の技術者の問題もございますし、経営者の後継者という問題もございます。この問題につきまして、中央会を中心といたしましていろいろその養成に取り組んでいるわけでございます。こういった業界の努力が必ず実を結んでくれるんじゃないかなという期待を持っているようなわけでございまして、現在の状態ではちょっと心細いような感じもしないではございません。ただ私、その実態の数字その他をきょう持ち合わせておりませんので、この程度で失礼をさせていただきますしたいと思います。

○塩出啓典君 それから中小路さんと渡邊さんにお尋ねをしたいと思います。

お二人の御意見で共通している点は、一つは非常に税率が高くなつてきておる、ビールにしても半分近いのが税金で、これは世界的にも非常に高い。ウイスキーにおいてももちろん税率が特級等はまだ五〇％に近いわけでありまして、そういう意味から税の全体の見直し、ということは相対的にビールやウイスキーの税金を下げてくれと、当然そういう御要望ではないかと思うわけでありますが、しかしいまの状態でも、どちらかといえば清酒からビール、ウイスキーに嗜好が移つておる、また先ほど申しました清酒の場合は原料米が、国産であり、ビールの場合、麦も国産をほとんど用ゐる、そのような方向に努力はされておるわけですが、それにしても相対的に考えればやはり清酒業界よりはより有利ではないかと。それと装置産業と申しますか、近代化、合理化も非常にしやすい。そ

ういう点から国としても大変な税金を負担をしており、常々われわれも感謝をしているわけですが、それでも、そういう点から考えて、税率が清酒より高いのは、これは私はやっぱりやむを得ないんじゃないか、こういうふうに考えておるわけですが、それについての御意見を二人から承りたいと思います。

○参考人(中小路茂次君) ただいまの先生のお話、まあ私も税金を下げてくださいという要望をしておるけれども、相対的にはまだ負担能力があるんじゃないかという御指摘かと思っておりますけれども、私も税率が高いと申し上げておりますのは、やはりビールは特にアルコール度数から申しまして非常に高率になっておるということが一つございまして、それから、国際的な比較も申し上げたかと思っております。それよりも何よりも、私も非常にこういう健康的な嗜好飲料としてビールが今日非常に大衆化されておりますので、できるだけいいものを安く供給したいということでございます。したがっていまして、余り過度な税金を負担をさせられるよりも、国民の健康飲料として安く提供したいというようなことから、ほかのものと比較いたしまして非常に高いではないかというふうに申し上げておるわけでございます。

それから同時に、税金が下がれば当然価格の面でもっと需要も、総需要が喚起できるというところはもちろんだと思いますが、したがって、相対的な点で清酒より近代化もできるし、また原料の面でも恵まれているではないかというお話でございますが、そういうことも入れて、われわれはまたさらに一方、企業努力、経営努力をやつて今日の価格を維持しておるわけでございますので、それはそれなりにひとつ評価をしていただきたいというふうに考えております。

○参考人(渡邊剛權君) 業態自体につきましては中小路さんがおっしゃったのと非常に近似しております。確かに伸びてはおります。ですが、これは努力して伸びて、伸びたことがまた担税能力が

ある、そういうふうにもこれまたイタチごっこだと思っております。実際の消費税を負担するのは国民の方でいらっしゃるわけですので、そうしますと支出した金に見合った納税、こういうことをやはり先生方にもお考えいただきたいと、こういう気持ちでございます。清酒を上げろうちの方を下げる、そういうことではなくて、消費者が負担する金額に応じたバランスをお願いしたい、そういうことでございまして。

○塩出啓典君 それから中小路さん、渡邊さんに続いてお尋ねをしたいわけですが、現在の酒類の販売につきましては免許制度があるわけですが、最近免許制度というものをこれは憲法違反ではないか、もっと自由に販売できるようにしろ、こういう裁判も行われてまして、たしか一審ではその主張が認められたように聞いております。確かに一般消費者から見れば、限られたところではなしにいろんなところにお酒が売られていられる方が、非常に消費者にとつてはいかにもいいじゃない。しかしまた、税金を確保するというこういう大きな目的から考えて、現在税金は酒造メーカーが蔵出しするときに負担をしておるわけですが、余り売り掛けが取れないとか、こういうようなところがふえてもこれは非常に困る、そういう点があるかと思

います。もちろん小売店にとりましては、そういう自由化になりますと非常に弱い小売店が倒産をするという、こういう危険ももちろんたくさんあるわけですが、それでも、メーカーの立場から見ただけで、この免許制の問題についてはどのようなお考えをお持ちであるのか、これを承っておきたいと思ひます。

○参考人(中小路茂次君) お答えいたします。酒類販売免許の制度でございますけれども、これはいま先生御指摘のように、税収確保ということから発しておると思ひますが、同時にまた、非常に長い歴史的な背景もございます。いま先生御指摘のような各小売店はかなり零細業者が多うございまして、そういう面での保護もある意味では必要かと思つております。

それで、メーカーから見てもどうかという御質問でございますけれども、私も何よりもやはりその流通が安定しておるということがメーカーサイドとしても非常に大切な要素であると思ひます。したがっていまして、この免許制度そのものが憲法違反云々になりますと私どもの判断を超えておりますけれども、現状からいいますと、私も自身、多少流通段階のところをもう少し卸売業者、小売業者のルートの再編成でございます。か、そういった面で合理化を図る必要があると思ひますが、それがすぐには免許制度と関係していると思つておりませんので、それと別に流通業界のもう少し整理をしていかなければならないというふうにメーカーサイドとしては考えております。

以上でございます。

○参考人(渡邊剛權君) 私どもの方はメーカーサイドではなくて、メーカーの事業者団体としてでよろしゅうございましょうか……

私の方の組合は酒税の保全に協力するという目的でつくられていた団体でございます。この団体は生販三層それぞれございまして、現在の免許制度のもとに酒類というものが販売され、そして青少年への飲酒、そういう問題がございますので、現在の免許制度のあり方については現行で適正なのではないかと考えております。

○塩出啓典君 最後に笠原さんにお尋ねをいたしますが、大変山梨県においては地場産業として非常にブドウ酒を生産しておる。私たちもそういうお酒においては地酒がだんだん発展してきているように、それぞれの地域における独特のお酒、ワイン、そういう方向は非常に私はいんじやないかと思つておるわけですが、一方輸入品との競合も非常にあり、こういうお話だったんですが、そういう輸入品との競争状況はいまどうなのか。それに対して、それに打ちかつために、そういう見通しはあるのかどうか、このあたりをお伺いしたいと思います。

○参考人(笠原信松君) 現在輸入品が大体、私の記憶では二〇%から三〇%近くびん物で輸入されております。ですが、ただワインについては有利なことは、原料がブドウである。平たく言えば青物でございますから、その土地の風土というものに非常に大きく左右されます。したがって同じ品種であっても、山梨でつくった場合あるいは山形でつくった場合とか、あるいは広島でつくった場合、北海道でつくった場合、そういうふうな同じ品種によつてもその土地の気候風土によつて大いに左右されます。ただ問題は、完全に熟した良質のブドウ、そうでないと、そのブドウの持つている特性、いわゆる持ち味がワインに反映されません。したがっていまして、いまおっしゃいました向こうさんのワインと確かに同じ市場の中で競争はしておりますが、これからの個性というものを強調する、そういうワインをつくっていきさすれば、価格の面でも、そういう個性の面でも十分太刀打ちできるんじゃないかと思ひます。といひますのは、向こうさんの気候風土とこちらの気候風土は全然別でございますから、こういう例を言つたらこれは当たつているか当たつていないかあれですが、私はいまから二十年近く前にコニャックというブランデーのフランスの世界的な産地がございまして、そこでブランデーの実は製造方法、蒸留方法ですが、そういうものを三カ月ばかりにわたつて勉強してきたんですが、帰るときにその社長さんから大分はめられて、日本人は勤勉だし、おまえ帰つたらコニャックに負けないブランデーをつくらうと言われたんです。いや、そのつもりです。そうでないと私はもうここへ来たかありません。そうしましたら、いや、君は大事なことを一つ忘れていた。どういふことだ。さあ、私そのときはつとれたんです。いままでやつてきておつて、いまここで大事なことを忘れていたと言われたのは大変だな、そう思つておつたんですが、やおら言われたことは、君、コニャックというのはここにしかできないんだ。よ。というのは、機械器具でもブドウの苗木でも何でも持つていける。ただし気候風土は持つていけない

い。そういう意味合いから、日本のワインというのは本場にまだ日が浅うございますが、こういう段階を踏みながら本場に今後日本独自の、その土地の気候風土に合った品種を選定して、それなりのワインに適合するようなブドウづくりをしていくならば、いわゆる国際的なワインの中でも日本のワインとして十分やっていけるんじゃないかと思ひます。

○塩田啓典君 どうもありがとうございます。

○近藤忠孝君 私の持ち時間は質問と答え合わせして十分ですので、端的にお答えいただきたいと思ひます。

まず小玉さんにお伺いしますけれども、清酒中小メーカが今日の困難を乗り越えようと大変真剣な努力をしていることは大いに敬意を表します。よい酒をつくらうと、特色のあるお酒をつくらうということ、それが清酒メーカの生きる道だということ、お米を中心としたお酒ということが大変問題になっております。

そこで、その観点からお伺いしますけれども、第一には清酒の定義を、お米を中心に置いたそういう定義づけをできれば立法としてしたらどうかと、こういう意見がありますがお考えか、それが第一点。

それから、先ほどからお二人の方から級別問題が出まして、級別をやめた場合に新たな問題ですね、どうなのかと。先ほど特別のお考えないように出ましたけれども、しかし実際いとお酒をついた場合にそれをそれとして評価せたいと、これは当然のことだと思ふんですね。課税の問題は別にしまして、消費者から正しい評価を受けるという方法として、たとえば製造方法に着眼して何段階に分けると。たとえばこれは星印の格づけ問題とかですね、そういう点がありますが、それについていかにお考えか、お答えをいただきたいと思ひます。

○参事人(小玉順一郎君) お答えいたしたいと思ひます。

第一番目に清酒の定義についてでございますが、確かに昔は米と米こうじだけでお酒がつくられておりましたし、日本酒は本来そうあるべきだという考え方が一つあるかと思ひます。あろうかと思ひますが、現在の嗜好、それから先ほど申し上げましたように現在われわれの業界が置かれて、いま急に立法化して米と米こうじ以外清酒じゃないと定義されまして、大変なダメージを受けることになると思ひますし、やはりそういう問題については緩やかな変化を私ども望みたいと、このように考えております。恐らくいますべてを純米酒と、お米だけの酒というものをしましたら、消費者の方々から逆にこれは何だというような問題が出ないとも限らないと思ひます。と申しますのは、やはり最近の嗜好の状態からいきましたら、やはりソフトなもの、さっぱりしたもの、そういうものが好まれる時代に入ってきておりますので、余り味の濃い純米酒というものは必ずしも市場で受け入れられないんじゃないだろうかかなという懸念が私どもございます。

それから級別の問題でございますが、どうも日本酒というのは大変デリケートな商品でございます。世界に類のない並行複発酵と申しますか、糖化と発酵を同時に行うというような醸造酒でございます。そのために、できましたお酒が一本一本全部違うというようにございまして、そういうデリケートなお酒でございますので、そういうものを製造方法だけで規定をするというところは大変むずかしいのじゃないかなと思ひます。最近分析技術が進歩いたしましたので、ガスクロマトとかいろいろ微量分析をする機能があるわけでございますけれども、日本酒に限って言いますと、そういう微量分析よりも舌の感覚、鼻の感覚の方がさらに鋭いわけでございますし、やはりそういうものを考えますときに、これを機械的に分類してしまふことは、私非常に困難があるんじゃないかと思ひます。たとえば原料的に低位のものであっても、できたお酒がいいという場合もあり得るわけ

でございますので、そういうものをどういうぐあいに処理すればいいのか、ただ単に機械的にこれをやることは非常にむずかしいということをお考えしております。

○近藤忠孝君 次に洋酒、それからビール、清酒の順番で端的にお答えいただきたいんですが、値の決め方ですね。小売価格を流通業者との間でいろいろ協議されるかどうかという問題ですが、反面からいうとこれは流通マージンの問題です。これがどういうぐあいに決められるのか。考えられるのは、一つは製造業者の方が一方的に価格を指定して売らせるといふ方法。それから二番目には、小売業者が勝手にどんどん自分で値段を決める方法と。それから三番目には、両方で話し合いと。そういうぐあいにそのいずれかで決まってい

くと思ふんですが、それぞれのところでどのよう

に決められておるか。特に流通業者との間の懇談とか協議がある場合はどんな過程で決まってい

くのか、それぞれお答えいただきたいと思ひます。

○参事人(渡邊剛雄君) お答えいたします。

事業者団体は価格問題に一切タッチできません。したがって、価格問題というものは個々の企業がやっておりますので、私存じております。

○参事人(中小路茂次君) 現在お酒の方の価格は自由価格制度でございます。したがって、全部自由に決めております。ただし、一とい

ております。出してありますが、これは別に強制する価格じゃございません。結局自由価格でございますから、卸の方、小売の方がどのように売られても、私の方はそれに對して強制する何物もないわけでございます。

○近藤忠孝君 しかし実際言え、希望価格が大体基準で売られておると思ふのです。

そこで、マージンを見てみますと、私が質問した順番にだんだん高くなつておるわけですね。ということは、洋酒とかビールの場合にはやはり皆さんの力が強いから、流通業者との間では大変強い地位にあるので、ほぼ皆さんの申し出が受け入れられると。ところが清酒メーカの場合は先ほど来問題になっているとおり、大変業界自身困難な状況にあるという点で、その辺でやっぱりマージンがどうしても高くなつておると、そういう面があるんじゃないかと思ふんですが、その点は小玉さんいかがでしょうか。

○参事人(小玉順一郎君) お答えいたします。

このマージン率の問題につきましては、いま急にできたあれでございますので、そして戦後を申し上げますと公定価格がございましたが、それから自由価格に移ったわけでございますが、その流れの中で自然に決まったように私も理解しております。わけでございますが、これはやはり歴史的な背景がございまして、いまできたことじゃないと思ひます。

○近藤忠孝君 それからこれも小玉参事人ですが、これは将来の問題として規模別免許税を望む声が大変強いんですね。特にこれは中小清酒メーカの立場を考へてという意見が出ていますが、この点はいかがお考えですか。

○参事人(小玉順一郎君) お答えいたします。

ドイツのビール業界のように、規模別に酒税を決めたらどうかという意見が業界の内部にございまして、またこれにもいろいろ問題があるようございまして、私いまだちがよろしいと申し上げるまでの資料を持ち合せておりませんが、ただ中小の立場からいくと、確かにそ

方がいいのかというような感想だけはござい

ます。

○三治重信君 いろいろな御質問がありま

○参考人(渡邊剛權君) 先ほど免許制度につ

○三治重信君 商売上、商売上いいか悪

○参考人(森本三君) ただいま先生のお尋ね

た小売屋さんの御意見を総合しますと、現

店は、清酒に開きましては小売店は十七

ます。年間に大体二千五百軒ぐらいあ

○参考人(小玉順一郎君) 免許制度でござ

○参考人(中小路茂次君) ビールのメーカ

○三治重信君 ありがとうございます。

以上でございます。

店の方々が皆さん酒の免許を取られて、

免許がなくなった場合、お酒を扱うこと

○参考人(中小路茂次君) ビールのメーカ

○三治重信君 ありがとうございます。

以上でございます。

それからもう一つは、やはりいま最後

やったように、どうも免許制度の上にあ

それからもう一つは、やはりわれわれ

それで、酒と洋酒にだけは級別がある

酒類というものはその民族の歴史をあら

わけなんだから、そういうことがわかるようにしたいと思うんですが、そういうことについての業種の間ゆる奨励法をつくつたらと、酒税、税金の方を取るだけでこういういろいろ規定しているのはどうも発展上おもしろくないんじゃないかと思うんですが、そういうことについて御意見をひとつ各業界お願いしたいんです。簡単に結構です。

○参考人(森本省三君) 製造業の奨励策というんですか、そういうものを法で皆で相談してやったらどうかと、こういうことでございますが、私も非常に不勉強で申しわけないんですが、醸造試験所というものがあるのは、日本以外にないのではなからうかというふうに感じますが、ちょっと私間違つておるかもしれませんが、お答えさしていただきます。

それから、郷土色を出す方が日本清酒のためにいいのではないかと、私も全く先生のおっしゃるのとおりでございます。地方の方々もいろいろ努力をしておられます。しかし必ずしも十分に企業努力をしておられるというふうに見受けられない、行政の対象にすらならないであろう、趣味でつくつておられるような業者もやはり一部にはある。こういうことを申し上げては非常に失礼かと思ひますけれども、そういう方もないことはないというところだけ一つ申し上げておきたいと思ひます。

○参考人(中小路茂次君) 私どもビールの方は個別でございますが、原料、製法とも大体類似しておりますので、また品質的にも大部分のビールが同じようなものでございますので、私どもは個別の必要を感じておりません。

以上でございます。

○三治重信君 結構です。

○野末陳平君 さつき小売価格に占める税の負担割合の話が出てきて、バランスが悪いのでその辺を何とかしてほしいというようにもありませんが、たけれども、これお客の立場からいっても非常に差があり過ぎて、その差が必ずしも合理的な理由

に基づいていないので非常におかしいとは思つてゐるんですね。ですけれども、長い歴史もあることで、たとえば五割近い負担率のものを、じや下げるといふとなかなかいかに思うに思ひますしね。それから今度はワインのように非常に低いのがあつて、あるいはしょうちゅうとか二級酒も低いですが、それを上げるかというところもむづかしいし、簡単にはいかないと思ひます。でも、とりあえず業界の一方的な要望といふますか意見で結構ですから、まずビールと洋酒は比較的負担率が高いですね。一体どの程度までにすれば適正だと考えているのか。これはやや級別に言つてもいいし、それから平均でもいい、あるいは上限はこの辺というのでもいいんですが、それは業界の考えを参考までにお聞きするわけですから、率直に言つてほしいんですね。それで清酒の場合は、言つては悪いけれどもこれからますます飲まれなくなる傾向にあると思ひます。そうなるとなお一層税負担の問題というのはきつくなつてくるので、そんなことも含めてやはりいま言った皆さんの考えの適正な負担率、小売価格に占める税の負担割合ですけれども、それについて意見を聞かせてほしいと思ひます。

それからもう一つ、洋酒の渡邊さんにお聞きしたいのは、さつきの旅行者の免税枠の問題ですが、ばくもよほど一本で日本のつもりでやつて、ばかばかしい思いをしたこともありますけれども、さて三本が洋酒業界にそんなに影響を与えているのかどうかという点になるとさつぱりわからないんですが、これが一本になればそんなに皆さんもうかるのか、もうかるというか、だつて、いまだつてかなりもうかつていう業界なんだから。(笑) だから、そこは非常に——つまり旅行者の数が四百万人ぐらになつていますが、でも、全員が買つてくるわけじゃ当然ありませんが、そういう楽しみを一本に減らしてまで洋酒のことを考えるべきかどうか見当もつかないんで、たまたまふだん考えていたことですから、それについて、それも業界サイドの意見ですから、

あくまで参考にしか聞きませんけれども、よろしくお願ひします。

○参考人(渡邊剛權君) いまの先生のおっしゃいましたとおり、三本を一本にしたからすぐ国産の洋酒が売れるか、これはまた別だと思ひます。私たちの申し上げておりましたのは、要するに日本の場合は戦後急成長を遂げまして先進国の中へ入つた。そうすると、先進国で同じことを大体同じレベルで物事をやつていて、なぜ日本だけが後歩しなければならぬのか。この場合は諸外国に日本人は非常に出かけまして、観光の楽しみという点を先生は御指摘になつていらっしゃるんだらうと思ひます。ただ業界から見ると、日本へ輸入されている洋酒の、あれは大体二割ぐらい入つております。市場競争がございます。そうすると、それに対する二割には携帯品免税の品物は入つておらんではないですか。これがウイスキーでございますが、ブランドでございまして、いすれにしても高価な物、特にこういう増税時になりますとそれが私どもにはなお痛切に感じられます。ここで増税する、だけれども免税がある。要するに競争者がまた出るわけでございますので、きつく締めろというんじやなくて、同じようにしてほしいというだけで御了解いただきたいと思ひます。

○野末陳平君 じゃ、ひとつ負担率のことについて。

○参考人(中小路茂次君) ビールに關しましていま先生の御質問は、適正と考える税負担率はどれくらいかということの一点だろうと思ひますが、これは一方的な意見でいいということでございますので、お許しを得たいのでございますが、私どもはビールがいま勤労大衆が非常にたくさん飲んでくれている一番いいお客さんでございます。したがって、勤労大衆に提供するのでございまして、できるだけ安くしたい、したがって税負担率が非常に高過ぎるんですよ、もう少し下げたい。その例として、外国あたりは二級酒、清酒の二級でございまして、ウイスキーの二級とか一級とかという

ようなところを頭に描くわけでございますので、それと比べますと私どもの方がちよつと高いんじゃないのかなと、これは一方的な意見かも知れませんが、そのように考えておるわけでございます。

○参考人(小玉順一郎君) 税負担につきましてどのぐらいが適正かというのは、これは大変むづかしい問題でございまして、具体的に申し上げることは避けさせていただきますが、ただいま野末先生から日本酒はもう減退することに決まつているというふうな話がございましたので、それに対してはちよつと反論をさせていただきます。(笑)

実を申し上げますと、先日坂口謹一郎先生とお会いしまして、実は私、野末先生と同じようなことを申し上げたわけでございます。酒はもう最近だめですわという話を坂口謹一郎先生にいたしたわけでございますが、先生は小玉、おまえ何言つてんだ、見直される時期が必ず来るよと、こういう大変心強いお話を承りました。と申しますのは、最近日本の栄養学というものが見直されてきているということでございます。と申しますのは、日本人が世界の中で寿命の長いことはトップクラスだと言つておられます。それはどこに起因するんだ、やはり日本の食事がいいんだということでございます。明治以降、日本人は西歐人に迫いつけ追い越せということで、肉を食ふべき、牛乳を飲みなさいと、こういう食事の指導をし、また栄養学者もそういうようなことを言つておつただけけれども、その誤りにいまごろになつて気がついたんだと、日本食が復活すれば日本酒は必ず一緒に復活するんだ、こういう大変心強いお話も坂口先生からいただいたわけでございます。

日本酒につきましてはいろいろ誤解があるようでございます。どうも先生方にもあるんじゃないかと思ひますけれども、私は糖尿だから日本酒を飲まない、ウイスキーを飲む、ブランドを飲むと、こういう方がよくいらつしやいます。糖尿

というのは別に日本酒が原因なんじゃございませんで、トータルのカロリーをとり過ぎるそういうことになるわけでございまして、日本酒がおいしいからたくさんつい飲み過ぎてしまう、こういう結果であらうと思います。飲み過ぎないようにしていただければ、トータルのカロリーを抑えていただければ糖尿の心配はないわけでございまして、その点ひとつお間違ひのないようお願いします。

また、先ほど先生の先生でしたか、お話をいたしました、たばことお酒の宣伝に、控えないと、社会的な問題になるぞということを申し上げた先生がおられたわけでございしますが、日本酒造組合中央会は大変フェアな広告をいたしております。肝臓を一周間に一回は休めなさい、という広告もいたしているわけでございまして、ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○参考人(森本三君) 清酒業界につきましては税の担税力といひますか、そういうものは今日の状況下では大体私限度だと、こういうふうな考へておりますので、よく新聞なんかで一般消費税といふんですか、間接新税といふんでしようか、将来もしそういうものが導入されるというふうな議論の場がありました場合には、どうかひとつ清酒の酒税につきましては、先ほど申し上げましたように、いろいろ不利な条件下で競合しておるわけでございしますので、この税をどうするか、そういった税率の引き上げの場合にはぜひとも考慮をしていただきたい、こういうふうに思ひます。少なくとも間接新税においてはこれを別にすると、清酒業界を、これはひとつお願いしておきたいと思ひます。

先生方はどうも清酒業界に、こういうときになると非常に清酒業界に対して御興味深いようございしますが、どうかひとつ、日本酒というのは余談を申し上げるけれども、やはり庭とか家とか、あるいは清元、新内、一中、繁太夫節あるいは千利休を見ましても、やはり日本の文化の象徴であります。私は日本の文化の象徴とい

うのはまさに聞だと思ひます。この間というものを

持っているのは、いわゆるウイスキーあるいはビールの方に悪いんでありますけれども、そういう日本文化の間というものは、皆さん方、そういう方には御場能だと思ひますが、いろいろ御質問をいただくのも結構でございしますが、どうぞ日本酒もひとつ皆さん飲んでいただきませんか、何か洋酒を最近お飲みになつていらっしゃる先生方がかなりふえつたあるというふうなうわさもうかがいますので、どうぞひとつ清酒の方もときどき御愛用

いただきますようにお願いしたいと思ひます。私の父も九十二歳でございしますが、いまだに五勺飲んでおります。非常に健康でございします。(笑)

○野末陳平君 じゃ渡邊さん最後にお願ひします、さっきの負担の問題。

○参考人(渡邊剛權君) 事業者団体といたしますと、安ければ安いだけありがたいというものはこれは偽らないことでございします。ですけれども、税金は事業者が持つてゐるのではなくてお買ひになる方が御負担になる。そうしますと、その税金のバランスで消費の動向が決められるおそれもまたございします。アルコール度数、先ほどいきましたと、一度当たりで確かに一番高いのはビール六・三ぐらいだと思ひます。清酒の二級をひとしした場合でございしますけれども、ウイスキーの場合が五・八というバランス。それで業界といたしましては高い。ではどこが適正か。要するにそれぞれが順調に伸びるところが適正なのかもしれせんけれども、消費者のサイドの心理として、支出金額に比したものであるという考へが私どもの考へでございします。

○委員長(中村太郎君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。参考人の方々に、長時間にわたり貴重な御意見を述べいただきましてまことにありがとうございます。心から御礼を申し上げます。どうぞ御退席ください。それでは午後五時まで休憩いたします。

午後四時六分休憩

午後五時一分開会

○委員長(中村太郎君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、酒税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○丸谷金保君 私、きょうは小売免許の問題、それから便乗値上げ二問、それから指導価格と自由価格の問題、アルコール専売の問題、それから酒団法の関係の問題、公正規約における安売り禁止等の問題、それから課税客体の把握の問題、それから酒税の抜本的な見直しに関する問題、合成乳酸の問題、そして合成乳酸に関連して醸造用資材規格協議会、それから酒の品質管理と、大体以上十一問ぜひ聞きたいと思つております。

したがって、ひとつ大臣お願ひしておきますが、これだけたくさん聞かなくてはならないので、衆議院でやったように――あの記録は全部読んでますから、あれの煮し返しのお答弁は要らないことをまず冒頭お願ひしておきませんか、なかなか進みませんので、ひとつ御協力をお願いいたします。

まず最初に、酒の小売免許の問題につきまして、太田薫さんが行政改革の一環として小売免許を廃止せよというふうなことを言われておりますし、これについて「日本経済」あるいは「朝日」等でそれに対する意見が出ております。いずれを見ましても現行の小売制度がそのままでいいというふうな新聞論調でもございせん。しかし一方では、十七万と言われている現在の零細な小売業者を中心としたこれらの既得権あるいは生活をどう守るか。また行政管理庁は、この問題についてしばしば現在の免許制度というものの検討の時期に来ているというふうなことを言つておりますので、これらをあわせて酒の小売免許の今後の課題として大臣はこれをどういうふうにお考えにな

るか、ひとつ大変大きな政治問題になつてきような状態にもございしますので、お考えございましたらお答え願ひしたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) なるべく簡潔に申し上げます。

ともかく小売免許は、やはり確かに社会の商店を守るという点もございしますが、余り過当競争になつて小売屋がつぶれたり醸造屋に金払わなくなつていくことになる、結局酒税の収納にも影響あるという問題でございします。したがって、ある程度の簡素化は結構だと思ひますが、小売免許をなくすというふうな考へはございせん。

○丸谷金保君 それでは大臣、戦前小売店が一番多かつたときに何軒くらいあつたか御存じですか。

○政府委員(高橋元君) 昭和十五年に小売の販売場が三十五万三千三百六十四場ございしました。現在は十七万一千五百十四であります。

○丸谷金保君 その十七万のうち、いわゆる限定免許がどれくらいございしますか。

○政府委員(高橋元君) 全酒類の販売免許を持つておられるのが十三万四千五百五十九場、洋酒に限定してありますのが一万九千九百三十六、その他の限定免許が千二百四十八でございします。

○丸谷金保君 大臣、いまの数字でおわりのように、現在よりも昔の方が小売の免許数が多かつたんです。ただ、いろいろ問題があつて免許制に切りかえてから一時がたつと減りました。それから徐々に復活してきているというふうな状態なんですか、ね、そのころに比べて酒の何と言いますか消費というのはいくらも大変にふえているんです。当時十二億リッターぐらいの酒のときに三十九億リッターなんです。現在は六十八億リッター、消費がうんとふえています。にもかかわらず小売免許、特に限定免許を除くと十三万何はです。余りふえていないんです。これはこれで適正配置ができているかどうか、この点について国税当局のひとつ……。

○政府委員(小泉忠之君) 御指摘のように酒類の

課税移出数量、大分以前のことでございますが、昭和十五年の計数を申し上げますと九十四万八千キロリッター、それに対して五十四年度の酒類の消費量は課税移出数量は七百万キロリッターというところでございますが、その間実に二十九年の経過がございます。その間戦後の経済状態とかいろいろな状況を越えまして現在に至っているわけでございますが、先ほど主税局長からお答え申し上げましたように、現在全国では十七万一千の免許業者が消費者のニーズに合わせながら流通界で大事な財政物資の酒類を扱っております。その間最近ではいろいろ例産その他の事案も非常に少なくなっております。酒税の保全は非常に何といえますか順調に申上り申上げて差し支えないかと思いますが、そういう現状にございまして、私も執行当局といたしまして、酒税法に規定されました免許条件といたしまして、免許の趣旨にのっとりまして適正な、流通界がさらに問題なく国民経済の中で、この機能を發揮するように常々注意しながら指導をいたしておるわけでありまして、その間やはり一番大事なことは、先ほど大臣からお答えがございましたけれども、酒税の保全という意味も一方にございしますが、同時にまた、中小零細な企業が流通界として非常に重要な役割りを占めておるわけでございますので、そういう状況の状況をも勘案しながら免許の条件については適正に措置をしておるという状況でございます。

○丸谷金保君 小売免許というのは、本来、税を確保するということが主たる目的でございますか、それとも消費者の利便ということとどちらにウェイトがございしますか。

○政府委員(小泉忠之君) お言葉ではございますが、率直に申しまして両面をにらんでおるということでございますが、重要な何といえますか嗜好品として、国民生活を豊かにする酒類の歴史というものは非常に長くございまして、今後ますます重要になると思っておりますが、そういう一面で消費者に対しては適正な酒類を妥当な価格で

安定的に供給するという役割りは流通界が担っておりますわけでございます。

一方では、酒税の転嫁というものが、間接税でございますので、流通界を通して実際の負担者である消費者からさらに代金が回収されてその酒税の保全が図られると、両面が必要だと思っております。

○丸谷金保君 両面が必要だということ、ウエイトがどちらにかかっているかという私の質問に対する答えにはならないんです。

本当に両面があれですか、ウエイトはハーフハーフでかかっていますか、どうなんです。

○政府委員(小泉忠之君) ウエイトは質的な面と量的な面という二つの論理的にはございまして、量的な面では、お言葉ではございますが、量的にウエイトが五十と四十五とか、そういう評価はちよつとできないと思いますが、言うなれば両方百であるというふうな感じがございします。

○丸谷金保君 そうしますと、消費者の便利ということから言いますと、消費者のそれ百のウエイトがかかっているといふれば、三十何万軒あったのが、消費者は伸びているのに店は減ったと、これはどうですか。しかも新規地なかなか許可にならないというふうな状態。きょうは具体的な例は入ると時間がありませんで入りませんが、たくさんあるわけですか。どうなんです、その辺。

○政府委員(小泉忠之君) 簡単に答えさせていただきますが、御指摘のように数量的には非常に三十年の間ふえておりますが、同時に経済構造として流通機能というものが非常に整備されておるというところは、率直に言つて申し上げられると思っております。トランスポートレーションその他の問題について、合理化はやはりその期間に済んでおる。

一方でやはり、この十七万一千軒というものを仮にはかの食料品の商店と比べますと、たとえば八百屋さんとか魚屋さんとか、そういう全国の計数と比べますと、二倍、三倍に及んでおるということでございます。全国の数と比べると、あるいは飲酒人口から見ましても三百人に一軒というふうな計算になりました。地域的にはタイトな部分もあるいはあろうかと思いますが、一方ではいいな面もあるかと思ひますが、全国的にござんただければ、一応消費者のニーズにはマッチしておる現状ではないかというふうに見えております。

○丸谷金保君 実はある税務署でこれ調べてみたんですが、その管内には二百五十軒の小売屋さんが二十軒、デパートとか農協だとかスーパーだとかという、よりビッグなところが二十軒なんです。一割にも満たない。あとはみんな二キロとか三キロというふうな、総体の売り上げでも二百万、百五十万程度の売り上げしかない小売屋さんか非常に多いんです。いま、ほかの野菜屋さんとかいんな話が出ましたけれども、そういう地方の地域に行きますと、酒の小売免許かたばこの小売免許を売っているところはあつたんです。で、それ以外の食料品を売っている店はほとんど少なくなつていまして、過疎地において、要するに、たとえば粗利益から言つて大体一八%ぐらい。先ほど問題になりましたけれども、ウイスキーやビールだと一五・五%、清酒類ですと二〇%ぐらいというふうな、粗利益から言つてとお酒を持っていれば二キロくらい売つておつても生活費だけあると、こういうことになるものから、この人たちはやめなさい、ほかの者はやめていくというふうなことがどこにも過疎地の町村にあります。そういう点でいくと、まさにこういうところの酒の小売屋さんというのは保護していかなくちゃならないと思ひます。

しかし一方で、先日「日経」か「朝日」にもありました、だからといってこの小売免許の特権意識の上にあぐらをかくようなものになつてはいけません、こう思ふんです。その点でどうですか、一体酒の小売免許というのは本質的にはあれでしょう、税を確保するための手段として行われた行為なんですか。消費者のニーズというところが昭和十何年ですか、八年ですか、あのときに

そういう論議がありましたか。

○政府委員(小泉忠之君) 御指摘のように、制度自体の基本は酒税法に基づく免許制度でございます。したがって、本旨は酒税の確保ということが申上げられると思ひますが、その運用に当たりましては同時に消費者のニーズに十分こたえるようにということで、弾力的に運用をいたしておるということでございます。

具体的に申し上げますと、先生も御存じだと思いますが、全国をいろいろな地域に分けて大都會地あるいは市制区域あるいは町村区域と、そういう地域に分けて、消費者のニーズが距離的にあるいは数量的にどのくらいになるかという尺度をもとにいたしまして、しかも免許業者となる方々の人的な要件といたしまして、大事な財政物資であると同時に致酔飲料でございますので、国民健康の上からも大事な方に扱つていただくという趣旨で、人的な要件等も十分に吟味した上でこの免許確保を行つておる歴史が続いておるわけでございます。

○丸谷金保君 こういう小さな小売屋さんは保護していかなくちゃならないと思ふんです。実際実態調べてみると、これとつちやたら大変だ。また近くにスーパーなんか出てきて、どんどん安売りされたりなんかしたら大変だというふうな心配もあります。しかしそこで、これは大臣が冒頭に多少見直しもしなきゃならないけれども、根幹は維持していきたいというふうな御趣旨でございますので、それはそれで実はそういう二面を持っていますと、それに対する弾力的な対応と同時に、始めたときは確かに税を確保するということが主たる立法の精神だった、しかし三十年やってくればもういろいろなことが起きてますから、これらを合めて実は解決していただきたい問題が一つあるんです。

というのは、新しいメーカーが非常に困るんです、新しいメーカーが置いてくれないと。そうすると、これはまさにもう独占的なものになつちやつて、新しいメーカー、後発メーカー、特に日

本酒なんかそうですが、戦後割り当て制度ありました、原料のね。ですから実績主義で、小さい日本酒の業者なんというのは少なくしかもらってなかつたんです。シェアを広げられなかつた。こういう人がいまだどん食えなくなつてやめてますわね。これらのものがそれぞれの地域でも少し小売店に置いてもらえるような措置を考えないと、きょう現在で二千九百四軒という酒の小売屋さんのうち十五社の大手が四〇%売っているんですから、残りの二千八百軒というものが残り六〇%をみんな分けていっているんです。こういう人たちが非常に困るのが出てきているんですよ。これらに対する対応はどう考えますか。

○政府委員(小泉忠之君) 御指摘のように、酒類の市場につきましては全国的な広がりを保持しております。地域的に見ましてもいろいろつくる側と売る側のマッチングについてはなかなかスムーズにいかないという面は、現実的には御指摘のようにいろいろな面であらうかと思ひます。

しかしながら、現在の、先ほど申し上げましたように、流通段階では消費者のニーズにそれほど不便があるという現状ではないと存じます。しかしながら、日進月歩の技術等であるいは消費者のニーズが微妙に変化しておりますので、それに応じた新製品とかあるいは特殊な酒類というような、新商品の開発というものは最近随時行われております。そういった場合には、かなりロットの少ない形で実験的に消費者のニーズをはかるという行動も出てくるわけでございしますが、それが果たして全般的な流通段階へうまくマッチングするかということにつきましては、確かに御指摘のような点はあらうと思ひますが、さればと言つて、販売店をふやすからそれが解決できるという問題でもない面がかなりあるんではないか。と申しますのは、ロットが少なければ輸送コストもかなりかかります。それから消費地と生産地との地域的な距離というものは、これはつくるところが消費地に近ければ問題ないわけですが、いいます、かなり酒については、地酒というものが日本酒については特にそういった点が強調されておる昨今でございしますので、そういった点つがけないような、何と申しますか、流通の店舗の設置ということについては一層弾力的に留意してまいりたいというふうに考えております。

○丸谷金保君 大臣ね、私も苦い経験あるんですが、いまそういう日本酒、特に日本酒の小さい業者がいろいろ酒——大臣が盛んに主張していた純米清酒というふうなものを、一生懸命研究していい酒をつくらうと努力しております。そういうグループもたくさんあるんです。この人たちが異口同音に、現在の流通過程の中でわれわれの酒をなかなか置いてもらえないというふうな悩みの訴えもあるわけなんです。こういう場合にどうですかね、いまお聞きしますと特定免許というものは大分出ているんです。地酒ですから、この県の中においてはほかが置いてくれない場合にはその酒だけ売るといふ、これいまの法律ではちよつと無理。しかし政令変えればできますね。できますから、特定免許でその県内の地酒をいま小売免許のないところで売ると。これ沖繩なんかは本場に薬屋さんだの本屋さんでも酒売っていますね。そういう例もあるから、これは無制限にやると小売屋さんにと響きますから。あちこち置いてくれないので困っている、少し大きくしようと思つても方法がないというふうな人に対する措置、こういうことは考えられないでしょうか。

○政府委員(小泉忠之君) かなり技術的な問題も含んだ御質問でございしますので、適宜お答えさせていただきますが、免許に条件をつける場合に地域的に限定してという御質問でございしますが、問題の本質は、地場産業である清酒のメーカーが大都市で、大消費地で潤沢に酒を売りたいと、こういう御要望でございまして、いまのような措置ではマッチしないわけでございます。

そこで問題は、やはりそういった面で考えますと、酒販店をふやしてもこれは賄えない問題でございまして、やはり輸送とかそれから消費者の分布といふ、それをお好みになる消費者がどこにあるかということがやはり前提になるわけでございます。まして、くどいようでございすけれども、現在は近代化計画の中で地酒振興という面でも、そういった零細といふ、中堅の地酒のメーカーさんが共同されて地酒頒布会というものを、現実的に私が存じ上げている数は五十社ぐらいですが、自信のあるお酒を相互に売るといふような活動をいたしておりますが、それにつきましては私も特定の免許を下付いたしまして、順調にそれが進むようにというふうな配慮をいたしております。

○丸谷金保君 大臣、いまのあれじゃ質問に対する答えに全然なっていないんです。私の方はきょうは具体的な提言をして、そして少しでも全体をよくしていくかという、酒の業界全体のことを考えながら、現状だけに固執するんではないことについて御理解をいただきたいと思つて提言しているんです。社会党の案だから何でも反対するなというふうなことを言わないようにひとつ大臣お願いしたいんです。

いま私が申していますのは、日本酒の小さな人たちが地酒だからその地域で売ろうとしても、大手が盛んに宣伝でばんばんばん売っている。そのほかに、衆議院でも問題になりましたように一本づき二本づきというふうなことが行われているんです。特にこれは大手のメーカーがやっぱりリベートをつけているんです。そういう事実、私たちがよく知っています。ですから、それぞれの地域で売りたいけれどもなかなかその全部の小売屋さんが置いてくれないと、しかしいま酒の免許ないけれどもひとつこの酒やっつてやろうというふうなところへは、いまは雑酒の免許と出しますと雑酒一般になっちゃうから、関税の方で言うようにその簡単には出せないということになるんです。少し考えれば、その地域の日本酒なら日本酒を、その地域でなかなか小売屋さんが扱ってくれない場合は、たとえば隣でも新しい店を置きますよと、こういう措置を多少いじればできるはずなんです。御検討いただきたいと思つていますが、いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) やっぱり既存の人は一軒でも新規な業者はつくりたがらないですからね。だから組合に相談すればみんなそれはだめと、こうなるに決まっています。それによつて、しかし中には、実際は看板もついているけれどもほとんど売っていないというふうな店もあるでしょう。ですから、適正規模というんだから、そういう店を整理して別に新規免許をおろすとか、それからいま言ったように何で地酒を売ってくれないのか、そこらところちよつと私も納得いかないんですが、結局地酒を置いてもらうからなら売れないということなのか、問題は、しかし、やっぱりもうからない酒だったんだれでも扱わないかもうからない酒、そのところで扱うというふうなことがあつて地酒振興というふうな、限定された地域でということになれば、私は余り弊害が出ないんじゃないかと。臨時的に、試験的にやってみるのも一つの手かなと思つておりますが、まあいづれにしてもいろいろ利害得失両方あるでしょうから、事務局に謙虚に、社会党の人が提案したから、そんなけな考え毛頭私は持っておりませんから、まじめに検討させます。

○丸谷金保君 ちよつと大臣、もう少し御理解いただきたいと思つてござい。というのは、利幅が小さいというのは売れなくて少ないという意味じゃなくて、大手の方がいまリベートなんかつけているんです。実際には、これは酒税課の方ではわかるはずなんです。報告取っているんです。毎月、そういうのを見てくれば必ずわかるはずなんです。わかっているんです。実際は、ですから、そういう点で、一〇〇%の米のいい酒を地酒としてつくつてやろうと思つても、大きなのが原価割って一本つづける、二本つづけるというふうなところで置いていきますと、その方を売った方が小売はもうかるからなかなか置いてくれないという問題があるわけなんです。そういう場合に、やっぱり小さな日本酒のメーカーを守っていくという立場で、いまの制度の中で特定免許というものが

がですか。

あるんですから、しかもそれをもっと限定して、限定免許ですね、いまのように雑酒の限定免許だとか一般の免許だとかということよりもうちよつと小さくして、新潟県なら新潟県の中だけでは多少この酒だけ売る店も、特約店を認めますよというところに国税庁の方が踏み切れば、今度は置いてくれるようになると思うんです。いいですか、そこいら辺をひとつ勘案をしていただきたいということですよ。

○国務大臣(渡辺美智雄君) こんなことを事務的に言つたてはそれは堂々めぐりに決まっていますんだから、私は、一つのアイデアだからそれは試験的にどうかでやらしてみたらいいだろうと思ひますよ。検討させますから。どういふ弊害があるか——余り弊害あつちやだめですよ、そのかわりね。私よくわからぬわけだから。しかし、なかなか新規の人が出るとなつたら、みんなそれは出させたくないというのも事実なんです。だけれども、そういうふうなことでまたみんながそういうものを抑えるという空気ならそれはまずいことであつて、消費者のためにならぬわけですから、だから抑止力の点からいつてもいいのかもわからない。だからそれは検討させます。

○丸谷金保君 既存の小売屋の権利も守りながら、やはりそういうニーズにこたえていくという対応の仕方をお願いをしたい。

次に、値上げに対して衆議院の答弁を見ていますと、もう端数切り上げ当然だというふうな大蔵側の答弁が続いております。これはちよつとほくはいただけなんです。四捨五入するくらいならまだわかるんですが、とにかく端数切り上げというふうなことで全部上につけていくと。そうすると、必ずや酒は自由価格ですよ、こう逃げている。いいですか、酒は自由価格。ところが、大臣だけは便乗値上げにならないように指導いたしますと、こう言っているんです。衆議院でね。どっちが本当なのか。値上げと四捨五入の問題及び自由価格と指導価格との対応の仕方、この点についてひとつ改めてお伺いします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは自由価格なら値上げも値下げもないんですよ、これ。四捨五入もあるし、それから切り捨てもあるし切り上げもある、自由価格なら。ですけれども、指導価格をどうするかという問題でしょう、恐らくは。だけれども、私としてはこれは前の話と違つて税金が上がつてコストがその分だけ上がる。そうしてやばり金利も、結局税金分も金利かかるわけですからね、とつておけば。だから消費者の方にほまことに申しわけございせんが、多少の切り上げは私はやむを得ないんじゃないかと、消費者の方には申しわけありませんが。しかし競争時代ですから、それは何も税金上がった分だけ上げないで売つて罰金取られるということもないだろう、あれは。——ないらしいから、それは私は、そこはやつぱり自由価格だということも決して間違つた答弁じゃない。大体は指導価格に従う人が多いでしょう、よく知らぬけれども。だけれども、そこらのところは、私は多少のものはやむを得ないんじゃないかなという気がしているんです。

○丸谷金保君 まあ多少の値上がりはやむを得ないというお話を再三にわたつてしておりますけれども、いまの酒類のそれぞれの原価から言つて、十円未満くらいの端数を切り上げなければならぬような、そういうコストにはなつてないと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(小泉忠之君) 大臣からお答えございましたように、最終的には酒類の価格は自由価格でございまして、しかも市場の中で商品として消費者に買つていただく価格ということになつておりますので、市場の慣行と申しますか、市場のこの状況というものが前提になつて各企業がお決めることになるというのが大前提でございまして。

そこで御指摘のように、この市場の慣行はどうなつておるかということが問題でございまして、これはたとえば、ビールにつきましては五円四角の値段が慣行になつていて、あるいは容器によつて違ひますけれども清酒については十円刻みである、あるいはウイスキーについては百円というよ

うな市場の慣行がございまして、それに応じた値決めが行われるであらうというふうに思ひます。その場合に、今回最も大事なことは税額をいかに吸収していくかと。さらに大臣からもお答えいただきましたけれども、税額がふえますとそれに応じた、たとえば酒はすぐに売れないわけではございまして、在庫期間が一カ月であればそれに伴う金利相当分というものはそのまま金利負担が直接的な流通界の負担になるわけではございまして、これも合わせて妥当な価格が形成されるようにというところで、それを超えたいわゆる不当な値上げについては、これは必要があれば私も必要に応じて指導をしてまいりますというふうに申し上げたわけではございまして。

○丸谷金保君 それぞれによつて違ふと思ひますけれども、メーカーから卸、卸から小売の手形の大体サイトはどれくらいだと思ひますか。

○政府委員(小泉忠之君) それぞれの段階で、また時期によつて異なるかと思ひますが、たとえば清酒で、メーカーの場合で申し上げますと六十日というふうなことになると思ひます。

○丸谷金保君 そうすると、先ほどの答弁ちよつとおかしいでしょう。酒はすぐ売れないから、その分の金利も見てあげなければならぬとおつしやいましたね。二カ月後に払ふんですよ。大体普通通のあれから言ひますと現金回収して払ふと。二カ月というのはごく一番短い方をいま課長さん教えたんだと思ひます。そうでない実例たくさんありますからね。

○政府委員(小泉忠之君) 途中で申しわけありませんが、いま申し上げましたのはメーカーの手形の回収の期日と、こういうことでございまして、流通段階でそれがさらに卸が小売から回収する期日がございまして、そのずれというものが時々刻々変わるといいますか、その差があるわけではございまして。それがやはり商品が獲るという期間になるわけではございまして、金融的にもそういう点につきましてはかなりの借入金全体について流通界で行つておるといふのが現実でございま

す。

○丸谷金保君 それぞれ手形を割つておりますからそういうことになるかと思ひますけれども、しかし実際に酒が獲るからというだけでではないんです、これはね、流通の期間において手形が出されておるのは。どんどん回収になつてきたつて回収率の非常にいいところでも手形支払いが……

○政府委員(小泉忠之君) 細かい数字で恐縮でございましてけれども、先ほど申し上げましたのをさらにコンファームいたしましたして申し上げますと、清酒で製造業者の手形のサイト、これは平均いたしまして六十一日、六十二日、六十四日と、こんなようなデータが出ております。最長はどのくらいかと申しますと、九十六日、九十八日、九十三日というふうなことでございまして、そのメーカーによつてあるいは相手の流通業者によつて一カ月ぐらゐの差は出てくる、こういうことでございまして。さらにこの卸売業者……

○丸谷金保君 いいよ。

○政府委員(小泉忠之君) よろしゅうございまして。

○丸谷金保君 ええ。それでこの小売の問題に関連して、公正競争規約で安売りが禁止されておりますね。公取、来ておりますか。

○説明員(波光巖君) 酒類の小売業における酒類の表示に関します公正競争規約が五十五年三月に認定されておりますけれども、これは致酔性という酒の特性にかんがみまして、業界における広告宣伝に一定の自粛を講じようとするものというところであります、表示の適正化を図るという趣旨でございまして、安売りを規制するということもものではございせん。

○丸谷金保君 そうしますと、ついでに公取の方を先へお伺いをいたしたいと思ひますが、実はきのうのおとといですか、「独占禁止法と行政指導との関係についての考え方」という文書が回つてきました。これの所管課の人、来ておりますか。——アルコールの専売の問題なんです、行政改革の一環としてアルコールの製造の方を特殊法人に移

管するといふようなことが言われております。ところが一方で、これは四国の方で聞いた話なんです、ある大きなお酢のメーカーが、いざ民間に払い下げになるんだといふふうなことであの地方のお酢屋さんが非常に心配しておる問題があるんです。それで聞いてきました。そんなふうになるんだらうか、絶対ならぬだらう、そんなうたら大変だといふ話なんです、通産の方はどうなんですか。民間移管といふふうなことはあります。

○説明員(井上正君) お答え申し上げます。

アルコール専売事業につきましては、一昨年末の閣議におきまして、五十五年度行政改革計画の一環として、専売制度は維持いたしますけれども、製造部門を昨年の秋に発足いたしました新エネルギー総合開発機構に移行するという基本方針が決められております。通産省といたしましては、その閣議に基づきまして現在移行に際しましてのいろいろな問題点を検討しておるといふのが現状でございます、工場のいわゆる民営化といふようなことは一切考えておりません。

○丸谷金保君 それで実は、私そのときに不思議に思ったのは、アルコール専売というのは国営事業の中じゃもうかっている方なんです。で、これを特殊法人に移行するという場合にも、国家公務員の試験を受けて入ってきた人たちはどうなるんですか、これは。

○説明員(井上正君) お答え申し上げます。

現在移行問題に関連いたします諸問題を検討しております、その中でいま先生御指摘の問題、身分保障の問題でございますけれども、どういう形で新エネルギー機構に移行したらよろしいかという問題を検討しております、現在まだその結論は出ておりません。

○丸谷金保君 大臣、これはもうかっているんです。ですから、こういうところから先に手をつけるといふのはちょっと私たちは不思議でかわないんです。どうですか、御存じでしたか、アルコールもうかっているといふこと。

○政府委員(高橋元君) 専売アルコールは実は酒税の課税から除かれておるわけでございます。したがって、アルコール専売の益金から酒税相当額を取ったといふいたしましたならば、必ずしも黒字といふことにはなりません、その点何と申しますか、本来一〇〇％アルコールまで酒税を徴収するものとすれば、これはむしろ赤字企業だといふふうな私どもは考えておるわけでございませう。

○丸谷金保君 そういふことになると、ちょっとこれ言わなきゃならないことになってくるんですが、まあにやにや笑っておられるけれども、いま酒屋さんの方に出示しているのは、三十万三千三百円というのが指導価格ですね、そうですね。

○政府委員(小泉忠之君) トン当たりのお値段かと存じますが、これまた自由価格でございます、指導価格とおっしゃいましたけれども、私どもそういう指導はいたしておりません。

○丸谷金保君 そうすると、これは大蔵省はこれらについての指導はしていないんですか。

○政府委員(小泉忠之君) 指導価格ではございません、いろいろ最近の事情、先生も御存じだと存じますが、海外の粗留アルコール、これがガソリン関係と関連いたしましたのでこの供給がタイトになっておる、あるいは値段の値上がりがあるといふような事情は私も拝聴いたしておりますが、それをもつて幾らに云々といふようなことはいたしておりません。

○丸谷金保君 そうしますと、五十四年十月一日二十万七千円、五十五年十月一日三十万三千円、こういう価格を設定する場合に大蔵の方では全然業界のそういう相談にはタッチしていない、こういうふうな理解してよろしいでございますね。

○政府委員(小泉忠之君) 何と申しますか、先ほどお答え申し上げましたように、客観情勢といひますか環境の変化とか、それから蒸留酒業界はやはり酒類業界の一つでございますので、その健全な経営とかそういう点については十分留意していろいろ御相談があれば応ずるといふような態勢をとっておりますが、値段を幾らにということはいいたしておりません。

○丸谷金保君 私の質問にちょっと答えてないんですがね。

私はこの値段の決められた段階で、大蔵は相談にもあずからないし会合にもだれも出ないし、意見も言っていないといふふうな理解してよろしいんです。

○政府委員(小泉忠之君) 各企業がお決めたにしているお値段だといふふうな思ひます。

それともう一つは、アルコールはいろいろ種類も実はございませうけれども、アルコールとしては、その精製の程度といふことによつて種類は違ひますけれども、アルコールそのものとしてはかなり均一化された商品ではないかと思ひます。したがって、各アルコールの製造業者の方が酒類業者の方にそれをお売りになるという場合のいろいろな契約ございませうけれども、たとえば六カ月で契約するとかあるいは三カ月とかいろいろ契約ございませう、その間の値段決めのいろいろ御交渉がございませう、ですから、トン当たり三十万何円がしといふのは、そういったものの平均値といひますか、そういったものではないかといふふうな心得ます。

○丸谷金保君 重ねてお伺いします。私のお聞きしているのは、五十四年十月一日、五十五年十月一日——これは醸造用アルコールの価格が値上げされているんです、この時点で。その日からこう決めているのです。この決める会合に、あるいはそれに対する下相談なり、そういうことについて大蔵の方としては出席はしていませんねと聞いているんです。

○政府委員(小泉忠之君) 直接の御質問でございますので定かにお答えは申し上げられませんが、先ほど来申し上げておりますように、価格を幾らに決めるということは個々の企業でお決めることになるし、それについてのいろいろな協議といふこともあつてはあつたかもしれませんが、私どもとしては

そういった問題について幾らにすべしとか、あるいはどうであるといふような御相談については承知いたしております。

○丸谷金保君 あなたが承知していないといふこととすね。

私の言うのは、いいですか、もう一回言ひます。五十四年十月一日、業界は二十万七千円に決まりました。五十五年十月一日、三十万三千三百円に上げました。これらを皆さんが相談して——業界の名前もありませうけれどもこういう席ですから申し上げませう、それぞれのメーカーの名前はいいですか。こういう相談の席におたくの方は出席していなかったですと聞いているんです。

○政府委員(小泉忠之君) 昨年の十月でございませう。

○丸谷金保君 はい。

○政府委員(小泉忠之君) 十月に建て値が変更になったようでございます。その後、本年に入りましてから円高になつておりまして、これの引き下げも図つておりますが、業界の会合には全然出席はいたしておりません。

○丸谷金保君 はくはさきからそういう業界の会合に出席しているかないかだけ聞いていますのに、こんなに十分も持つて回るような、これじゃとてもじゃないけれども、一時間半でもって終わらせぬですよ、こんな答弁されたら。してないといひますうんだったらすぐ言えばいいでしょう、そんなもの。三十秒もあれば答えられることを、何でそんなに持つて回らなければならぬのです。どういふわけなんです、それ。

○政府委員(小泉忠之君) 業界の会合には全然出席をいたしておりません。

○丸谷金保君 相談にも乗ってませうね。

○政府委員(小泉忠之君) 個々の企業がお決める値段について、何と申しますか、環境はこうであるとか、そういったレポートはもちろんでございますし、それに対してそれは承知しておくといふような事実行為はもちろんでございます。

○丸谷金保君 じゃ、こういう値段にしましたという報告を受けてはおると、しかし相談には乗ってない、そういう意味ですか。

○政府委員(小泉忠之君) 大体そのとおりでございます。

○丸谷金保君 大体というのは気に入らないんだな。こんな簡単なことが大体ということあるかい、あんな。

○政府委員(小泉忠之君) 御無礼しました。そのとおりでございます。

○丸谷金保君 そうすると、報告を受けていて、いいですか、先ほど主税局長の方で専売のアルコールは酒税や何かが入ってないから安くなっているというふうに言われましたね。この業界の、たとえば二十万七千円、三十万三千円と、こういう金額には酒税は入っているんですか、それじや。

○政府委員(高橋元君) これは酒税法上アルコール分九十度以上のアルコールは除外しておりますから、酒税は当然負担しておらないわけでございます。

○丸谷金保君 そうすると、先ほどの答弁は訂正しますね。

○政府委員(高橋元君) これは酒造業者の原料として引き取るわけでございますから、未納税の売買でございます。

○丸谷金保君 私の聞いていたのは、先ほどの答弁訂正しますかと聞いたんで、未納税とかそんなことわかってるんだよ、それね。先ほどあなたは専売の方が安いのはアルコールの、醸造用のアルコールの方が酒の税金が入ってるから高いんですよと言ったから、それを訂正するかしないかって聞いたんで、未納税聞いてるんじゃないんだよ。

○政府委員(高橋元君) 私が申し上げましたのは、アルコール専売事業で税金が出ていようように見えますのは、もしそれが酒税を負担したとしたならば必ずしも黒字と観念できないのではないかという趣旨の御答弁をしたわけでございまして、したがって、いま委員から御指摘のありまし

た点につきましては、そういう趣旨であるというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○丸谷金保君 お酢になったり工業用に使うアルコール、専売のやつは、酒税の話どうして出てくるの、そこで。酒になるんじゃないんですよ。何でそこで酒税の話が出てくるんです。

○政府委員(高橋元君) 企業体として一般価格で販売しておったよりも安い価格で売っておるわけでございますから、したがって、一般価格で売ります場合に、それはやはり一〇〇%まで原料アルコールに課税をするといひますと、それは酒税を負担することになるので、その点は黒字が出たといひた場合でもしんじやくしなければならぬまいという趣旨を申し上げたわけでございまして、そこで丸谷委員のおっしゃったことと私の申し上げておることは若干食い違つておるかと思ひますので、以上の点を御了承いただきたいと思ひます。

○丸谷金保君 先取りして御答弁いただいたんだらうと思ふんですがね。ただし、業界の方の三十万の建て値を決めた、こどもやばり酒税は払ってないんですよ、この値段に入っていないんです。いいですか。それで、国の機関でさかい二十二万七千円の建て値です、九五%の変性アルコールが。しかもこれは変性するためにもう一つ手を加えてるんですよ、業界の売っている三十万のアルコールよりも。それで、国の方はこの価格で売っていてもなおかつ利益が上がつていっているでしょう。そして同じように税金のかかつてない業界団体が建て値を集まって決まると、しかもそれは三十万三千円、これを大蔵省はどうして黙って認めているんです。国の機関でこんなに安く売っているのにおまえら何だということになぜならないんですか。

○政府委員(小泉忠之君) 先ほど来申し上げておりますが、値段についてのレポートなり状況のレポートというものは随時いただく場合もございしますが、その過程で、たとえば先ほど御質疑のございました昨年十月の変更について申し上げますと、

そこで、業界内でその建て値についていろいろ都合があったというようなことは私も聞いておりません。

○丸谷金保君 聞いておる、おらない……。

○政府委員(小泉忠之君) おりません。

○丸谷金保君 公取、これはたまたま公取から今出ましたんで、前の質問からちよつと外れて、これはもうちよつと問題だと思つてゐるのは、アルコール業界が相談して建て値決めていくと。大蔵全く知らないと言ふんです。この問題については、さらに問題としては残ると思ふんです。大蔵が全く醸造用アルコールの価格の形成に関与しない。これは大臣、大変なことなんです。まさに自由価格、本当かと。しかしこれらが関与しないとしても、どうですか、こういうことが建て値として業界で相談して、しかも相当高いんですよ、こんなところへ決めるということ、これ実勢はたし必しもこのとおりいていませんよ、大量に買うというような場合。しかし建て値として決めることによつてぐつと値段は二十三万から一気に上がったことだけ間違ひなんです。買っている連中が言うんですから、上がつていたって。これはどうですか、公取として放置できますか。

○説明員(相場照美君) お答えさせていただきます。

ただいまの議論をいろいろお聞きしておたわけでございますが、制度の内容その他よくわからない点もございまして直ちにどうだということとは申し上げられませんが、今後事情等私どもとしても十分勉強したいと、こういうふうに考えております。通常の場合ですと、業界の方々が集まられて談合されてそして値段を決められるというところは、これは御承知のとおり独占禁止法に違反する行為でございます。そのような観点で、私どもとしても制度その他の内容がよくわかりませんので、現在の段階でどうだということは申し上げられませんが、一応私どもとしましてはこの状況について十分勉強してみたいと、こういうふうに考えております。

○丸谷金保君 参考までに、アルコールの原料はコーンあるいは糖みつそれから粗製アルコールから蒸留したりしています。アメリカでは、これはつい最近の「科学朝日」に出ていたんですが、トウモロコシですと一ガロン当たり一ドルくらいなんです。これはもう、ですからトロンにしても十萬円切るくらいですわね、国際価格。そしてしかも問題なのは、原料の九五%海外依存しているんです。これはアルコール専売も同じなんです。それから民間の醸造用アルコールをつくつているところも同じように九五%海外依存です。そうしますと、このとおりでないとしても原料、価格、粗製アルコール、糖みつ、いずれにしても通産の方でアルコール専売が売っているいま二十一万七千円、これは最近に上げなきやならぬけれども、円高の関係もあるので、大体原価計算からいくと、この方は役所の方ですから原価計算は出てますね、これ。このこともひとつあわせて御記憶願ひたいと思ひます。おたくがよくわからないということですから。

○説明員(相場照美君) 先ほど申しましたように、ちよつとわからない点もございしますが、十分に私どもとしましても勉強させていただきます。と、こういうふうに考えております。

○丸谷金保君 それから通産……。おたくの方ではこれの原価計算に基づいて販売価格決めているわけですね、黒字になつていっているんですから、もちろんこれは原価計算を割つていっていることじゃないですか。

○説明員(井上正君) そのとおりでございます。

○丸谷金保君 この点については公取に事実関係を十分調べていただくことにいま答弁いただいたんで、通産の方は結構です。

それから今度は、それぞれきよう開陳のありました中でも、洋酒その他から輸入酒とそれから国内生産の洋酒類、これが非常に税の賦課方法が違ふので、不公平でないかという意見が開陳されました。この点について、現況のまま公平かどうかひとつ根拠をお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(高橋元君) 酒の従価税でございますが、従価税の課税標準は国産品の場合は原則は製造者の販売価格、つまり蔵出し価格でございます。それから酒税法にも書いてございますように、輸入品の場合にはCIFプラス関税でございます。これが食い違っておるのではないかと、お尋ねでございますけれども、国産品の蔵出し価格に該当いたしますのは、輸入品の場合、輸入品が初めて国内の流通過程に入る際の価格、すなわちCIFというふうに考えるべきものというふうに思っておりますので、国産酒と輸入酒で課税方法に違いはないというふうにお答えを申し上げます。

○丸谷金保君 そうすると、業界の言い分の方が間違っている、こういうことでございますね。

○政府委員(高橋元君) たとえば輸入後、流通の段階で広告宣伝費がかかる、それについて課税をすべきかどうかということが問題かと思ひます。国産品の製造者に対応いたしますのは輸入品の場合には輸出の製造者または輸出業者でございます。したがって、国内の輸入業者は卸売業者と御念していいんではないかと思ひます。卸売業者が行います広告宣伝を課税標準に入れるべしという御議論は、直には成り立たないんではないかというのが従来から考えておったことでござい

○丸谷金保君 これは酒税の申告も自主申告ですからどちらの方をとるか、それはメーカーが決めることです。しかし、従量税の下位税率にしても上位税率にしてもメーカーが提出する希望価格を基準にして三二%でしたか、三八%ですか、控除をして従量税課税という方法があるわけですね。そうしますと、貿易商社が入れてくるものは卸売だからそこで課税の対象にならないとおっしゃいますと、庫出税との関連から言う矛盾しませんか。庫出税というのにおかしいことになりません、そうしたら。

○政府委員(高橋元君) ただいまお答えしておりましたわけですが、従来からの私ども

の考えは、蔵出しに当たりますのは引き取りという行為だと思ひます。つまりCIFプラス関税で税関の倉庫に入りまして、そこから引き取られることが国内で申しますとメーカーの蔵から出るといふところと御念すべきで、したがってそれを輸入の扱い者が、輸入業者が扱います場合の行為といふのはすべて卸売業者がなす行為と、国内品で申しますとそういうことに当たるといふ御説明をしたわけでございます。

○丸谷金保君 そうすると、CIFプラス関税、これは卸価格だと。

○政府委員(高橋元君) メーカーの蔵出し価格でございます。

○丸谷金保君 そうすると、それからメーカーから希望価格はとるんですか。

○政府委員(高橋元君) ちょっと詳細はもう少し専門的にお答えをさせていただきますが、とっておりません。

○丸谷金保君 それじゃ不公平じゃないですか。CIFプラス関税、それを蔵出し価格と設定した場合に、そこで税を決めちゃたらあと二千円に売ったって従価になるんですよ、二千五百円に売っても。いま業界の常識としては、たとえばワイン等についても二千円までは従価だと、こういうことが公然と言われております。また、事実の取り扱いもそうなりますよ。おかしいじゃないですか。

○政府委員(高橋元君) ちょっと御説明が行き届かなくて申しわけないと思ひますが、一定率制度を輸入品になぜ適用しないのかという御趣旨だと思ひます。国産品の場合には、申し上げましたようにメーカーの蔵出し価格を原則といたしておりますが、メーカーの蔵出し価格はロットごとになり変わってまいります。非常に複雑な算出手続が必要ですので、御承知のように一定率という道を開いておるわけでございます。そういう意味で、一定率を適用するということになりまして、それは小売価格から逆算をして蔵出し価格をはじくわけでございますが、洋酒の場合にはそういう

必要がなくてCIFプラス関税ということに相なっておりますので、一定率制度というものを適用する必要はないという考え方でございます。

○丸谷金保君 そうしますと、先ほどの答弁、同じだと言ったのはどうなんですか、同じでないでしよう。

○政府委員(高橋元君) 酒税法のたてまえは、あくまでも製造者の移出価格に課税をいたすということでございます。したがって、製造者の移出価格に当たりますものは税関からの引き取り価格、すなわちCIFプラス関税であると申し上げておるわけで、それはどういふふうな、輸入業者の扱いました場合の広告宣伝費等のそういう経費を課税標準に入れるべきか否かという問題に移出価格と御念すべきだというお答えをいたしておるわけでありまして。

○丸谷金保君 業界ではそういう広告宣伝費のことと申しているけれども、私はそんなことを一遍も聞いてないよ、いま質問してないんだよ。もつと前の話をしているんで、余り先走って聞かないことを答弁されると時間がなくなっちゃう。私の聞いているのは、いま聞いているのは、いいですか、輸入されたボトルの酒類と国内メーカーの同種の酒については課税方法は同じだと局長は言ったけれども、違うでしょうと聞いているんで、違ふとか同じだとか言ってくださいよ、それだけでいいんですから。広告宣伝費なんてものは聞いてないんだから。

○政府委員(高橋元君) 一定率制度はあくまでも任意的な簡便法でございますから、したがって、複雑な原価計算を要する国産品について利用されておるわけでございます。しかしながら、輸入品の場合には課税標準は、たびたびお答えしておりますようにCIFプラス関税ということで明確でございますから、したがって、一定率を強制するということにはなじまないというふうに考えておるわけでありまして。

○丸谷金保君 重ねてお願ひしますが、私の質問

に答えてください。いいですか、私そういうことを聞いているんでなくて、あなたがさきに言われたように、輸入酒も国内も同種のもの、同じ課税方法ですと言うから、違ふでしょうと言ったんで、それと同じなら同じだと突っ張ってください。同じでなかったら前言を改めてくれな。持って回ったようなそんなわかり切った話してもだめだよ。

○政府委員(高橋元君) たびたびお答えしておりますが、どうも正確でなくて申しわけございませんが、明確でなくて申しわけございません。一定率の選択の余地がないという意味では国内品と輸入品とは違ふわけでございます。

○丸谷金保君 もう一回聞くと。同じでないでしよう。それを言いなさいよ、あなたね、先ほど同じだって言ったんだから。

○政府委員(高橋元君) 重ねて恐縮でございますが、課税段階ということで考えれば、繰り返してお許しいただきますが、税関からの引き取りということとメーカーの蔵から出るといふところが同じだと私はお答えしておるわけでございます。一定率の適用の有無ということ言えばそれは違ふ、一定率の選択の余地がございません、輸入品の場合には。そういうことでございまして、御了承をいただきたいと思ひます。

○丸谷金保君 委員長ね、とてもこれじゃどうもならぬわ、進まなくてね、こんなことじゃ。いいですか、私はCIFプラス関税の蔵出し価格、輸入商社の。これと日本のメーカーの蔵出しの課税の方法は同じですかと聞いたんじやないんです、さっき。いいですか、そう聞いたんじやないんです、答弁いいんだよ、それで。私は課税の方法に違いがあるでしょうと聞いたんだよ。それをまだあなたはがんばるの、そんなことを言つて。

○政府委員(高橋元君) 一定率の選択ができるという意味でお尋ねでございましたら、私の申し上げておりましたことと違って、輸入品については一定率の適用の選択の余地がない、そういう意味で違つておるといふお答えになると思ひます。

○丸谷金保君 それを言ってもらうのに、これ二十分もかかっているんじや。こんな簡単なことですよ。ちょっと委員長から少し御注意していただきたいと思うんですよ、まずね。とてもじゃないけれども、こんなことだったら日暮れちゃうよ。

○委員長(中村太郎君) 委員の質問には的をしぼってお答えをいただきたいと思ひます。

○丸谷金保君 それで問題は、実はそのことを早く答弁してもらいたかつたんです。というのは、これは日本の酒の行政の中で酒の品質の管理の制度というのがないということのために輸出税一本にできない根本的な欠陥があるんじやないかということを開きたかつたのよ。どうですか、そう思いませんか。

○政府委員(高橋元君) 酒税法は、これも私、まったくどういふことを申し上げて恐縮でございますが蔵出し課税で、蔵出しの場合に従量をかけるか従価をかけるかという区分がございますが、酒税がかかるのは蔵出し、国内品の場合に、輸入品の場合には引き取りでございます。

○丸谷金保君 ですから、そういう制度に、要するに同じ課税の方法をとれない便法のそういう何といひますか、従量税の控除を設けて、希望価格から三二%控除するというような方法をとって一定率を掛けていくという方法をとらなかならなはいの、先ほど局長からお話のありましたように、ロットによつていろいろ違う、だから蔵出し一本というわけにはいかない、だからそういう方法もしなかならぬとおっしゃいましたね。まさにそのことだと思ふんです。それはなぜかということ、今度は酒税法の問題です。

酒税法というのは税を収納するということが中心であつて、酒税法の中では酒の品質管理ということについてはきわめて現在不備でないか。どうですか、これはお酒の方の……

○政府委員(小泉忠之君) 酒税法の問題はさておきまして、酒類の品質管理につきましては、税務行政上十分留意して行つています。たとえば参考人の御質疑にもございましたように級別制度、こ

れにつきましては課税の前提になることはもちろんでございますが、同時にまた、品質の保証といった面で、たとえば中小のメーカーさんの場合に銘柄力がない場合にはやはりそれなりの保証力はある。したがつて、そういった品質管理といひますか、法定上の級別制度あるいは同時に、私ども全国に百名の鑑定官がありますが、各地の醸造につきましてはその製造期間中醸造の技術指導等あるいは貯蔵、出荷の管理指導、いろいろな面でこの品質の管理には心がけておるわけでござい

ます。

○丸谷金保君 衆議院の方でも級別の問題として官能テストということで行われました。これははかの国でもそういうことは行われておりますから、そのこと自体がどうかということじゃないんです、問題はそういう点で品質管理の問題です。十分だとおっしゃいましたね。級別決めるときにたとへば特級、これは特級だと決めるときどういふ方法でやりますか。

○政府委員(小泉忠之君) 十分な品質管理が行われるよう心がけて税務行政を行つておると申し上げたつもりでございます。

級別の御質疑につきましては、これは先生よく御存じだと思ひますが、全国で各国税局単位に地方酒類審議会というのを置きまして原則九名以上、これは府県の醸造試験所の技術者あるいは私どもの鑑定官あるいはまた業界の経験者、こういった方々が中立的立場で毎月、場所によつて違ひますが、ほとんど毎月任意出品された酒類につきまして正確な鑑定を行つておる。それをもとにいたしまして、その諮問をもとにいたしまして、国税局長が級別を決定する、こういう段取りになつております。

○丸谷金保君 決める場合には蔵へ行つて決めますか、それとも持つてきてもらつて決めますか。

○政府委員(小泉忠之君) 概略で申しわけございせんが、全国で年間約八万点程度になります。それが百名の鑑定官にプラス民間の方がお集まりになつてやつておるといふ現状でございま

で、とても蔵へ参りましてその一つ一つを行うという時間的な余裕もございませんが、その蔵のどのタンクから出てきたものであるということについては厳密な判定をいたしまして、その結果を級別にいたしておるといふことでございます。

○丸谷金保君 その蔵の何番の、皆番号打つてありますね。そのやつを抜き出してきたのはこれだ、それは確認していただけます。そこでこれはいい酒だ、級別決めます。級別決めて特級だと、管理しているとおっしゃるんでしよう。その後今度には加水しますね、このときは管理するんですか。

○政府委員(小泉忠之君) メーカーの方は酒が少しでもよくなるようにということでも市場へ移出されるわけでございまして、加水におきましては良心的な管理というのは当然行われるわけでございまして、酒が悪くなるような加水ということはありません。酒が悪くなるような加水といふことはあり得ないと思ひますが、鑑定官室にいたしましては随時そういう点も余裕があれば指導等は行つておると思ひます。

○丸谷金保君 その次にろ過しますね。このときはどうなんですか。

○政府委員(小泉忠之君) マンパワの余裕があれば常時監視するということもあるいは可能かと存じますけれども、現状では各メーカーの商品に対する熱意と良心というものを前提に、それに期待して全体を順調に行つておるといふことでございます。

○丸谷金保君 その次に熱処理しますね、このときはどうなんですか。

○政府委員(小泉忠之君) 一つ一つの工程についてお答え申し上げるものではございませんけれども、おおよそそういう最終製品がよくなるような免許業者としての責任を持つて行つておるといふ前提で、特に異例な問題がございすればこれは国税当局としても行政指導を行うというようなことでやつております。

○丸谷金保君 あとまとめてやります。

あります。この補酸で問題なんです、合成乳酸の問題があるんです。あるんですが補酸もします。それから防腐剤も入れます。いいですか、加水をし、ろ過をし、熱処理をし、脱酸もしくは補酸をし、それから防腐剤も入れると、こういう段階を経た酒がその工程において管理、監督していなければ税務署が品質管理したということになりますか。もう官能テストをしたときの酒とは全然別なものが出てきているんですよ、これは。

○政府委員(小泉忠之君) 最近昭和五十一年度からかと思ひますが、市販酒につきまして全国的にかなりの点数になりますが、これを採取いたしまして、その品質の面についてこれは醸造試験所を中心に毎年の各地の清酒につきましての品位あるいは性能についてのデータを蓄積しつつござい

ます。そういったマクロ的な作業もいたしておりますが、各部分部分についてできるだけその工程において間違いのないようにという指導は鑑定官室を通じて行つておる。いろいろな技術的な御質問でございましてはしよつて申し上げますが、除酸あるいは脱酸でございまして、補酸、こういうことが行われるのはきわめてまれであるといふふう聞いております。

○丸谷金保君 本当ですか。きわめてまれですか、そういうことは。

○政府委員(小泉忠之君) きわめてまれであると聞いております。

○丸谷金保君 それじゃその中に、たとえば補酸に合成乳酸を日本酒使つておりますね、これは御存じですね。

○政府委員(小泉忠之君) これまた釈迦に説法でございまして、乳酸は酒税法上酒の原材料のほかに保存用の物品として、特に清酒につきましてはこはく酸と乳酸というものが掲名されております。これ釈迦に説法でございまして、清酒の製造工程では乳酸というものは欠かせないものでござい

○丸谷金保君 それはもういい、わかったから。質問していないんだから、このところは。

○政府委員(小泉忠之君) 米を糖化したしまして、それを今度は発酵いたします際に乳酸が必要でございます。その乳酸につきましては、食品衛生法上認められた基準に沿って各業者が適正に使用しておると、こういうことでございます。

○丸谷金保君 きわめてまれだと言っていますけれども、補酸というふうなことに。しかし合成乳酸、あなたは乳酸と言ったけれども、乳酸には発酵乳酸と合成乳酸あるんです。もうほとんど合成乳酸なんです、いま使っているのは。いいですか。そしてこれを相当使えばこれは補酸にもなるんです、糖化だけでなくて。

○政府委員(小泉忠之君) 御無礼でございますけれども、私も科学的な知識はそう豊富ではございませんが、乳酸というのは、いわゆるヨーグルトとかカルピスとか、そういうものに入っておりまして、これは有害なものでもありません。そこで、御指摘の合成乳酸と発酵乳酸というふうな御分類もあるようでございますが、専門家に言わせると、発酵乳酸の精製過程で硫酸等を使いましてこれを沈んでんさせて合成するということとでございまして、正確に申すとやはり合成乳酸ということになるようでございます。

○丸谷金保君 これは有害でないということですが、厚生省来ておりますね。実は一昨日厚生大臣に、私は、ヨーロッパは粉ミルクその他に対して使用を禁止したということと、それからワインとかそのほかの酒にはこういうものを使つてないというふうなことに付いて質問いたしました。そしてその中で厚生省側からは、シアン化水素が原料ですから本来そのものは有害だけれども、人体許容量で微量の場合には認められている。しかしそれも欧州は認めなくなつたんです。ね。そうでしょう。有害だけれども許容量の問題で許可しているんだと。このことはよくはもう非常に大変なことだと思つてゐるんです。どうなん

ですか。そうでしたね、おとといは。

○説明員(藤井正義君) 発酵乳酸並びに合成乳酸とも現在食品添加物として指定いたしております。その根拠は、先生の言われるとおり量の使用方によつて指定しているわけでございまして。したがひまして、有害であるか有害でないかというところをお答えするわけにはまいりません。ただ発酵乳酸の安全性について疑念がないということは事実でございまして。

○丸谷金保君 それは裏を返せば、合成乳酸に対してはいろいろ現在問題も出てきておるといふことをお認めになつた御答弁と理解をいたします。それでこの問題をもう少し掘り下げないといふことは大きなメーカーや有名な薬屋さんが売っているんだから何でもないんだという程度なんです。それから、これについては食品衛生法で規制をしているんです。そうすると、食品衛生法で規制をしているんですから、厚生省の方も酒屋さんの日本酒のこの種の問題については監督しているんですね。

○説明員(藤井正義君) 食品添加物につきましては、その使われ方並びに使われる量、この面から添加物の衛生問題については私どもが責任を持っておりますが、その範囲内で使われる限りは自由でございまして。

○丸谷金保君 そこで、さっきの品質管理の問題に移るんですが、要するに添加物として許可をするまでは厚生省だけれども、あとは知らないといふことなんです、厚生省の方としてはね。そうすると、量はどういうふうに使われている、そういうふうなことに付いては一切今度は監督責任は大臣省にございましてね。

○説明員(藤井正義君) 使うことについて製造業者の自由だと申し上げましたが、使われ方がどのようになつてゐるのかにつきましては、私どもは常に市場調査をやっております。

○丸谷金保君 そうすると、防腐剤の關係についての品質管理その他使われ方は、厚生省の食品衛生法ですか。で、やつておるわけですね。

○政府委員(小泉忠之君) 酒類行政上も品質の管理というのには、先ほど申し上げましたように、できるだけの指導はいたしておりますが、基本は先ほども課長からお答えございましたように、食品衛生法上認められた規格基準というのに沿つたものにつきます。それと、その商品のマークがつけられるわけでございます。そのマークを前提にいたしまして、マークのあるものを買うというふうな指導はいたしております。

それから、これまたよく御存じのことだと思ひますが、純粋な乳酸そのものの安全性はFAOとかWHOで、合同食品添加物専門委員会、成人に対しては、D-乳酸——これはL-乳酸、D-乳酸、DL-乳酸というふうなございます。一日当たりの摂取量の制限を必要としないという評価がエスタブリッシュされておるといふふうに伺っております。それでこの純粋な乳酸をつくる際に、先ほど御議論が出ましたシアンが不検出というところが厚生省から規格基準として定められておりまして、それに沿つて不検出な乳酸を利用しておる、活用しておるということでございます。

○丸谷金保君 この問題についてはさらに論議を深めなければならぬ。というのは、私たちがタール系の色素をこれはいかぬと言つて三十年代に建議したときに、アメリカが許可しているからいいと言つた厚生省が、四十年代に入つてアメリカがこれだめだとなつたら、途端にだめだとなつたという経緯があるのをよく説明したものであります。だから厚生省で、いまいちと言つてゐるからいいと、これヨーロッパのために言つたから、まづだめだ、これはこの次、今度はアメリカに飛び火します。そうするとアメリカがこれをだめだとなつたとき、きつと日本の厚生省は、まただめだになるのです。そういうふうなことがいままでもしばしばありますので、厚生省がいいと言つたからいいというだけのものではないのです。しかし残念ながら、大蔵省の方にはその種のことについて

の権限ございせんわね。品質管理もそこまでなんで、もう時間がないからやめますけれども、そこまではいいです。実はそういう品質管理の問題、庫出税の問題、いろいろまだ問題がたくさんあるんです。

そこで大臣、ドイツのビールの会社幾つあるか御存じですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 知りません。

○丸谷金保君 これはもう大臣、そこまでは御存じないと思つたのです。ドイツでは五千くらいあるのです。というのは、税法なんです。累進課税なんです。蔵出しの。ですから私は、いま盛んに等級がどうだ二級がどうだという話が出ておりますけれども、これだけに詰めていくと、小さな日本酒の業者非常に困るのです、メーカーが。困る問題がたふさふさあるのです、きよう言えませんが。それでそういうことは、ビールがドイツで非常にたくさんあるといふことは、大メーカーが育たない。むしろ小さなメーカーがたふさふさある。累進なんです。だから種類別ですね、ビールとかワインとか日本酒とか、それぞれの種類によつて違うといふことの税率のほかに、蔵出しのときに累進課税の税率を用いなければいまの非常に進ずかしい酒税法の問題点といふのはある程度前進すると思つたのです。これはまた、きようは時間でございますから、これでやめて、さらに次の、こういう場合には質問を留保してすな、本日はここまでにしておきます。

○増田啓典君 それでは今回の一連の増税法案の一番最初に、酒税を参議院の大蔵委員会に審議をするわけでありますが、最初に大蔵大臣にお伺いをしたいと思つた。

先般第二次臨時行政調査会が正式に発足をいたしました。増税のない行政改革こそ第二臨調審議の出発点であると、こういうように土光会長は述べておるわけでありまして。そういう点は国民の大半の共感を得ていると思つております。そういう増税なき行政改革によつて財政再建をしていこうという第二次臨時行政調査会の方向について

てどのように考えておられるのか、所感を承っておきたいと思ひます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) その意気込みはまことに高く評価をいたします。私も好きで税金をお願いをしているわけじゃございませんので、やむにやまれずともかくお願いをしているわけでございますから、できることならば増税なき財政再建、これは何よりも理想的なことでございます。極力努力もしてみたいと考えております。

○増出啓典君 今年度の予算でも大蔵大臣として不要な経費の節減には努力をされたと思うわけでありませんが、しかし印象としては二兆円の国債は減額したけれども一兆四千億円に近い増税、あるいは所得減税も行わない、あるいは電電公社等から引き上げる、こういうものも本来から言えば電料を下げるべきではないかというお金で、大蔵大臣の負担のもとに赤字国債減らしが行われたと、そういう感否めないと思ひます。しかし前々から大蔵大臣も言っているように、今年度は一般歳出の伸びが四・三％あるいは一般会計の伸びは九・九％と、こういうことは一応の成果であると思うわけですが、大蔵大臣として今年度のこういう行政改革等による歳出削減の結果の今年度予算案を大体みずからはどのように評価しているのか。百点満点で言えば大体自分としてはどの程度であると思ひているのか、これを伺いたしたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私は、ともかく百点満点と言えども公式答弁になつてしまふだろと思ひます。やはりもつとやりたかつたと思ひ点もないわけではありませんが、ありませんが、限られた時間で、もう年度内編成というふうな中で、限られた財源の中でやるわけでございますから、まあまあ百点とは言わないが九十点以上はつけていただきたいと思ひておるわけでございます。

○増出啓典君 これからまた五十七年度の予算編成にもやがて時期が来れば始まるわけでありすが、政府の財政中期展望においては今まで議論されていきますように、一般歳出が五十六年度の

四・三に比べて一〇・四、これは五十七年度であります。その次が九・四、九・六と、こういうふうにかなり高いわけでありすが、この数字は行政改革等やらなければこうなるという数字であつて、大蔵省として何も手を打たないという数字になるんだと、このように大蔵大臣は御答弁されておられるように理解をされているわけですが、それでよろしいんでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) さうでございます。

○増出啓典君 そうしますと、増税なき行政改革といひますと、この一〇％前後の一般歳出をかなり切つていかなければならない。いままでも大蔵大臣は、たとえば補助金の問題にいたしましてもこれは八割が法律補助で、結局法律を変えなければできないんだと、いかにも国会が悪いんだと、こういうようなニュアンスの答弁があつたわけでありすが、私はやはり大蔵大臣としては、増税法案にしても法律改正、これは大蔵省から出してきてもおるわけですから、そういう行政改革についても積極的にやるべきじゃないかと、いままでのような答弁では、われわれは大蔵大臣の姿勢として非常によろしくないんじゃないかと、このように思ひわけでありすが、その点をどう考えているか。

それと、この一般歳出一〇％前後というものを大体どの程度を目標に考えているのか、これを承つておきます。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 行政改革については積極的にやらしていただきます。準備不足というふうな点もございましてこの国会では提案をいたしておりませんが、その全部については、かなり思い切つたものを五十七年度においては、その事前からもわからない、に提案をして国会の御理解を得て準備をしなければならぬか乗り切つていけないと。御承知のとおり来年は、五十七年度はこのままではともかく二兆七千億円程度の不足ができるわけですから、これはいかにも数字を發表する前は自衛隊でもうんとふえるのかとみんな思つておつたところが、予算委員会でも数字をちゃんと發表してみなければならぬ、どういふところがふえていくかというところ、社会保障費とか地方交付税というものがもうほとんどふえていくわけですから、そういうところにも非常な問題がある。したがつて結局どれだけ削減できるかということがまず第一、増税なき予算というからは、本当にこれが二兆円ぐらいのものを削減できるのかどうなのかという大きな問題にかかつてまいります。したがつてこれは決して国会の責任なんて私、言つておるんじゃないで、これは政府も国会も共同責任と言へば共同責任かもしれせんね、政府だけでは法律はできませんから。したがつてわれわれも大いに責任を感じておるところでございます。具体的な案が出たときにひとつ御推進をお願いしたいと、えてして結論賛成、各論反対といふことがいままでは多かつたわけでございますが、これだけ世論も盛り上がつておりますから、そういう点では私は今度は賛成いただけるものと、かように考えております。

なお、五十七年度の一般歳出については、じゃ幾らぐらいを目標にしているかと、まだそいつについて計算をいたしておりませんが、それはもうできることならゼロベースが一番いいことであると思います。しかしなかなかそうもいかないかもしれない。あるいはどうするか、これは今後の検討課題でございます。

○増出啓典君 それでは酒税法の質問をいたしたいと思ひますが、五十五年度の酒税の収見通しはどういう状況であるのか、本年度は、五十五年度は冷夏等の影響もあり、また国民の実質賃金も前年度より下がる。そういう中で、国民のお酒を飲むのもだんだんクラスの低い方に移るとか、そういう点が考えられるわけでありすが、大体収見通しはいまのところどういふ状況であるのかお伺いしたいと思います。

○政府委員(高橋元君) 五十五年度は、先ほどの補正予算で二百五十億減額をさしていただきましたが、現在補正後で一兆四千二百七十億円の収入を

予定いたしております。一月までの収収で申しますと、それに対して九千八百五十五億円収納済みでございます。補正後予算に對しては六九・一％入つておるわけでございます。補正後予算は先ほど申し上げました一兆四千二百七十億円でございますが、これは前年度に對して九七・七％の収収でございますが、その原因は、一つはいまお話をいたしました冷夏、もう一つは昨年の春にありました値上げによりまして、どうも早出しの出荷があつたらしいというふうなことから収収の伸びが悪かつたわけでございますが、今後は冷夏によるビールの移出の減少というふうな特殊要因がないといふことを考えますと、申し上げました一兆四千二百七十億円という補正後予算額に到達するのではないかとこのように考えておる次第でございます。

○増出啓典君 五十六年度の収収の見通しは大体どの程度を考へておられるのか。

○政府委員(高橋元君) 五十六年度でございますが、五十五年度のいま申し上げました一兆四千二百七十億円から、その上に最近の消費動向を勘案いたしまして、ただいま御提案申し上げております税率の引き上げを織り込みまして一兆八千三百億円というふうに考へておるわけでございます。

○増出啓典君 酒税が上がりましてそれだけ製品の価格も上昇すると。さらには原材料、人件費、そういうものも加わるわけでありすが、そういう点で、いま申されました収収の増加を見込むといふその根拠にある消費量ですね、消費量は五十六年度は五十五年度より大体どの程度伸びると考へておられるのか、それを伺いたしたいと思います。

○政府委員(高橋元君) 五十五年度の補正後に對比いたしまして清酒で一・七％、ビールで八％、ウィスキーで一〇・九％、その他の酒類で四・七％、合計いたしまして数量で六・五％の伸びを見込んでおります。

○増出啓典君 で、現在一般歳入の中で酒税の占める割合が、私のいたした資料では大体五・何％ぐらいであつたと思ひますが、収収

の中に占める酒税の割合というのはどの程度が妥当であるか、長期的に見た場合です、考えておるのか、これを伺いたいと思います。

○政府委員(高橋元君) 間接税の割合が非常に高かった時代、たとえば戦前ですと、よく直間比率が二対一だと申し上げましたが、その時代六五・二割というの間接税でございすが、その中で酒税は一般会計の一七・六割の税収を上げておたわけでございす。現在では、いまもお話のございましたようにそれが五・四割に下がります。酒とたばこという嗜好品課税の税収のウェイトが下がってまいったのが間接税率が下がってまいった一番大きな理由であらうというふうに思います。

財政の需要に応じてどのような租税構造を考えたらいかにということになります、これは非常に広い見地から深く掘り下げて検討いたさなければいけないわけですが、酒の税金がいかにどの大ききでなければならぬかという点については、アブオリな基準というのではないのではないかと、たゞ特殊な嗜好品であるという酒の性格からいたしまして、財政物資として相応な税負担を求めるといことは、各国共通、酒類についての特殊な租税上の性格、財政上の性格であらうと思います。どの程度の割合を保つかということにつきましては、いま申し上げました繰り返してございすが、財政需要、それから従量税のもとで次第次第に低下してまいります税負担率をどう是正していくかということが基本になるというふうに思います。その点は五十二年、五十五年と最近の税制調査会の中期答申の中でも、従量税率によって構成されております酒税率について、社会経済情勢に応じて適時に見直しを行っていくべきだという御指摘があるのとおりと私も考えているわけでありす。

○塩出啓典君 アメリカ等は歳入の中に占める税率が非常に低いようにいたいた資料にあるわけですが、たとえばビールの税金等を見ますと、非

常にわが国は諸外国よりも高い、こういう状況になつておるわけでありすが、諸外国と一般的に比較した場合、わが国の酒税の特徴というのはどういふ点にあるのかお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(高橋元君) 日本は、伝統的に非常に低いアルコール度数の酒を飲んでまいつたわけでございす。したがって外国の税制のように蒸留酒に高くて醸造酒に低い、しかも蒸留酒の場合でもアルコール分を中心として税率を持つていくという制度と異なりまして、日本の場合にはアルコール分課税だけでなく、酒の特性、生産消費の実態、そういうこといろいろな要素を加味いたしまして、消費課税として消費者の支出の背後にありまして負担力に照応する分類差等課税というのをとつておりますので、比較いたしますと、たゞいまのお尋ねにもございすように、日本の場合には醸造酒でありましてビールなどの税金は高い割りに、蒸留酒の税金は各国並みかそれよりも低いということが特色と申し上げられようかと思ひます。

○塩出啓典君 大蔵省として酒税の技術的な見直しを近い将来にやる、このようにお聞きをしておるわけでありすが、これはどういふ観点から見直しをされるのか、この点はどうか。

○政府委員(高橋元君) 昭和三十七年に酒税の全種類を通ずる減税と制度の全面的な見直しを行いました。それから二十年近い年数を経過するわけでございすが、その間に、たとえば原料事情と申しますと、清酒でございす、生産の事情と申しますと、たとえば清酒製造者の中の比較的零細な方々が二級をつつておられるというようなことでございすが、そういうことを中心としてかなり社会経済的な変化というのが出てまいつたわけでございます。

現在酒税制度について私どもが考えております問題というのは、大別して四つぐらい申し上げられるかと思ひます。

一つは、先ほど申し上げました分類差等課税というものは、酒の級別ということの一つの根拠に

しておるわけでありす。特、一、二級という級別が、これもお尋ねございましたように、客観基準でなくて官能基準と申しますか、客観的でなく味または品質というものによつて設けられてゐる。それからまた、級別が申請によつて行われるというところでございす。かつて特級、一級、準一級、二級とか、特級、一級、二級、三級というようないくつかの段階があったこともございす。その級別の数なども一つ問題であらうかと思ひわけございす。級別についてその存廃ということもまた指摘されておる問題でございす。この辺が級別制度のあり方の一つの柱でございす。

もう一つは、従量税と従価税の併用を現在いたしておりまして、全体の酒の約七割ぐらいかというふうにして承知しておりますが、それが従価税によつておつて、その余の九三割は従量税率によつております。こういう課税方法について、衆議院の御審議でもつと従価税というものの機能を大きくしていったらいいではないかという御指摘もございしました。従量、従価、またはその併用、そのやり方というものを具体的にどう考えていくかというのが第二の問題のグループであらうと思ひます。

それから第三の問題のグループは、税率構造でございまして、たとえば清酒は高くて合成清酒は極端に低い、しょうちゅうの甲と乙の間に税率のバランスがあると、まあいろいろ酒の種類ごとに税率が異なつております。これは三十七年以来バランスをとりながら、そのときどきの生産事情、消費事情に応じて改定をして今日に至つておるわけでございますが、酒類間の税率バランスが今日ここに至つていいのだろうか、またしばしば御指摘のありますように、零細な生産者というものは、その配慮というものが十分かというような、そういうことを含めまして税率構造のあり方というものが第三番目の問題であらうかと思ひます。

それから第四番目が、免許、許可、こういうこととあり方が現状で十分か、さらに簡素化を図り、またはさらに注意深く指導なり保護なりとい

うものをする必要がないか。

以上四つぐらいが現在私どもが考えております大きな問題で、そういうことをめぐつて基本的に検討をしてみたい。それには時間がかかると思ひますが、いろいろの方々の御意見を伺いながら、何よりもこの国会における御審議を踏まえて、時間をかけて研究していきたいというふうに考えております。

○塩出啓典君 きょうも午後、清酒業界、ウイスキー、ビールあるいはブドウ酒業界等の代表の方々を参考人としていろいろな御意見を承つたわけでありすが、特に清酒業界、これは民族の酒と言われながら、この原材料の七割を占める原料米が非常に高い、そういうことから大蔵省も苦しい、相対的には消費量もビールやウイスキーに比べて伸び悩んでおると、こういう状況にあるわけでありすが、全国の二千何百社の中であるの不採算企業が多い、このように聞いているわけですが、全国的にその経営状態はどういうようになつておるのか、これを伺いたいと思ひます。

○政府委員(小泉忠之君) 清酒業界の製造業者の収益状況についての御質問でございすので、国税庁の方から適宜お答えさせていただきます。思ひますが、近年におけるこの清酒製造業の売上高に対する税引き前の純利益、これがやはり経営の基本でございまして、それで収益性を拝見いたしますと、ここ数年横ばいの傾向で推移いたしておりますけれども、きょうも御議論いろいろございしましたが、部分部分にはかなり厳しい状況も出ておるようでございすが、業種全体といたしまして他の食品業と比較いたしますと、極端に悪いというわけでもないような状況でございす。数字的なことで申し上げますと、五十三事業年度の売上高税引き前純利益、これを率で申し上げますと、清酒につきましては二・六割という計数になつております。食料品全体の製造業のそれに見合う売上高純利益率は二・七割ということでございます。ほぼ同水準ではないかと思ひます。それから御指摘ございました赤字企業の状況で

ざいますが、これも清酒製造業全体で申し上げますと、五十二事業年度は二九・六％、五十三事業年度になりまして二八・六％、やはりほぼ同水準で、若干ながら減少しておるというような状況が一つございます。

それから清酒製造業のうちほとんどが、これ九割近くは法人企業になっておりますが、その赤字の状況、法人企業としての赤字の状況を申し上げますと、五十三事業年度では二九・七％ということでございます。約三割が赤字企業ということでございますが、食料品製造業全体で申し上げますと五十三事業年度では四五・五％ということでございますので、食料品製造業全体と比べますと一〇％以上低い赤字企業割合ということになっております。そういう状況でございますので、繰り返して申し上げますが、清酒製造業の収益性というのとは高いとはもちろん申せませんが、他の業種に比較して悪いという状況にはなっていないのではないかとというふうに判断いたしております。

ただこの赤字企業のほかに年間五十万円未満の黒字の企業というのにも常の問題になるわけでございまして、この低収益企業もあわせてごらんいただきますと、やはりこの五一％がそういったグループに属するということではないかと思ひます。

○塩出啓典君 私がいただいた資料では、清酒の場合原材料費が大体八割近い。ビールの場合は七割、ウイスキーも大体七割前後は原材料費。この原材料費のうち清酒の場合は全体の七割が原料米米費である。清酒業界としては本来輸入をすれば三分の一の安い米があるわけだけれども、そういう米を使わないで、言うなれば国策に沿って高い米を買っておる、そういう点がビール、ウイスキー業界とはかなりのハンディがあるんじゃないか。

私は先般もビール会社へも大蔵委員会の視察に同行いたしました。かなりビール会社等もコスト低減、合理化にかなり努力をして生産性も非常に上げてきておる、こういう努力は当然われわれ

は評価をするわけですけれども、やっぱり本質的にはビール業界も最近は何産の麦等も徐々には使つていけるようには聞いているわけだが、大半がまだ輸入をしておると、そういう差があるわけですが、このあたりの清酒業界のハンディキャップというものは数字的にはどうなるのか。と申しますのは、ビールの原材料費七割の中で輸入するものの占める割合というのはどの程度であるのか、これはわかりますか。

○政府委員(小泉忠之君) 計数の問題でござい  
ますので繰り返して御答弁させていただきますが、  
御指摘のように清酒のびん詰めまでの製造原価、  
このうちでやはり八割弱、七七％が原材料になっ  
ております。その内訳として米の代金は六割とい  
うことでございまして、その六割のほかに容器代  
等の材料費があるということでございます。で、  
他のビールあるいは、洋酒全体、これも概数でご  
ざいますが、私ども拝見しているところによりま  
すと、ビールについてはこの八割に見合うものは  
七一％、それから洋酒全体につきましてもやはり  
七割程度ということでございまして、一割程度の  
格差がやはりある。それがやはり御指摘のような  
原料が米になっておるといふことでございまし  
て、たとえば一級酒で千六百円のうちで大体二百  
円程度が米代ということとございまして、一〇％  
から一四、五％の間が米代ということとございま

すが、それがやはり食糧制度の枠内で国内産の米を原料として使つておるといふことでございますけれども、最近は五十一年度以来業界自体も努力をいたしまして、政府としてもそれを支援してやるわけでございますが、酒米については従来四十四年以來自主流通米を基本にいたしておりますが、その価格をできるだけコストダウンするよううな要望をいたしております、その要望が食糧庁等で取り上げられて、昭和五十一年以降は割り安な政府管理米の払い下げを受けておるといふこと、それが全体の大体二割に匹敵するようになってきておりますが、全体の問題を解決するにはまだ距離がある。それからビールにつきま

て、輸入の粹等の利用が主体でございますが、国内産の麦芽の使用につきましても、やはり国策に、農政に協力するという意味で、ビール業界は現在ほぼ二〇〇程度は国内産の麦芽を使っております。値段にいたしますと大体三倍の値段でございます。

○増出啓典君 私は、清酒は日本の伝統的なお酒でもありますが、そういう点で、やはり原料米に国産の米を使うというこういうハンディだけはなくして、そしてあととほそういう同じ条件の中で企業努力をし、そして競争をする中からいろいろ前進もあるんじゃないかと思うんですが、そういう意味で現在の原料米の制度ではまだまだ不十分じゃないか。やはりこの清酒用の原料米対策については、今後さらに大蔵省としてはどのように前進される考えであるのか、これを承つておきます。

○政府委員(小泉忠之君) 御指摘のような事情でございませけれども、やはり酒は嗜好品であるというのが原則になっておりまして、同じ米を使いますけれども、主食用の米の値段、自主流通米の値段とやはり酒米の原料米というものについて、主食米よりも価格を引き下げるということにつきましてはやはり国民の皆さんの御納得がいけるかどうかというところに非常な食糧制度上の悩みがあるというふうに伺っております。

○壇出啓典君 次に、特にお酒をつくるというの  
は杜氏とかかなり長年の経験に基づいてつくる、  
そういう点が多分にあるわけですが、最近はやい  
人がこういう杜氏等になかなかならない。という  
意味で民族の酒である酒造の後継者問題です  
ね、これが各地で深刻な問題になっておるわけ  
あります、こういう点についてはどう考えてい  
るのか、これを承っております。

○政府委員(小泉忠之君) 杜氏さんの現状認識の御質問でございますが、御指摘のように杜氏が全国で大体二千五百名程度の杜氏さん、それに蔵人の方々が一万人を超しまして、全体としては二万

人程度の従業員がごいます。なかなか年々老齢化が進んでおられるということで、後継者の確保のための施策がやはり年々必要問題となつてきているのは御指摘のとおりでございます。

原則は、やはり各企業において酒造従業員の不足に対してどう対処するかということが基本でございますが、それにつきましては、やはり酒造業界としても地元の従業員の採用を積極的にする、あるいは場所によりましては通勤制で杜氏の方々にやっていただくというような手段を講じまして対処をして毎年を乗り切つてきているという状況でございますが、国税庁といたしましてもこういった業界の施策に協力いたしましたして、やはり経験の浅い酒造従業員の方々の技術のレベルをできるだけ早く向上するために、そうしていい酒をつくるために、参加していただくために杜氏組合等の主催の講習会等には積極的に国税局の職員を派遣いたしましたして、そういったレベルアップということについて支援を行つておるといことがございます。

それから、酒造従業員の方の福利厚生ということについても、やはり後継者確保のためには大事なポイントでございまして、清酒製造業の退職金共済制度というのがございますが、これの実施を遺漏なきように行っておるということでございます。

○輸出啓典君 それから、きょう午後の参考人の  
方々の意見の中に今回の酒税を値上げする場合の  
手持ち品課税、これが千八百リットルにふえた。  
これはいいわけですが、これが全酒類一律に区別  
なしに千八百リットルということをもつと酒類  
別に分けるべきじゃないか、こういう意見があつ  
たわけであります。これは恐らく千八百リットル  
までが非課税ということであれば、できるだけ今  
回のいわゆる酒税の値上げの幅の広いやつを集中  
的に手持ち品にしていく、そういうことから非常  
的にバランスが崩れるという、そういう意味での  
メーカーの要望ではないかと思うんですけれども  
ね、私どももやっぱりそういう点は確かにもちよ

つと限度の決め方を千八百リットルという量一律でいくんではなしに、もうちょっとバランスのとれた方法にやるべきじゃないかな、そのように考えるわけですか。その点はどうか。

○政府委員(高橋元君) これはいまお話しごさいましたように一・八キロリットルを限度としておるわけですが、これを酒類ごとに異なつたものを決めたらどうかという御意見でございます。それは確かにそういうお話しのお気持ちはわかります。それは確かに、先ほど申し上げましたように、全国の小売屋さんとなりまして全酒類の小売をやつておる方が圧倒的に多いわけでございますから、小売屋さんの店頭でたとえばウイスキーは何キロリットル、酒だつたら何キロリットル、こういうふうに分けて手持ち品課税やりますことは、十三万ですか小売屋さんですと、御屋さんを入れまして十七万という販売業者にしと非常に複雑な手続になる。そこで従前から一・八キロリットル、これは五十三年のときには一・五キロリットルでございましたが、そういうふうには大体販売量の伸びに応じて一・八キロリットルというものを決めてやらしていただいておりますわけでございます。

○塩田啓典君 それからみりんに対する課税も今回増税になつたわけでありまして、私がお聞きしている範囲では、みりんというのは大半が調味料に使われておると、その家庭調味料に課税をされるということとはちよつと酒税の趣旨から言っておかしいんじゃないかと。こういう点、大体現在のみりんの生産量等がどの程度であるのか、また今回の増税によつてどの程度の増収があるのか、これを伺いたいと思います。

○政府委員(矢澤富太郎君) みりんは御承知のように、米と米こうじとしょうちゆうを加えまして、しょうちゆうの中に米の糖化した甘さを加えたものでございます。濃さといはしましては十二度あるいは十三度というふうなものでございまして、確かに調味料としてはほとんど使用されているわけでございますが、ごくまれに飲料に供される

ということもあるようでございしますが、調味料と見るかあるいは酒と見るかというところが御質問の問題点であらうかと思ふんであります。が、いづれにせよ十二度という濃さを持った飲み物でございしますから、液体でございしますから、かねてから酒という分類になつておるところでございします。それからもう一つ、これは本直しというのがございまして、これはみりんにしょうちゆうを加えて、二十二、三度の濃さにしたものでございしますが、これは柳蔭とかというところで完全に飲料に供されておるわけでございます。そういう意味で、みりん等は確かに現在のところほとんど調味料として使われて、飲料に供される例は乏しいことは御指摘のとおりでございしますけれども、もう一つ、みりんのきょうだいに当たる本直しというのが飲料に供されておるというふうな事情がございします。で、みりんを調味料であるからといって現在の酒税の課税対象から除外するということは適当でないというふうに考えております。

○塩田啓典君 だかみりんは六万四千六百三十三キロリットル生産をされておる、そのうちの約六百七十二キロリットルが本直し、これは全体の約一割でありまして、これは確かに飲用に使うわけですから税金がかかるのはいいと思ふんですが、酒と同一ような内容であるからといって、この酒税の本来的趣旨から言へばそこまで課税をするのは私はちよつと行き過ぎではないかと。これはどういう根拠は調味料にまで課税をするという、そういう根拠はどうなりますか。

○政府委員(矢澤富太郎君) 使用形態がほとんど大部分が調味料であるということは御指摘のとおりでございしますけれども、調味料と申しまして、みりんのように米と米こうじを使つてしかもしょうちゆうを使つておるというものは、品質的にいわゆる新みりん風の調味料とはまた異なつたものでございします。それから酒類全体の考へ方といはしましては、アルコール分一度以上の液体という定義でございまして、実際問題として飲料には供されておらないにしても飲料になり得る可能性はあるものでございしますから、現行の酒税法の考へ方ではみりんを課税対象から除外するということは適当でないというふうに考えておるわけでございます。

○政府委員(小泉忠之君) 補足して申しわけございしますが、いま審議官がお答え申し上げたとおり、みりん本直しと本みりんの関係はそのようございしますが、御質問のもう一点の、甘味調味料でみりん風のものでございします。これにつきましては、これは酒ではございしません。これにつきましては、これは酒ではございしません。これはまた次の質問ですから、非常に先へ先へと御答弁いただいて……。(笑)

○塩田啓典君 それでは、みりん風の調味料というのでございまして、それは実は税金はかかつてないわけでありまして、それはそういう意味でいろいろみりん製造業者がアンケート調査をした結果、大体半分がみりんと思つて買つておる、こういう状況が出ておるわけでありまして、そういう点では同じようにみりん風の調味料には課税はされてない、みりんのみに課税をされるというのは非常に不公平ではないかと思ふわけでありまして、そういう点はどうなのか。

それと、いま言つたみりん風というふうなもの、は、みりんでないにもかかわらず消費者を非常に惑わす結果になるのではないかと。公正取引委員会はどうか考えておるのか、この点について伺つておきます。

○政府委員(小泉忠之君) 公取の御答弁の前に恐縮でございしますが、先ほど酒類としてのみりんの御答弁がございしましたけれども、御指摘のように、甘味調味料は、糖類——グルタミン酸ソーダ

とかそういう物品を原料としたお菓子として、アルコール分は一度未満のものが主体でございまして、そのほかに発酵調味料というものがございまして、これは米、糖類等を発酵させる過程の、いわゆるろみ等の段階で相当量の食塩を入れたまじり、致酔飲料にならないような措置が入つて、アルコール分は一度以上の場合もございしますが、そういうものもございします。したがって、この両者はやはり致酔性の嗜好飲料には供しがたいという判定になるわけでございます。課税上は酒税の課税はないというのが現実でございます。そういういたしますと、御指摘ございましたように酒税法の適用を受ける本みりんともみりん、あるいは本直しというものと調味料としてのそれといったものとが販売ルートにおいて実差ができてくるわけでございます。販売免許の免許業者が売らなくても、それは売れるというところで、そういう面もございまして、かなり競争上のハンディキャップといえますが、こういふことについて業界サイドの議論があることは事実でございします。そこで私もしまして、そういう面をいろいろ工夫をいたしまして、そういう面をいろいろみりんの限定免許による販売ルートの拡大、みりんの、本物の方の販売ルートを限定免許の形で拡大していくのはどうかというふうなことも考えながら、市場の実情を踏まえて免許制度の弾力的運用が可能かどうか鋭意検討してまいりたいというふうな心がけておる段階でございします。

○説明員(波光巖君) みりん類似商品にみりん風調味料が付されておる問題で、景表法上の問題はなにかということとございしますけれども、何とか風という表示につきましては、そのものに類似はしておるけれどもそのものではないと、こういうふうな理解ができるものでないかと、景表法上は問題ないかと考えておる次第でございします。

なお参考までに、「生めん類の表示に関する公正競争規約」というものがございしますけれども、これではめん製造方法が手打ち風というのがございまして、こういう手打ち風、一定の機械を用

いていようなものについては手打ち風というように表示できると、こういうふうに規定いたしてあります。

○塩田啓典君 最後は大蔵大臣に要望したいわけでありますが、今回酒税の全体のあり方を検討するといふお話であります。私はやっぱりそれだけ筋が通ってなくちゃいけないと思うんですね。だからみりんにしても、酒だって料理に使ってやるじゃないか、こういう論理も成り立つわけで、それはほんの一部であって、みりんの場合はもう本みりんはすべて調味料であると、そういうものに税金をかけるというようなことは筋は通らない。

〔理事藤井裕久君退席、委員長着席〕

そうなる、いわゆるアルコールだって税金を、これは工業用のアルコールだって飲むかもしれないから取らなにかぬとか、こういう論理にもなるわけでありまして、そういう点を筋を通して御検討いただきたい。

それから一つ、私たちはこの酒税の値上げにも賛成はしたいわけでありますが、今後ともひとつ庶民のささやかな願いである一杯の酒が余り値段の上がらないように業界の合理化への指導、さらにはまた行政改革によって増税をやらない、こういう方向でさらに努力をしてほしい、このことを要望して質問を終わります。

○国務大臣（渡辺美智雄君） 御趣旨に沿ひまして十分検討いたしますし、今後とも極力蔵出カットでできるだけ対応できる最大限の努力をいたしてまいります。皆さんの御協力をお願い申し上げます。

○藤井孝男君 質問に入ります前に、私は去る二月一日に当選したばかりでございます。まだ議員になりましてから一カ月余りでございますので、このように早くに質問の機会を与えていただきましたことを厚く御礼申し上げますとともに、初めての質問でございますから、ふなれな点があるかと思ひますけれどもお許しをいただきたいと思ひます。

最初に、行政改革に對しまして大蔵大臣の姿勢

について伺ひしたかったんですがございますけれども、先ほど塩田委員よりも質問がございましたので、このたびの酒税法の改正、あるいはそれに関連する問題にまず入っていきたくと思ひます。

このたびの酒税の改正によりまして約二千八百三十億円ほどの税の増収を図ろうとしていらっしゃるわけでございますけれども、お酒につきましては特殊な嗜好品として、諸外国におきましてはこれにかなりの税額の負担を求めているわけでございますけれども、このような酒の性格から、これに相当の負担を求めることは、大蔵日本におきましては厳しい財政事情等も考え合わせますとそれ相当の理由はあるかと思ひますけれども、一方やはり国民の間では今回の増税というものは大衆課税だといふことで反対する意見もあるわけで、この点につきまして政府のお考え方を伺ひしたいと思ひます。

○政府委員（高橋元君） 大臣からたびたびお答えがありますように、財政体質の改善に資するため現行税制の基本的な枠組みの中で相当規模の増収を図って、公債二兆円減額といふことで五十六年度予算の御審議をお願いしておりますわけでございます。その一環として、現行税制の中で酒税についても負担の引き上げをお願いをするわけでございますが、蔵入充実の要請とともに、酒税が従量税率を原則としておりますために、物価水準が上がってまいります、また酒の価格が上がりますと、消費税でございますから消費者のポケットから払われます金額の中の税負担水準というものが下がってまいります。そういう事情も考慮いたしまして、従量税率を原則二四・二％上げるといふ案をつくっていただいま御審議をお願いしておりますわけでございます。これによりまして五十三年の五月の税制改正直後の酒の税負担水準に戻るといふことでございます。しかしながら、清酒一級、二級、それからしょうちゅう、こういう大衆酒につきましては消費の態様も考えまして税率の引き上げ幅を圧縮をいたしております、先ほど二四・二と申し上げましたが、清酒一級の場合には

一四・五、清酒二級、しょうちゅう、みりん等につきましては九・六といふことでございます。そういう配慮を行って、大衆の税負担ということには、消費の態様を考慮して税率引き上げ幅を圧縮することによって配慮をいたしておるといふことでございます。

もう一つつけ加えさせていただきますれば、税負担の配分が累進的であるか逆進的であるかということになりますと、一步一步の税金だけでなくて三十二兆円という税収を構成いたしております全体の税体系の中で、またさらには四十七兆円に近い歳出全体を含めた財政全体の観点から累進性、逆進性といふことは判断すべきものであらうかといふふうにも考えておりますが、まあ分類差等課税のもとで、消費に応じたより高級な消費にはより高い税負担を求めるといふ酒税の基本的な性格の中で、先ほど申し上げたような配慮を行ないながら税負担をお願いをいたして、それによって財政体質の改善に資したいといふのが私どもの考えでございます。

○藤井孝男君 いまの御答弁の中で、いろいろ今度の増税に關しまして特に格差をつけてということとで配慮を持って当たっているといふこととでございますけれども、この物価に対する影響をどの程度と考へておられますか。

○政府委員（高橋元君） 家計の消費支出の中で酒類に対する支出は百分の百八十七といふことであります。今度の酒税の引き上げがすべて酒の価格の上昇となつたといふ前提で試算をいたしますと、CPIへの直接の影響は〇・一二％といふふうになります。そのほかに、外食という項目の中にビールが入っておりますので、それも含めて試算をいたしますと、〇・一六％といふのが今回の酒税引き上げによりまして消費者物価への影響でございます。

○藤井孝男君 衆議院の大蔵委員会におきまして、今回の酒税法につきましては附帯決議がなされていられるわけでございますけれども、その中で、「小売価格の不当な値上げにつながらないよう十

分に指導すること。」という項目がありますけれども、この点について十分御留意願いたいと思ひますが、いかがでございますか。

○国務大臣（渡辺美智雄君） 十分に注意をしてまいります。

○藤井孝男君 酒税につきましては、いろいろ外国におきましても近來の財政困難からたびたび増税が行われておりますけれども、特にイギリスあるいはまたフランスでは過去何度か増税が行われたわけですが、また最近八一年、ことしになりましてイギリスがまた税制の改制を行うと聞いておりますけれども、その概要がもしわかりましたらお教え願ひたいんです。

○政府委員（高橋元君） 石油危機後、先進国の財政が危機に置かれたといふことは各国共通でございます。それに対応いたしまして、経済動向を踏まえて財政節度を維持するといふ観点から各国とも必死の努力を行っているわけでございまして、その一環として酒税の増税がたびたび行われておるわけでございます。

いまお尋ねのございましたヨーロッパに例をとりますと、イギリスは一九七五年から八〇年までに四回、フランスは同じ六年間に五回、ドイツは二回増税をいたしておりますわけでございます。それでイギリスは八一年の先ほどのハウ蔵相の予算演説で申しますと、酒税について日本の円に直しまして二千五百八十億円の増税といふことを提案をされておりました、アルコール税が一四・六％、ビール税が三七・九％、ブドウ酒税が一六・九ないし三〇・八％の引き上げといふのが財政演説で提案をされておるわけでございます。

○藤井孝男君 基本的なことをちよつとお伺ひしたいんですが、イギリス初めヨーロッパの諸外国の酒税制度は従量税あるいは従価税制度どちらでございましょうか。

○政府委員（高橋元君） 従量税が大宗でございます。

○藤井孝男君 現在わが国の酒税制度は、皆さん御承知のとおり従量税を基本としているわけでござ

ざいすけれども、比較的高額なお酒につきましましては、酒類につきましては従価税を課するという制度がとられているわけですが、従量税により課税されるものについては、今回の改正により物価の水準の推移に応じて随時その負担の見直しが行われているのがこれまでの例でございますけれども、やはりどうしてもそういう形で、その見直しがおくれるという傾向があるかと思うわけですが、やはり適正な負担水準を維持するというところから考えますと、この酒税につきましては、従価税制度というものを移行すべきであるという意見もあるわけですが、その点については、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(高橋元君) 大きな検討課題であると存じます。従価税制度は価格が上がってまいりますと、定率の課税でございますから所得、物価水準の推移に即応して適切な負担率を維持できるという意味で、消費税としてすぐれた特徴を備えておられることは仰せのとおりでございますが、一方で、これを納税義務者でございます酒類のメーカーの方から見ますと、課税標準の算定が大変むずかしい、それから税務執行の面で同様にむずかしい問題があります。納税者はコストアップによって価格を引き上げていけば必ず税額はそれに伴ってふえてくるので、税率が高い場合には価格への転嫁がむずかしくなるという問題もございます。清酒のようにたばこ価格引き上げを行わざるを得ない業界には不利であるというの、そういう御意見も寄せられているわけでございます。従価税への移行ということにつきましては、いまま申し上げましたようなメリット、デメリット両面あるわけでございますけれども、税務執行上の問題、酒の生産流通の実情などを十分考慮する必要がありますから、現実的な観点も踏まえて酒税制度全体のあり方とともに検討を行うことが適当だ、というのが過般の税制調査会の中期答申の御趣旨でありまして、私どもとしてもそのとおり考えて今後中長期的な問題として慎重に検討をしてまいりたいと存じております。

○藤井孝男君 その酒類のうち、一部従価税制度に導入されていない清酒の二級、二級、またあるいはしょうちゅうの中にかなり高額なものもあるわけですが、けれども、いわゆる高額に対する負担のあり方について部分的な従価税制度の導入ということは考えていますか。

○政府委員(高橋元君) 清酒の二級でございますと一・八リットルで一万円という酒があります。これになりますとその負担いたします税額は百五十四円四十四銭でございますから、小売価格に対する税負担率は一・五％ということになります。二級酒は通常一・二・九小売価格に対して酒税を負担していただいておりますので、こういうことは行き過ぎではないかという考え方が起ると思えます。しょうちゅうにつきましても通常は七・二％の対小売税負担率でございますが、中には七百二十ミリリットル、つまり四合びんで二千二百円というふうなものも出てまいっております。極端なものは二・二％ぐらいの税負担ということになっております。

こういうことで、従量税だけで価格の転嫁に十分即応しきれないというふうな酒類が清酒の一級、二級、しょうちゅう乙というふうなものに出てまいっておりますのは事実でございます。それは消費税といふことからは、より高い酒を買いまして、ときにはより高い負担をお願いするのが本来でございますから、いかに合理性を欠いておるというところも十分問題でございます。そこでこれらの問題につきましては税制調査会の中でも従価税の適用範囲を拡大していく、「税負担の公平の観点から従価税の適用範囲を拡大していくことを検討する」というような御指摘がありました。それで今回の改正についてもいまお尋ねのありましたような酒の種類のつきましても執行面、それから生産者の方々の御意見というものを踏まえながら検討してまいったわけでございますが、先ほどお答えしましたような従価税全体についての大きな問題というところもございまして、今回は見送ることにいたしました。今後従価税制度全般

の中で検討を進めたいというふうに考えております。

○藤井孝男君 今回の増税によりまして、先ほどお話にあつたんですけれども、いろいろ各段階に分けて、特に特級酒と二級酒との間の税率には相当な配慮を持って、また格差を持っているわけでございますけれども、これは非常な配慮を持って、というお答えでしたけれども、片やこれ考えますと、昨年の需要の伸びというところから考えますと、二級酒の伸びが大幅に大きくなっております。シェアが広がってきているということで、いわゆる上級酒から二級酒への移行がさらに今回の特級と二級との間の格差によってさらにこれが拡大されるのではないかと、これはまあ言ってみれば大変な大きな変化であろうかと思えます。この点について、この需要の動向を今回の税改正においてどういうふうに見ておられるか。また二級酒市場というのは、ほとんどが中小で生産されているわけですが、どういったことが大きく需要の動向が変わりますと大手メーカーが中小メーカーに入り込んでくるということになりかねない、そういうことがまた懸念されるということでございますけれども、この辺に対する対策をどう考えておられるか伺いたす。

○政府委員(小泉忠之君) 需要の問題でございます。すので国税庁の方から現状の御説明申し上げたいと思えますが、御指摘のように清酒の需要動向、昨年一年をございまして、特級酒では一割減になっております。一・一％、一級が五・四％、それに対して若千二級は五・一％御指摘のように増加いたしております。これはしかし、昨年の後半以来顕著になっておるような状況ではないかというふうに見ておりますが、御存じのよう、昨年の二月から四月にかけて全酒類の一〇％程度の価格の改定がございました。その反動あるいは仮需等の要因も織りこめて観測しなければならぬというふうな考えをしておりますが、事実として二級酒が徐々に増加してきています。その原因につきましましてはいろいろ御議論があるところでござい

ますが、第一にはやはりきょうも参考人の御意見等がございましたけれども、地酒が見直されておるというような状況が各地に出てきておるのでもあります。これは二級酒というよりも地酒そのものというふうに判断されます。

それから御指摘のように、特一級との価格差、これが価格改定もございましたし、税負担の増加もございましたわけですが、たとえば昭和五十年来の五、六年の状況を見ますと、やややはり特級酒の価格の上り方が三〇％、それから一級酒が二五％、二級酒が二〇％。ややそこに違いが出てきておる。そういったことで価格差もやはり種々の原因の一つではないか。

それから、往年はやはり二級酒が主体の酒類の消費状況になっておりました。約六割が二級酒であつたわけですが、最近では逆に一級酒が五六％ぐらいいつておられます。二級酒は四割を切つておるという状況が年々続いたわけでございます。で、全体の酒類の高級化といえますが、そういった状況が行き過ぎたのが若干調整されているのかなというふうな状況もございまして、もう少し動向を見定めまして問題を適切に考えていきたいというのが率直に言つて執行の方の考え方でございます。

大手メーカーの二級酒進出の問題、これも大変重要な問題でございますが、従来からエスタブリッシュしております酒業界の慣行は、やはり地酒は二級酒で大手メーカーは特一級というふうな、分野調整ではございませぬけれどもそういう慣行がございました。それがこの状況によって変化するかどうかというところがポイントでございます。私どもとしては制度的な制約がございませぬし、そういった活動に入ることに率直に言つてイエスでもノーでもないわけですが、できればしかしそういった分野の調整と言いますか、大手メーカーは大手メーカーらしい、もう少しがんばってほしいと、需要が特一級にまた戻ってくるかもしれないというふうな状況もございまして、慎重な行動をやつてほしいというふう

一つは期待いたしておるわけでございます。  
○藤井孝男君 ぜひともその十分な動向を監視していただきたいと言いますか、よろしくお願いしたいと思ひます。

もう皆さんからたびたび言われておりますように、この清酒というのはわが国の民族の酒ということでもございまして、今後とも何としてもこれはやはり育成をしていかなければならないことは当然でございます。しかしながら、清酒業界の経営というのは先ほども御質問ございましたけれども、大変経営状態というのとは相当数の企業が赤字状態にあるのではないかと、また不安定ではないかということでもございまして、民族酒たる清酒の製造業者の経営の安定のために国税庁、大蔵省これまでその保護育成についていろいろ対策を講じてきたわけでございます。大体これまで国税庁はこの民族酒たる清酒の製造業者に対してどのような育成策、保護策を講じてきたか、ちょっとお伺いしたいのでございまして、それでございます。

○政府委員(小泉忠之君) 酒税行政上とてまいりました対策につきましては、簡単に申し上げますと六点はございまして、

第一は、これは税制の当局の問題でいろいろありますが、増税率の調整を増税のために図っていただいておりますのが一つでございますが、そのほか業界対策といたしまして、清酒製造業の安定に関する特別措置法というものをとおくりいただきまして、それに沿って安定的な経営を伸ばしていくということが一つでございます。

それから近代化の促進ということも、近代化促進法に沿って現在第三次の近代化をいたしておりますが、これも努力いたしておるわけであります。第一点は清酒製造業振興対策を実施しておりますということでもございまして、先ほども申し上げましたけれども、近代化と同時に、この地酒振興対策といったようなものも需要開発の一環として振興対策を行っております。大体近代化の予算としましては、この三年間で十億円の近代化資金をこの事業に投入しておるというのが率直に言つて事実で

ございます。

それから酒造資金の信用保証事業も、これもまた安定法に基づきまして五十三年度からさらに資金を増額いたしまして実施しておるという状況でございます。これにつきまして業界の資金も入れまして、五十億の資金を活用してこの信用保証事業を行つておる。

それからもう一つは、第三次近代化の実施でございます。先ほど申し上げましたけれども、五年前五カ年計画で、五十二年度から五十六年度までの間に主として新商品の開発とか、それから人材の養成事業とか、そういった共同事業、さらにはまた販売面の卸売あるいは小売の業界とタイアップいたしました共同事業をいたしておるという状況でございます。

それからやむなく清酒製造業を廃止する方々、先ほど申し上げましたような環境でございまして、倒産する前にやはり自主的に他の業種に転換するという方々につきましては構造改善給付金というものを支出いたしておりまして、これは業界の二分の一の負担が重なるわけでございまして、これもこの数年間十六億円の支出が行われておる。

さらに最後に、原料米に対する助成でございまして、これは先ほど来申し上げておりますように、食糧制度の枠内におきましてできるだけ措置が行われておる。ざっと計算いたしますと百八十八億円の助成が行われておるというような状況でございます。

○藤井孝男君 実は、私の地元の岐阜県でも酒造業者が七十五社ほどあるわけですが、いずれも中小メーカーであるわけですが、ただいま種々具体的な措置を述べられたわけなんですけれども、これまでも、これまでそういった保護育成あるいはまた今後ともそういったことを十分お願いしていくことはもちろんでございますけれども、やはり私は、皆さんこれはもうどうも同じことなんですけれども、何としましても清酒の需要の低落をどうやってとめなければいけないかというのが、

これが本当の一番基本的な課題だと思つてわけでございます。そして何としまして、少しでも需要の喚起を呼び起こさなければいけないということから、私もいろいろ一生懸命勉強いたしますがアイデアを考へておるんですけれども、大臣、何かいいアイデアはございせんでしょうか、具体的に。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私も突然聞かれました。いいアイデアはないんですが、現実の問題としてお酒が洋酒とかビールに押されてきたということは、一つにはやっぱり世の中の変りというものがあつたでしょう、嗜好の変化。それからもう一つは、原料面において毎年お米の値上げというところでストレートにその影響を受けてきた。一方ウイスキーとかビールなんというのは小麦で、大部分は外国産品ですから、したがって相当長期間にわたつて原料が値上げにならない。そういうような有利な面を持つておつたということな

どが私は主たる原因じゃないかということも考えまして、やはりお酒は、米も余つておるという状態でもございまして、民族のこれは飲み物でもございまして、多少政策的な配慮というものも考へなければならぬというふうなことで、まあコップ一杯でやっぱ二級酒だったら一円五十銭がとこの値上げにとどめる。そのかわりビールの方は四、五円ぐらいはちよつとがまんしてもらふかとかという配慮も全然ないわけじゃないんです。これは、やはりまあ各政党とも外国農産物を入れるのをやめると、国内でできるものをつくれと、こう言つておるわけですから、しかしどうん

れちまうのは仕方ない話でして、そういうような点も考慮もして、幾らか考慮してと言つても私は言い過ぎではないと、こう思つておるわけでありまして。競争条件をそろえてやらぬとかないことないわけですから。しかしなかなか競争条件はそろわない。そろいませんが、税金の方で多少これらの調整をしたと言つちやしかれるのかな、これは。しないかもしれないが、このような、まあ主税局長の話と違つちやうわけですからね、値上げの理由が。しかられちやうかもしれない

いが、これは頭のすみっこになつたというわけではないという程度にしたいと思つております。いずれにしても、お酒はやっぱり日本の本場の民族のものですから、とだえさせないように、これがだめになつちやうとお米の方でも六十万トンとかいうものがだめになつちやうわけですから、また。これはもう大変なことなんです、実際は。大変なことはもうお客さん、酒屋さんというのは農家にとつても大変なお客さん。これがともかくつぶれることになると、早い話がこれだけ生産調整したが、さらに五十万トン追加というふうな話になつてくるし、またそこで金がかかるし、波及効果でか過ぎますわね、これは。したがつてそういう点も考へて、やはりお米の消費拡大といううな点もやはり政策としては考へていかなきゃならぬといううな点からいろいろと配慮をしていきたい。また、実務上の清酒の需要振興対策についてはいろいろございまして、国税庁の方から答弁させます。

○政府委員(小泉忠之君) 国税庁自体でも、五十六年度予算におきましては需要開発が、大臣のお答えございましたようにポイントでございまして、全国の主産地その他を見渡しましてこの需要開発の拠点についてどういう方向で問題があるかということにつきまして、本格的に本年度は調査いたす予算を計上していただいております。で、それに沿ひまして、できるだけ早く具体的なプロジェクト、これが業界の指導になるように、指針になるように今後努力してまいりたいと思ひます。

○藤井孝男君 今回の増税につきましては、私は自由民主党の議員といたしまして賛成の立場であるわけでございましてけれども、ぜひとも大蔵省も国税庁も増税ばかりでなくて、常に需要の喚起というものをぜひとも努力していただきたいと思ひわけでございまして。

多少時間が残つておるかと思ひます。先ほど塩田委員からお話ございましたけれども、みりんについてちよつと触れたいと思ひわけでございましてけれども、公正取引委員会の方から

の見解で、みりんの名称、特にみりん風といった名称については問題がないという見解であったわけでございますけれども、このみりんというのは調べたところによりますと、みりんという名前は室町時代あるいは戦国時代からこれが出ているということ、日本人の頭の中に、消費者の中にはこれはもうみりんという言葉が根づいているわけですね。したがって、たとえみりん風というふうにしても、頭にみりんという言葉があれば、これはもうみりんの一種というふうに見えるのが普通ではないかと思うわけですが、その点はいかがでございますか。どうお考えになりますか。

○政府委員（小泉忠之君） 適宜国税庁といたしましても適正な表示になるように業界とは御相談を始めておりますが、いろいろ言葉の表現の問題でございます。みりん風調味料で占めている表示が調味料が主語でございます。みりん風は形容詞であるとか、それから新みりんとか発酵みりん、塩みりんとか、これはみりんが主語になります。そういうような御議論までございまして、なかなか業界内でこれがという決め手が現れないような状況も事実としてございます。

○藤井孝男君 もう時間ございませんけれども、いずれにしても先ほどの質疑の中でもやはりこのみりん風が相当出回っております。いまやみりんの市場大分その影響が及んでいるということがございますので、その点十分配慮を願いたいと思います。

時間が参りましたので、私の質問はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長（中村太郎君） 本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時五十一分散会

昭和五十六年四月一日印刷

昭和五十六年四月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D